

2005年度 社会福祉プロジェクト

「地域づくり」に関する調査研究報告書

2006年3月

地域づくり研究実行委員会
北九州市立大学北九州産業社会研究所

目 次

I	人口動態の推移と結婚や子どもに関わる意識			
	－北九州市の場合－	石塚 優	・・・	1
II	まちづくり協議会・市民福祉センターに関する調査研究			29
	1. 北九州市におけるまちづくり協議会による「市民センター」を拠点とした地域づくりの課題			
	－まちづくり協議会会長および市民センター館長に対するインタビュー調査から－	山崎 克明 村山浩一郎 樋口 真己 田中 保尚		
	2. 北九州市における地域づくりの課題と展望			
	－新しいまちづくり協議会をめぐって－	村山浩一郎	・・・	51
	3. まちづくり協議会による地域づくりの現状と可能性	樋口 真己	・・・	61
	4. 小倉北区のまちづくり			
	－1校区1テーマ・こんなまちにしていきたい－	半田百合枝	・・・	69
III	韓国・ソウルのホームレス支援の実態と課題に関する調査報告			
		北九州ホームレス研究会	・・・	73
IV	北九州市の市民活動支援に関する調査と中間支援の在り方	岩丸 明江	・・・	89

I 人口動態の推移と結婚や子どもに関わる意識 —北九州市の場合—

石 塚 優

1. 少産化と人口減少の現状

(1) 人口の推移

合計特殊出生率（TFR）は表1の通り1975年に2を下回って以降、低下を続け人口置換水準にはほど遠い水準まで低下している。このため表1の通り、全国の人口増加率は02年、03年ともに0.1%に止まり、05年には減少に転じた。

周知の通り、1989年に合計特殊出生率が1.57を示した時点で「1.57ショック」と称され、出生動向を踏まえた対応策が検討され、実施されてきた。その大まかな経緯は図1の通りである。90年代初期の認識は出生率の低下を深刻に受け止めておらず、1980年代前半の水準に回復するとの認識であった。事実、90年代の人口推計は合計特殊出生率の回復を前提としてなされている。しかし、その水準は一向に回復せず低下を続けたのである。このことは2005年度に人口減少に転じた要因でもある。

この傾向は人口構成にも反映し、表1に示す人口3区分別人口比率の推移の通り、若年人口は1980年をピークに減少の速度が早まり、1990年には構成比で2割を下回り、2000年には2,000万人を下回った。2004年時点では構成比13.9%、1,700万人台へ減少している。

これに対して高齢人口は増加を続け、1970年に7%を超えて高齢化社会へ、1980年には1,000万人を超え、1985年には構成比10%を超え、1994年に14%を上回り高齢社会に、そして2000年には2,000万人を超えている。2005年の時点では2,500万人台で構成比20.0%である。

この若年人口も高齢人口も構成比は相対的であるから、若年人口が増えれば（出生数が増加すれば）高齢化の速度は鈍化することになる。しかし、出生率は低下する一方であり、高齢化に拍車をかけている。

変化したのは若年人口や高齢人口のみではない。物質的側面の豊かさが進展し、このことが、生活スタイルを変え、価値観は不変容の側面を残しつつ大きく変容した（例えば、嫡出子が9割以上を占めることや、性別役割観が根強いこと、女性が補助的労働力として位置づけられること等は不変容の側面であり、「イエ」制度的なイエを継ぐのは長男、親の面倒を見るのは子の努め、女の幸せは結婚にある等が希薄化し、集団主体から個主体へ等による快適性、利便性、合理性への価値観の変容：これらについては下記で調査結果が示している）が、少なからず出生率に関わっているといえる。

表1 年齢区分別人口構成の推移

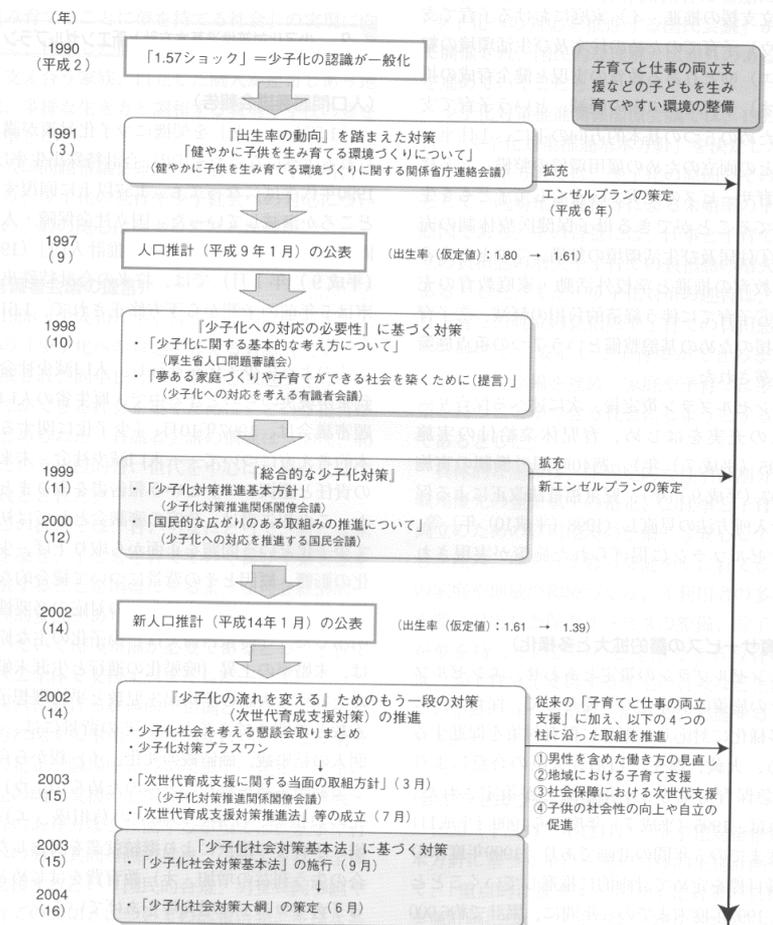
年次	総数	0~14歳		15-64歳		65歳以上		75歳以上(再掲)		平均年齢(歳)	合計特殊出生率	前回の調査人口に対する増加率
	実数	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合			
大正9年(1920)	55,963	20,416	36.5	32,605	58.3	2,941	5.3	732	1.3	26.7
14 (1925)	59,737	21,924	36.7	34,792	58.2	3,021	5.1	808	1.4	26.5	5.11	6.7
昭和5 (1930)	64,450	23,579	36.6	37,807	58.7	3,064	4.8	881	1.4	26.3	4.72	7.9
10 (1935)	69,254	25,545	36.9	40,484	58.5	3,225	4.7	924	1.3	26.3	...	7.5
15 (1940)	73,075	26,369	36.1	43,252	59.2	3,454	4.7	904	1.2	26.6	4.12	1945年-0.7
25 (1950)	84,115	29,786	35.4	50,168	59.6	4,155	4.9	1,069	1.3	26.6	3.65	15.6
30 (1955)	90,077	30,123	33.4	55,167	61.2	4,786	5.3	1,388	1.5	27.6	2.37	7.1
35 (1960)	94,302	28,434	30.2	60,469	64.1	5,398	5.7	1,642	1.7	29.0	2.00	4.7
40 (1965)	99,209	25,529	25.7	67,444	68.0	6,236	6.3	1,894	1.9	30.3	2.14	5.2
45 (1970)	104,665	25,153	24.0	72,119	68.9	7,393	7.1	2,237	2.1	31.5	2.13	5.5
50 (1975)	111,940	27,221	24.3	75,807	67.7	8,865	7.9	2,841	2.5	32.5	1.91	7.0
55 (1980)	117,060	27,507	23.5	78,835	67.3	10,647	9.1	3,660	3.1	33.9	1.75	4.6
60 (1985)	121,049	26,033	21.5	82,506	68.2	12,468	10.3	4,712	3.9	35.7	1.76	3.4
平成2 (1990)	123,611	22,486	18.2	85,904	69.5	14,895	12.0	5,973	4.8	37.6	1.54	2.1
7 (1995)	125,570	20,014	15.9	87,165	69.4	18,261	14.5	7,170	5.7	39.6	1.42	1.6
12 (2000)	126,926	18,472	14.6	86,220	67.9	22,005	17.3	8,999	7.1	41.4	1.36	1.1
17 (2005)	127,708	17,727	13.9	84,590	66.2	25,392	19.9	11,422	8.9	43.1	1.29 (2003)	0.3 (2001年)
22 (2010)	127,473	17,074	13.4	81,665	64.1	28,735	22.5	13,792	10.8	44.6	1.29 (2004)	0.1 (2002年)
27 (2015)	126,266	16,197	12.8	77,296	61.2	32,772	26.0	15,735	12.5	46.0	—	0.1 (2003年)
32 (2020)	124,107	15,095	12.2	74,453	60.0	34,559	27.8	17,666	14.2	47.2	—	0.1 (2004年)
37 (2025)	121,136	14,085	11.6	72,325	59.7	34,726	28.7	20,260	16.7	48.3	—	—
42 (2030)	117,580	13,233	11.3	69,576	59.2	34,770	29.6	20,972	17.8	49.2	—	—
47 (2035)	113,602	12,567	11.1	65,891	58.0	35,145	30.9	20,453	18.0	49.9	—	—
52 (2040)	109,338	12,017	11.0	60,990	55.8	36,332	33.2	20,089	18.4	50.4	—	—
57 (2045)	104,960	11,455	10.9	57,108	54.5	36,396	34.7	20,355	19.4	50.9	—	—
62 (2050)	100,593	10,842	10.8	53,889	53.6	35,863	35.7	21,616	21.5	51.3	—	—

(注) 昭和15 (1940) ~平成12 (2000) 年の総人口には年齢不詳を含む。

(資料) 平成12 (2000) 年以前は、総務省「国勢調査」、平成17 (2005) 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14 (2002) 年1月推計)。

「合計特殊出生率」及び「前回の調査人口に対する増加率」は平成17年版「国民生活白書」より作成

図1 少子化社会対策に関するこれまでの政府の取組の流れ



出所：平成16年版「少子化社会白書」

(2) 北九州市の人口動態の推移

① 人口構成の推移

北九州市の人口構成の推移は表2に示した通りである。1965年の高度経済成長の中期には年少人口が4分の1を占め、高齢人口は5%に満たない。1970年に全国水準で高齢人口比が7%を超えた時点でも6%程度である。1990年に年少人口が17.8%となり、2割を下回っているが、全国水準では18.2%であるから、この時点では全国水準を下回っている。しかし、1970年には年少人口は全国水準を下回っており、その傾向が継続していることになる。2003年の時点では全国水準14.0%に対して北九州市は13.5%である。北九州市の高齢人口比率が全国水準を上回るのは1990年である。全国水準が12.0%に対し、北九州市は12.7%である。これ以降、北九州市は政令市の中で最も高齢化率が高く、2003年の時点では全国水準が19.0%に対して20.8%である。また、75歳以上の構成比も高くなっている。

表2 北九州市の人口構成の推移

北九州市の年齢区分別人口構成の推移									
年	総人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上		75歳以上再掲	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
1965	1,042,388	268,652	25.8	723,752	69.4	49,984	4.8	13,149	1.3
1970	1,042,321	248,849	23.9	731,769	70.2	61,703	5.9	17,008	1.6
1975	1,058,058	253,730	24.0	727,539	68.8	75,935	7.2	23,250	2.2
1980	1,065,078	246,184	23.1	725,073	68.1	92,691	8.7	30,489	2.9
1985	1,056,402	223,518	21.2	723,711	68.5	108,757	10.3	39,967	3.8
1990	1,026,455	182,798	17.8	709,516	69.1	130,423	12.7	51,047	5.0
1995	1,019,598	156,649	15.4	701,664	68.8	160,584	15.7	61,593	6.0
2000	1,011,471	140,202	13.9	675,675	66.8	194,250	19.2	78,472	7.8
2003	998,981	134,990	13.5	656,330	65.7	207,653	20.8	88,794	8.9

国勢調査による。2003年は住民基本台帳による2003年9月30日現在の結果。構成比の単位は%

② 人口動態の推移

北九州市の人口動態の特徴は1965年以降、一貫して社会動態がマイナスを示していることである。1960年からの国民所得倍增計画、全国総合開発計画、農業基本法、新産業都市開発促進法等に基づく高度経済成長期と称される時期の中頃には既に社会減であった。その背景には「黒いダイヤ」といわれた石炭産業が衰退し、重厚長大型の産業の構造改革が始まっていたことによる。「企業城下町」である北九州市から本社機能や研究所機能が中央へ移転するような改革が始まり、1965年から2003年まで転出が転入を上回って推移している。それでも1980年に減少に転ずるまで人口が増え続けたのは自然増による。

表3 北九州市の人口動態（単位：人）

年次	総人口（国 調・推計人口）	自然動態			社会動態		
		出生数	死亡数	差引	転入数	転出数	差引
1983（昭和38）	1,032,648	17,838	6,177	11,661	…	…	…
64（39）	1,036,034	18,397	6,262	12,135	57,150	54,137	3,013
1965（昭和40）	1,042,388	19,813	6,226	13,587	55,006	57,386	△ 2,380
66（41）	1,040,419	15,022	5,988	9,034	51,810	56,836	△ 5,026
67（42）	1,042,313	20,507	6,196	14,311	51,067	57,293	△ 6,226
68（43）	1,040,673	20,090	6,253	13,837	53,301	63,974	△ 10,673
69（44）	1,039,864	20,084	6,112	13,972	53,964	62,385	△ 8,421
1970（昭和45）	1,042,321	19,497	6,320	13,177	53,367	64,362	△ 10,995
71（46）	1,045,715	19,787	6,178	13,609	55,326	61,983	△ 6,657
72（47）	1,048,906	19,995	6,253	13,742	53,036	60,311	△ 7,275
73（48）	1,051,076	19,845	6,194	13,651	53,091	60,960	△ 7,869
74（49）	1,052,133	19,043	6,271	12,772	49,875	57,728	△ 7,853
1975（昭和50）	1,058,058	17,808	6,290	11,518	49,277	52,127	△ 2,850
76（51）	1,063,981	17,308	6,460	10,848	48,085	49,165	△ 1,080
77（52）	1,067,915	16,066	6,139	9,927	45,504	50,138	△ 4,634
78（53）	1,067,612	15,731	6,316	9,415	43,028	50,853	△ 7,825
79（54）	1,068,415	15,332	6,282	9,050	43,377	48,821	△ 5,444
1980（昭和55）	1,065,078	14,154	6,575	7,579	42,014	48,517	△ 6,503
81（56）	1,065,032	13,774	6,388	7,386	42,072	48,002	△ 5,930
82（57）	1,064,970	13,527	6,377	7,150	40,467	47,417	△ 6,950
83（58）	1,063,600	13,278	6,589	6,689	38,856	47,114	△ 8,258
84（59）	1,061,092	12,902	6,687	6,215	37,985	45,712	△ 7,727
1985（昭和60）	1,056,402	12,314	6,898	5,416	36,894	44,668	△ 7,774
86（61）	1,053,010	11,901	6,718	5,183	35,858	44,631	△ 8,773
87（62）	1,045,560	10,686	6,843	3,843	35,497	46,505	△ 11,008
88（63）	1,039,482	10,454	7,237	3,217	34,151	42,279	△ 8,128
89（平成元）	1,034,328	10,023	7,077	2,946	33,600	41,686	△ 8,086
1990（平成2）	1,026,455	9,606	7,690	1,916	34,295	41,073	△ 6,778
91（3）	1,021,816	9,811	7,463	2,348	34,174	40,385	△ 6,211
92（4）	1,020,877	9,540	7,772	1,768	34,946	38,102	△ 3,156
93（5）	1,019,996	9,250	7,809	1,441	34,613	36,779	△ 2,166
94（6）	1,019,372	9,668	7,686	1,982	33,467	36,645	△ 3,178
1995（平成7）	1,019,598	9,246	8,265	981	33,762	35,916	△ 2,154

96 (8)	1,017,733	9,392	8,022	1,370	33,091	36,376	△ 3,285
97 (9)	1,016,264	9,512	8,164	1,348	32,976	36,120	△ 3,144
98 (10)	1,014,608	9,501	8,448	1,053	32,574	35,868	△ 3,294
99 (11)	1,011,762	9,136	8,751	385	31,639	34,343	△ 2,704
2000 (平成12)	1,011,471	9,172	8,603	569	31,007	34,298	△ 3,291
01 (13)	1,008,657	9,032	8,504	528	30,753	34,455	△ 3,702
02 (14)	1,006,458	9,092	8,807	285	30,472	33,417	△ 2,945
03 (15)	998,981	8,739	9,128	△389	51,247	54,175	△ 2,928

- 注) 1. 「北九州市統計年鑑」、「とうけい北九州」から作成
2. 「国勢調査」結果、及び「推計人口」。いずれも10月1日現在
3. 自然動態は、厚生労働省「人口動態調査」（日本人だけ）の数値ただし、2002（平成14）の数値は「とうけい北九州」の「推計人口異動状況」の集計結果
4. 社会動態は、総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」（日本人だけ）
5. 03年度の数値は総務市民局情報政策室の推計人口（日本人だけ）
（平成14年度北九州市人口移動実態調査より作成）

表3に示した北九州市の人口動態によると1970年には1万人を超える社会減を示しているが、市の人口は増加している。つまり1万人を超える社会減を13,000人を上回る自然増が相殺し、増加していたのである。しかし、自然増が逡減を続け、登録人口移動等と合わせて社会減を相殺しきれなくなったのが1980年である。また、人口は増加を続けていたが出生数は減少を続け、一時期2万人を超えた出生数が1980年には14,000人台に落ち込んでいる。この出生数が1万人を下回ったのは1990年であり、一方で高齢化率が高くなるに従い死亡数が徐々に高くなっている。このため、1983年以降は、社会減を自然増が相殺できなくなっている。1995年の自然増はついに981人と1,000人を下回り、出生数と死亡数の差がほとんどなくなっている。

2005年の1月の人口推計では北九州市の人口は100万人を下回り、今後それが常態化するであろうと予測されるに至っている。その要因は出生数の減少と死亡数の増加であるが、1960年代と人口数では大差がなく、男女比は女性が男性を上回る人口構成に変化しているが、1960年代の2万人という出生数が半数以下に低下した人口構造上の背景は何であろうか。

第一に北九州市は今日、男性よりも女性の人口が多いとはいえ高齢化が進展し、他の政令市よりも15～34歳の女性の人口構成比が低い（つまり少ない）こと（表17参照）を指摘できる。しかし、表4の通り有効出生率は、他の政令市と大差がなく、特に夫婦の出生力が低いとはいえない（日本の場合の出産は、結婚した夫婦による場合が9割以上を占めていることから）。人口が少ないこと以外の要因としては、未婚化・晩婚化が進んでいることや、結婚後に居住地区を市外に求めて転出する等が考えられる。

後者の要因は北九州市人口移動実態調査等で調査しており、これらの視点で今後検証する必要がある。

表4 政令市の有効出生率等(2000年)

年齢 (5歳階級)	札幌市	仙台市	千葉市	東京都区部	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	年齢
総数	1 822 368	1 008 130	887 164	8 134 688	1 249 905	3 426 651	2 171 557	1 467 785	2 598 774	1 493 398	1 126 239	1 011 471	1 341 470	総数
0～4歳	76 120	48 383	42 189	304 739	62 620	163 388	101 901	62 488	113 502	64 553	57 291	45 030	63 137	0～4
女性														女性
15～19	57 417	35 595	24 321	195 455	31 995	90 968	59 515	44 194	66 730	45 056	33 491	29 787	44 721	15～19
20～24	70 230	46 582	31 393	312 440	45 483	114 000	76 000	66 052	96 501	56 345	41 701	32 962	62 907	20～24
25～29	77 550	45 950	38 423	375 353	58 879	145 790	90 656	62 588	117 297	60 156	50 887	36 323	63 816	25～29
30～34	69 526	38 252	35 221	340 385	57 183	141 259	81 217	52 573	101 088	52 299	43 058	32 457	53 618	30～34
35～39	65 614	33 866	29 583	287 333	45 249	120 601	73 477	45 739	85 226	49 431	37 715	30 743	46 212	35～39
40～44	62 582	32 524	25 885	240 681	36 126	103 377	63 442	39 740	71 289	47 812	35 459	30 582	43 196	40～44
45～49	73 001	36 087	29 984	251 446	37 884	112 519	67 909	45 136	79 967	52 457	38 940	37 024	47 726	45～49
女性小計	475 920	268 856	214 810	2 003 093	312 799	828 514	512 216	356 022	618 098	363 556	281 251	229 878	362 196	女性小計
有効出生率(‰) (女性子供比)	159.94	179.96	196.40	152.13	200.19	197.21	198.94	175.52	183.63	177.56	203.70	195.89	174.32	有効出生率(‰) (女性子供比)
対象女性比	26.1	26.7	24.2	24.6	25.0	24.2	23.6	24.3	23.8	24.3	25.0	22.7	27.0	対象女性比
全体														全体
15歳未満	248 405 13.6	146 825 14.6	123 766 14.0	900 208 11.1	170 670 13.7	474 656 13.9	303 272 14.0	185 896 12.7	327 851 12.6	206 703 13.8	172 967 15.4	140 202 13.9	191 092 14.2	15歳未満
15～64歳	1 286 323 70.6	727 783 72.2	647 283 73.0	5 855 771 72.0	923 655 73.9	2 463 151 71.9	1 506 882 69.4	1 015 509 69.2	1 822 803 70.1	1 033 013 70.3	791 617 66.8	675 675 66.8	967 799 72.1	15～64
65歳以上	262 751 14.4	133 020 13.2	111 959 12.6	1 336 289 16.4	154 704 12.4	477 053 13.9	338 795 15.6	252 963 17.2	444 740 17.1	252 427 16.9	160 181 14.2	194 250 19.2	177 771 13.3	65以上
平均年齢	40.1	38.4	39.7	41.8	38.8	40.1	40.7	41.3	41.8	41.4	39.6	42.6	38.6	平均
年齢中位数	39.5	36.3	38.8	40.2	36.4	38.8	39.7	40.0	41.1	41.4	38.6	43.8	36.3	中位数
男性														男性
15歳未満	127 113 14.6	75 211 15.2	63 168 14.1	460 027 11.4	87 586 13.5	243 128 14.0	154 781 14.3	95 201 13.5	167 828 13.2	105 893 14.8	88 655 16.2	71 981 15.0	97 545 15.1	15歳未満
15～64歳	615 595 70.8	364 327 73.4	330 923 73.9	2 990 181 73.9	492 676 75.8	1 270 497 73.2	766 066 70.9	498 840 70.8	916 684 72.0	501 234 70.2	391 845 71.5	326 800 68.3	475 245 73.4	15～64
65歳以上	111 203 12.8	56 419 11.4	51 021 11.4	566 409 14.0	69 122 10.6	213 684 12.3	144 325 13.3	102 110 14.5	186 021 14.6	105 819 14.8	66 138 12.1	78 977 16.5	71 770 11.1	65以上
平均年齢	38.9	37.3	39.0	40.6	37.9	39.2	39.5	39.7	40.6	40.2	38.5	40.9	37.1	平均
年齢中位数	38.2	35.2	37.8	38.8	35.7	37.8	38.5	37.8	39.9	40.1	37.6	41.7	34.8	中位数
女性														女性
15歳未満	121 292 12.7	71 614 14.0	60 598 13.8	440 181 10.8	83 084 13.8	231 528 13.7	148 491 13.6	90 695 11.9	160 023 12.1	100 810 12.9	84 312 14.6	68 221 12.8	93 547 13.5	15歳未満
15～64歳	670 728 70.3	363 456 71.0	316 360 72.0	2 865 590 70.1	430 979 71.8	1 192 654 70.5	740 816 67.9	516 669 67.7	906 119 68.4	531 779 68.2	399 772 69.1	348 875 65.5	492 554 71.0	15～64
65歳以上	151 548 15.9	76 601 15.0	60 938 13.9	769 880 18.8	85 582 14.3	263 369 15.6	194 470 17.8	150 853 19.8	258 719 19.5	146 608 18.8	94 043 16.3	115 273 21.6	106 001 15.3	65以上
平均年齢	41.2	39.5	40.5	43.0	39.7	41.0	41.8	42.9	43.0	42.5	40.7	44.2	39.9	平均
年齢中位数	40.8	37.5	39.9	41.7	37.4	40.0	40.9	42.1	42.4	42.6	39.7	45.8	37.9	中位数

資料：総務省統計局

有効出生率(‰)は本来0歳を対象とするが、ここでは便宜上0～4歳を対象として算出した。

以上が北九州市の人口構成及び人口動態の推移と現状であるが、以下では北九州市の15～35歳を対象とした結婚や出産及び、関連する意識についての調査結果から少産化について検討する。

(3) なぜ出生率は低下を続けるのか

平成16年版少子化社会白書では、少子化の原因を「晩婚化・未婚化の進展」「夫婦の出生力の低下」としている。さらにその原因の背景として「仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化」「結婚・出産に対する価値観の変化」「子育てに対する負担感の増大」「経済的不安定の増大等」を挙げている。

なお、本来「末子」を意味する「小子」という用語であるが、1992年版国民生活白書で、「少子化」という用語が「出生率の低下及びその結果として子どもの数の減少傾向を指す」意味で使用され、1998年版の広辞苑にこの意味が付加されたことを受けて「少産化及び子どもの数の減少傾向を指す」用語として使用されているので、以下でもこの用語を出生率の低下や少産化とともに使用している。

(4) 今が出生率回復の好機?

以下では、主に少子化の関わる意識について、18歳から35歳までの人の結婚に対する態度

の調査結果を中心に検討しようと思う。少子化社会白書では「少子化の流れを変えるチャンス」として第二次ベビーブーム世代が1990年代半ばから25～29歳に達し、2000年代前半から2005年位まで30～34歳人口が増大していることから、今が、出生数増大のチャンスであると捉えている。しかし、この70年代の第二次ベビーブーム世代も2010年には30歳代後半となり、後に続く80年代世代の人口は減少するばかりとなる。このため、第二次ベビーブーム世代に子どもを安心して生み育て、子育てに喜びを感じられるように、あるいは子どもの出生や子育てにメリットがあると認識できる施策を積極的に展開することが重要であると述べている（pp92～93）。少子化施策は遅きに失したのか、キャッチアップが可能なのか。意識面から検討する。

2. 仕事・結婚等に関する18～35歳の意識

ここでは、北九州市保健福祉局生活福祉部が実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」の三つの調査のうち「18歳から35歳未満対象分」の一部を、許可を得て分析した結果を紹介している。

(1) 調査の手続き

調査に回答してくれた市内居住の18～35歳の人の中から無作為に抽出した1,500人の内、433人であり、下記の通りである。

① 調査方法

調査票を郵送で送付し、回答後郵送で返送する郵送法

② 対象者

調査対象者数 北九州市居住の18～35歳の人の中から無作為で抽出した1,500人

回答者数 433人（有効回収率28.9%）

③ 調査期間

2004年2月27日～3月12日

なお、以下の図表では回答結果をまとめたり「無回答」を省略したりしている。また、18～35歳と記述されているのは、対象は35歳未満であるが、回答者に35歳も含まれているためである。

(2) 基本属性

回答者の基本属性は表5の通りである。

年齢区分別に性別構成を見ると表6の通り、18～20歳では女性が55.2%であるが、年齢が上がるに従い、男性の回答率が低下する傾向を示している。31～35歳では女性が7割を占めている。多くの他の調査と同様に男性の協力が低調な結果となっている。概ね調査に良く協力してくれるのは高齢者、次いで女性である。青年層と男性は調査への協力は低調であるのが一般的傾向であるが、この調査にもこの傾向が良く表れて、年齢の低い層と男性の回答が低調である。

表5 基本属性別構成

属性		度数	構成比	属性		度数	構成比
性別	男性	154	35.6	年齢区分	18～20歳	58	13.4
	女性	275	63.5		21～25歳	96	22.2
	無回答	4	0.9		26～30歳	127	29.3
年齢	18	5	1.2		31～35歳	148	34.2
	19	32	7.4		無回答	4	0.9
	20	21	4.8	職業	会社員	146	33.7
	21	23	5.3		公務員・教員	26	6.0
	22	17	3.9		パート・アルバイト	74	17.1
	23	16	3.7		農林漁業	2	0.5
	24	16	3.7		商・工・サービス業	12	2.8
	25	24	5.5		自営業その他	4	0.9
	26	31	7.2		専業主婦・夫	60	13.9
	27	30	6.9		学生	57	13.2
	28	16	3.7		その他	5	1.2
	29	24	5.5		無職	16	3.7
	30	26	6.0		無回答	31	7.2
	31	31	7.2		未婚・既婚	結婚している	183
	32	38	8.8	未入籍同居		15	3.5
	33	32	7.4	離婚・死別		15	3.5
	34	28	6.5	未婚		205	47.3
35	19	4.4	無回答	15		3.5	
無回答	4	0.9	子どもの有無	いる	151	34.9	
				いない	278	64.2	
				無回答	4	0.9	

表6 年齢区分別性別構成

	合計	男性	女性	無回答
18～20歳	58	26	32	—
	100.0	44.8	55.2	—
21～25歳	96	32	64	—
	100.0	33.3	66.7	—
26～30歳	127	52	75	—
	100.0	40.9	59.1	—
31～35歳	148	44	104	—
	100.0	29.7	70.3	—
無回答	4	—	—	4
	100.0	—	—	100.0
合計	433	154	275	4
	100.0	35.6	63.5	0.9

(3) 結婚への意識

未婚化・晩婚化が少子化の要因とされ、その背景として次の様な事象が指摘されている。

1) パラサイトシングル

都市的生活による家族機能の外部化がもたらす、金銭で家族機能を購入できる生活の実現と、それを支える経済的水準の維持が可能となるパラサイトが快適な生活を実現していること。

2) 結婚にともなう男女のミスマッチ

女性の結婚相手の条件が三高(背が高い、所得が高い、学歴が高い等)といわれた時代から、「十分な所得が得られること」「理解しあえること」「女性が仕事を続けるために家事への協力が得られること」の三C (comfortable, communicative, cooperative)へ変化したとの指摘もあるが、男性と女性の間結婚の条件の隔たりがあることと、対面的出会いの機会が希薄であることがミスマッチを生む等。

3) 女性の就業環境と伝統的行為規範

女性を取り巻く就業環境が、雇用機会均等法を実現しても女性が活用できない環境にあることや統計的差別が存在すること、及び伝統的性別役割に典型的に認められる行動や役割への拘束的規範が機能していることが、女性にとって結婚が不利に働くと捉えられる面がある。

このような指摘以外にも多様な要因が存在し、嫡出子が9割以上を占める日本においては、結婚を遅らせることや未婚化が進行することは少子化を促進する要因となる。

結婚・子育てへの支援策は北欧諸国を中心に、みかけ上成功している(合計特殊出生率が上昇する)ように捉えられるが、単に出産を遅らせていた世代が子どもを生み始め、出産を終えた世代との間に時間的にズレが生じていた間の出生率の低下がキャッチアップされた(タイムミング効果)だけで、施策の効果ではないとの指摘もある。

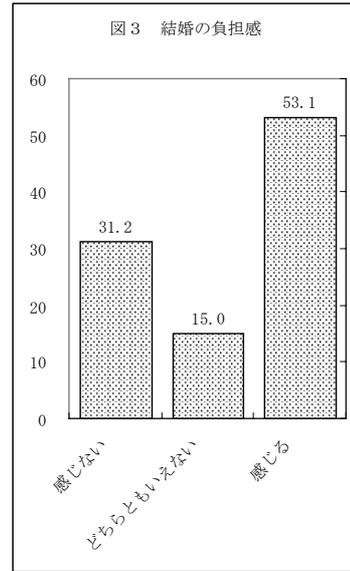
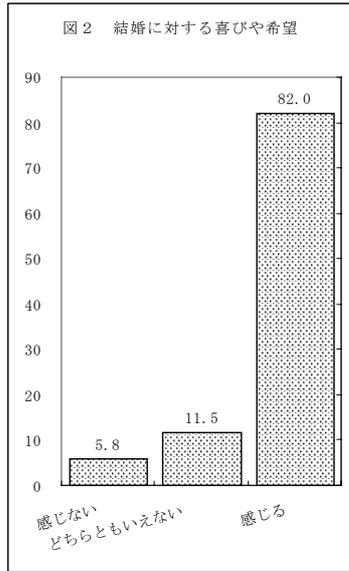
多様に要因は存在し、施策が必ずしも効果的に機能するとは限らない現状での18～35歳の人の結婚や伝統的行為の規範に対する意識について、調査結果の一部を用いて以下で紹介する。

① 結婚への態度

1) 結婚への態度

図2は「結婚に対して喜びや希望を感じますか」「結婚している人は喜びや希望を感じましたか」という質問への回答である。結果は「感じる」と回答した人が8割を超え、「喜びや希望」を持っている人が多いことが分かる。

図3は「結婚に対して負担を感じますか」という質問への回答である。結果は「感じる」と回答した人が5割を超え、半数以上の人が結婚に対して負担感を持つことが示されている。



質問の「結婚に対して喜びや希望を感じますか」に対して8割以上の方が「感じる」と回答しているが、これを年齢区分による性別での違いで示したのが図4である。

年齢区分では年齢が高くなるに従い「喜びや希望を感じる」割合が高くなる傾向を示している。また、性別では年齢が高くなるほど女性よりも男性の方が「喜びや希望を感じる」割合が高いことが分かる。

この傾向の意味を明確にはできないが、年代が低いほど結婚への実感が少ないことが推測される。さらには、年代が低いほど結婚に期待を持っていないことも示唆している。この傾向はますます非婚化・晩婚化を強めることに結びつきそうである。

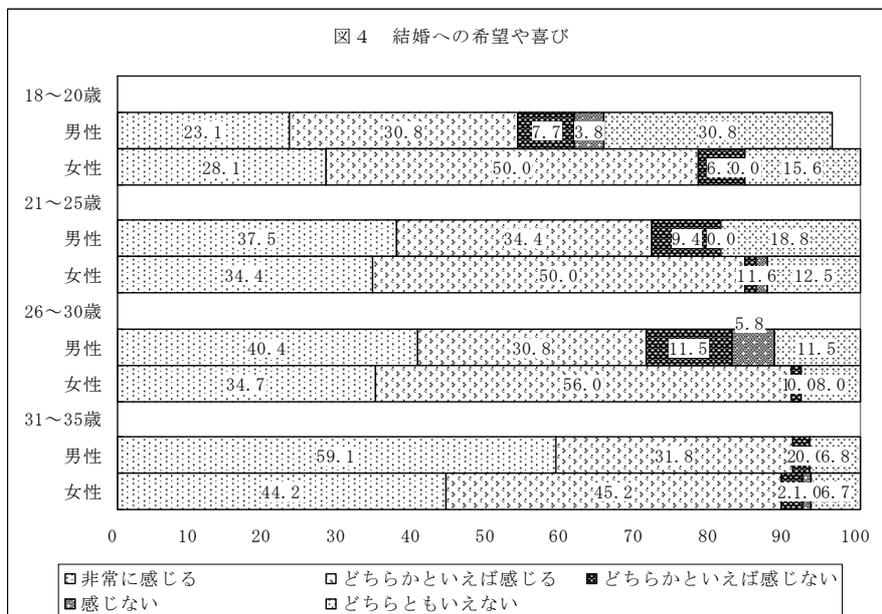
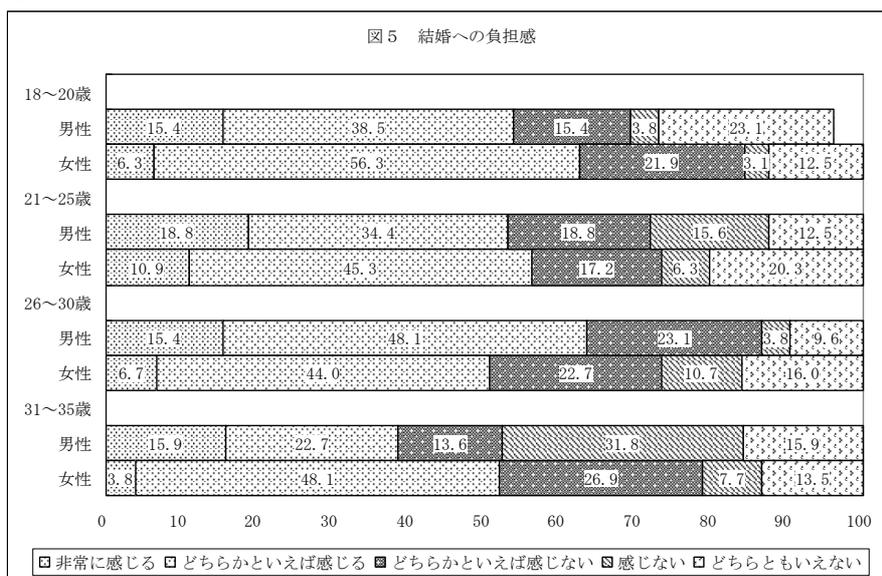


図5は「結婚への負担感」を図4同様に示している。負担を感じる人は5割以上であったが、年齢区分では、年齢が低いほど負担感が強いのが女性であり、年齢が上がるに従い徐々に負担感が低下する傾向がある。一方、男性の場合は年齢とともに負担感は一層上昇するが、30歳代に顕著に低下している。

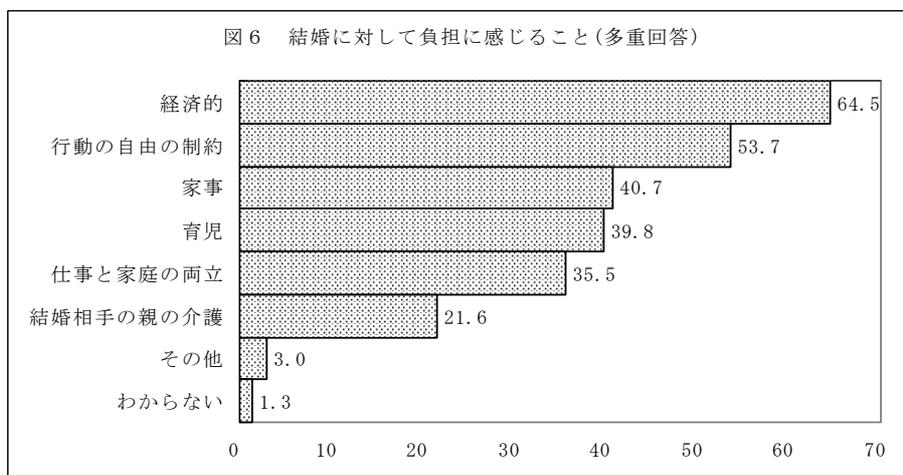
図4、5ともに年齢区分別、性別の違いが認められるが、年齢が低い人も年齢が上がるに従い図のように推移するのか、あるいはこの結果がそのまま変わらずに推移するのかわかりませんが、もし年齢とともに変化せずこの意識が推移するとすれば、上述の通り非婚化・晩婚化がより一層進行することと、男女間でのミスマッチも「結婚相手の条件」以外の所で大きくなる可能性を示唆している。



2) 結婚への負担感の内容

5割以上の人々が結婚への負担を感じると回答したが、その内容を図6で示した。これによると、最も負担を感じているのは「経済的負担」である。次いで多いのは「行動の自由が制約される負担」である。この両者が5割以上の人々の負担感になっている。これ以外では「家事」「育児」「仕事と家庭を両立させるのが困難」の順に続く。

前二者は、上述した「パラサイト」を連想させる。



全体では「経済的負担」と「行動の自由が制約される負担」であったが、これを性別で示したのが表7である。

表7 結婚に対する負担感(性別／多重回答)

	男性(81人)		女性(149人)	
	度数	構成比	度数	構成比
家事の負担	13	16.0	80	53.7
育児の負担	22	27.2	69	46.3
結婚相手の親の介護	11	13.6	39	26.2
経済的負担	69	85.2	79	53.0
仕事と家庭の両立の負担	16	19.8	65	43.6
行動の自由が制約される	40	49.4	84	56.4
その他	1	1.2	6	4.0
わからない	0	0.0	3	2.0

これによると「経済的負担」は男性が顕著であり、女性は「行動の自由が制約される負担」「家事」「経済的負担」「育児」「仕事と家庭の両立」が同水準である。なお、「行動の自由が制約される負担」という負担感は男性、女性に共通した負担感であるが、女性が感じている「家事」「育児」「仕事と家庭の両立」という負担感は男性では低い水準を示している等、性別間での意識の違いが表れるとともに、伝統的性別役割観の存在を示唆している。

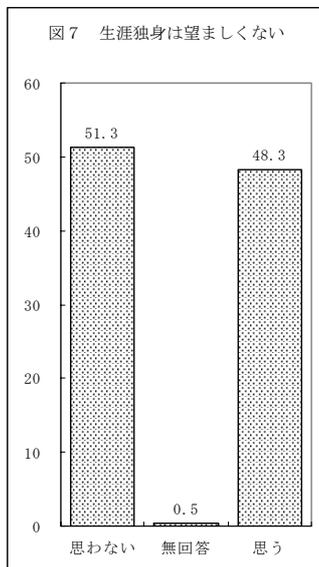
この伝統的性別役割観も含めて結婚に関連する種々の考え方について次に検討する。

(4) 結婚や家庭に関する考え方

結婚や家庭に関する考え方について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」で回答する形式の質問の結果を以下に示す。これにより結婚や家庭についての態度を推測できるが、以下では全体の回答を「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をまとめて「思う」に、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」をまとめて「思わない」として集計し、社会規範として行為の基準となっているか否かを確認しやすくした。

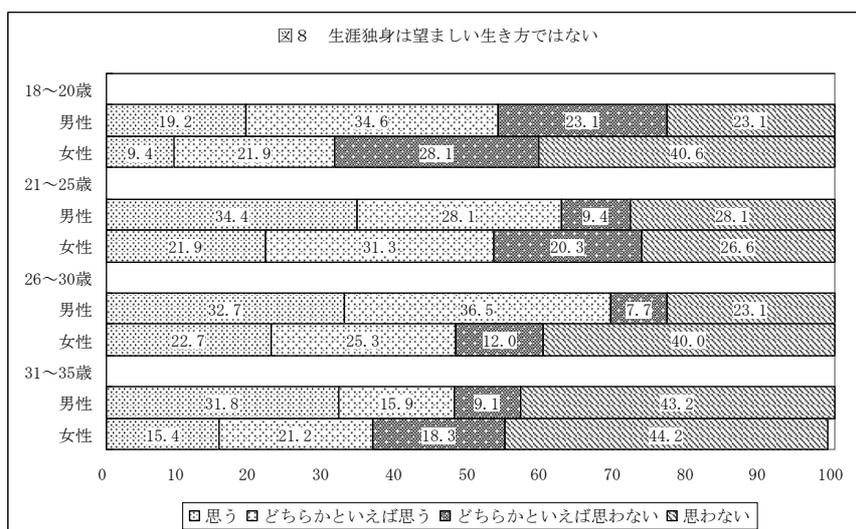
① 生涯独身について

「生涯独身で過ごすというのは、望ましい生き方ではない」という考えかたへの回答結果は図7の通りである。「思う」と「思わない」が拮抗している状態であり、社会的な行為の基準としては不安定で基準として機能していない状態ともいえる。



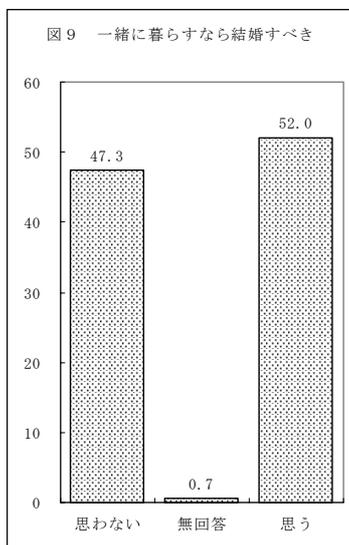
これを年齢区分の性別で示したのが図8である。図の通り、年齢区分での差は大きくはないが、各年齢区分ともに男女差が大きいことが分かる。

男性は女性に比べて「生涯独身」を否定的に捉えている傾向が明示されている。しかし、生涯独身の否定も年代が上がるに従い高くなるが、30歳代では低下する。この傾向は男女ともに共通している。また、女性は男性よりも生涯独身を否定する割合が低く、男女のミスマッチもこのような考え方に表れている。



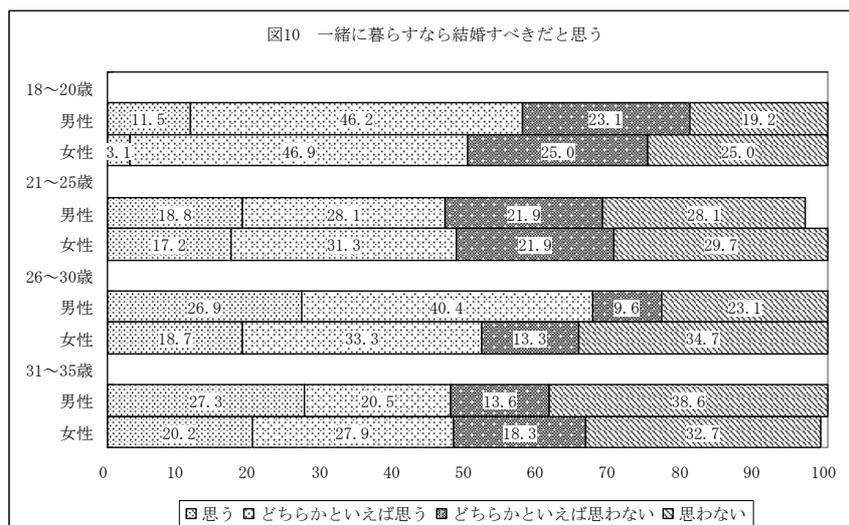
② 男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである

この考え方も①と同様に賛否が拮抗している。すなわち規範として揺れている状態で、社会的に「・・・すべき」と範を示せない状態であり、当事者の選択次第ということになる。



これに関しては年齢区分・性別間で大きな違いは認められないが、男性のほうが「一緒に暮らすなら結婚すべき」という考え方が強い傾向がある。

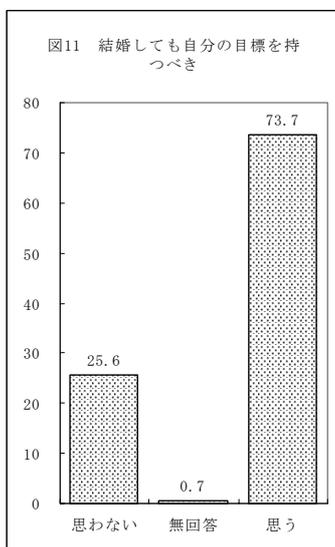
この女性の考え方から出生面から見ると、嫡出子を主とする日本の傾向が将来は西欧諸国のように、結婚せずに子どもを生む方向に徐々に推移していくのかも知れない。しかし、70年代に流行した同棲の関係は、多くの場合は解消され、出産する場合には結婚という形態をとってきたことを考えると、必ずしも西欧諸国のような形態には結びつかないとも考えられる。



③ 結婚しても自分だけの目標をもつ

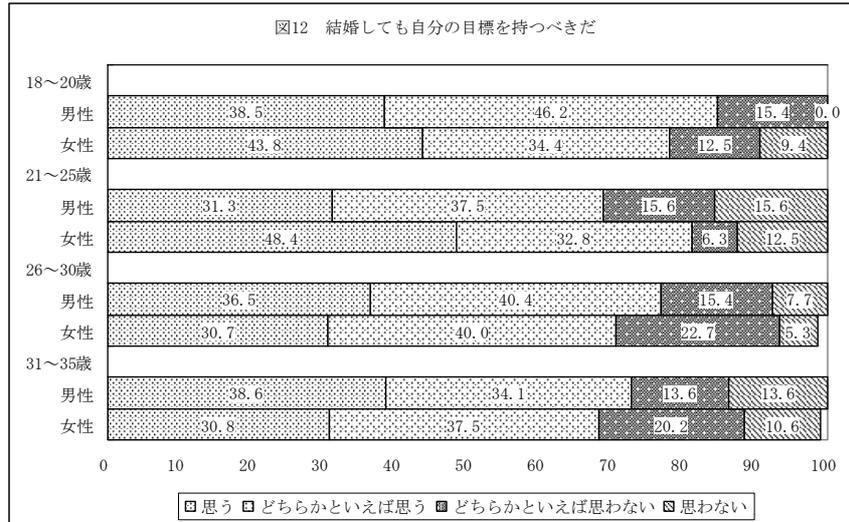
「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標をもつべきである」という考え方について、図11の通り、肯定する人が7割を超えている。つまり、上述した非婚化・晩婚化の要因としての「男女のミスマッチ」の中で示した結婚の三つの条件に続いて多いのが「結婚しても自分の時間がもてる」「結婚しても自分でいられる」という自分の主張である。また、結婚の負担感の中で女性が最も高い比率を示したのは「自分の行動の自由が制約される」ことであり、男性も経済的負担に次いで高い比率を示している。

結婚後の経済面の責任は男性にあると考えることは、行為の基準や役割観の基底層を形成する「男の子らしく」育てられた結果であろうが、「イエのためには個人が犠牲になってもしかたがない」という、かつての「イエ」制度や村落共同体社会での集団の維持存続を優先し、集団の規範を自己の行為基準とする行為規範は変容し、男女ともに自分を優先する傾向が強いことが示唆されている。



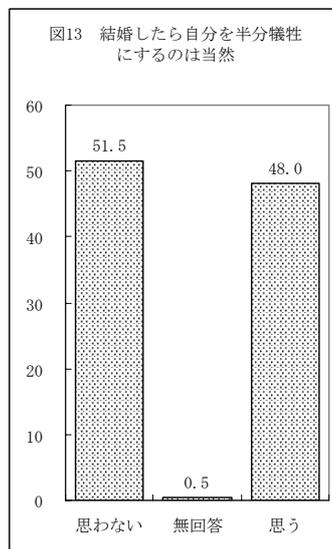
年齢区分と性別でこの考え方を見てみると、図12が示していることは、年齢が低い世代では女性が男性よりも自己を優先する傾向が強く、年代が高くなると男性が女性よりも自己を優先する傾向を強くする。しかし、「自分だけの目標をもつべきである」を肯定する態度は年齢が高くなるに従い低下する傾向がある。

結婚し、仕事をもつ男女に対する多くの調査で、自由な時間に何をするかという質問に対して、男性は「趣味・娯楽」と回答し、女性は「家事や育児」と回答する等、家庭での役割の違いが反映した結果になっている。態度が必ずしも実体に反映されないが、このような実態が非婚化・晩婚化の背景に存在し、女性のもつ「結婚への希望や喜び」を薄めていると推測できる。



④ 家庭のためには自分の生き方を犠牲にする

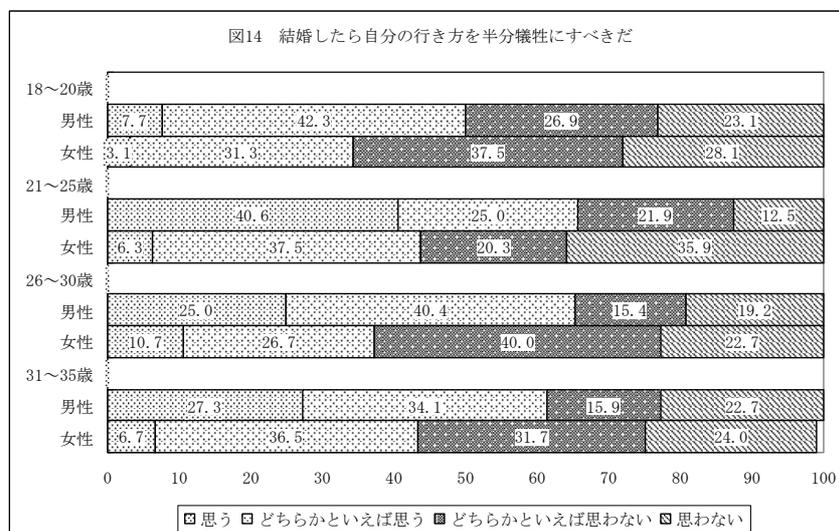
「結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ」という考え方に対しては「生涯独身は望ましくない」と同じ結果が得られた。つまり、否定的態度のほうが肯定的態度よりも多少上回る結果である。③と反対の考え方も捉えられるが、結果は③を7割以上が肯定したのとは異なり、また、かつての「イエ」のためには家族が犠牲になっても仕方がないという規範が変化し、社会的行為の基準とはなり得ていない揺れている状態で、変容の過渡期と見て取れる考え方となっている。この状態は「生涯独身は望ましくない」「一緒に暮らすなら結婚すべき」と同様である。



年齢区分と性別の結果は、図14に示す通り、年齢にあまり係わりなく、女性に比べて男性に肯定が多いことが分かる。「長男だから学校を卒業したら家に帰らなければならない」とは学生からも聞く言動である。このことは「イエ」を継ぐのは長男」という「イエ」制度の規範が、男性には価値観の基底層に根強く残っていることを窺わせるし、男性のほうが保守的傾向は強いと推測できる。

上記の「家族とは別の自分だけの目標をもつ」ことに関しても、年齢が高くなると男性

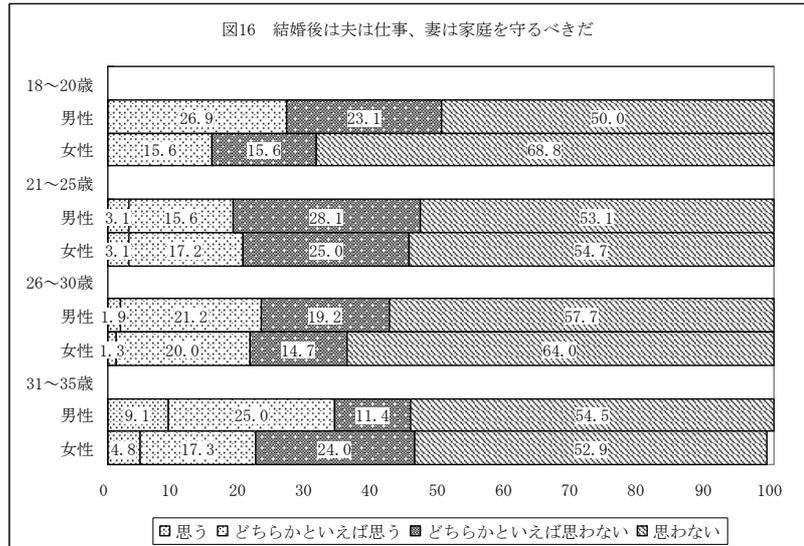
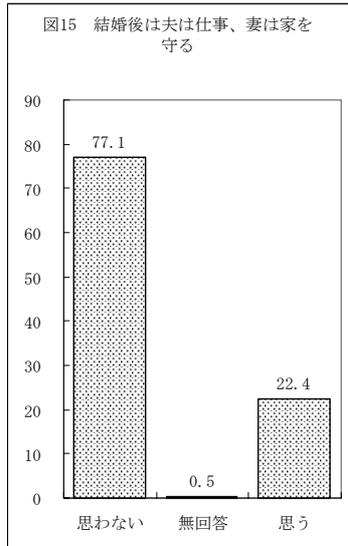
のほうが肯定が増加する傾向と矛盾しているようであるが、男性は保守的である一方で個人主体的である(他者に保守的、自己に個人主体的といえるかもしれない。このため、次に示す質問への回答は別として、結婚すると性別役割を持ち出しそうである)。



⑤ 性別役割について

「結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」は伝統的性別役割観ともいえる考え方である。この間への解答結果を見る限り「思わない」と否定する人が7割を超え、肯定したのは22.4%である。全体的には社会的行為の基準としては逆に機能しているように見える(図15参照)。

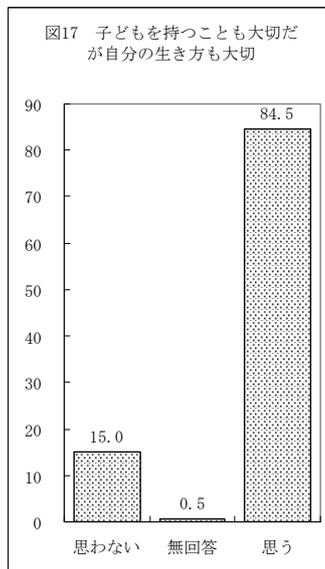
しかし、これについては多くの調査が年代が高いほど肯定が多く、低いほど否定が多くなる傾向を指摘している。図15の通り、肯定する人が2割程度であるが、年齢区分と性別でこの考え方をしてみると、どうであろうか。図16に年齢区分と性別の結果を示したが、これから分かることは、10代では男性の肯定者が女性より多いことである。20歳代では性別間で肯定に大差は認められないが、「思わない」と「どちらかというと思わない」に違いが表われている。前者は女性が多く、後者は男性が多い。微妙な違いであるが、男性は無難な回答を選んだ人が多いようにも見える。事実、結婚後の夫の家事・育児の時間は国際的に比較しても最低であり、親と同居の場合も核家族の場合も差がないことが報告されている(平成13年版「国民生活白書」等)。質問への回答通りに男性は家事や育児を担っていないのが現実である。また、図16では30歳以上では男性の肯定が明らかに女性を上回り、性別間に差が表われている。



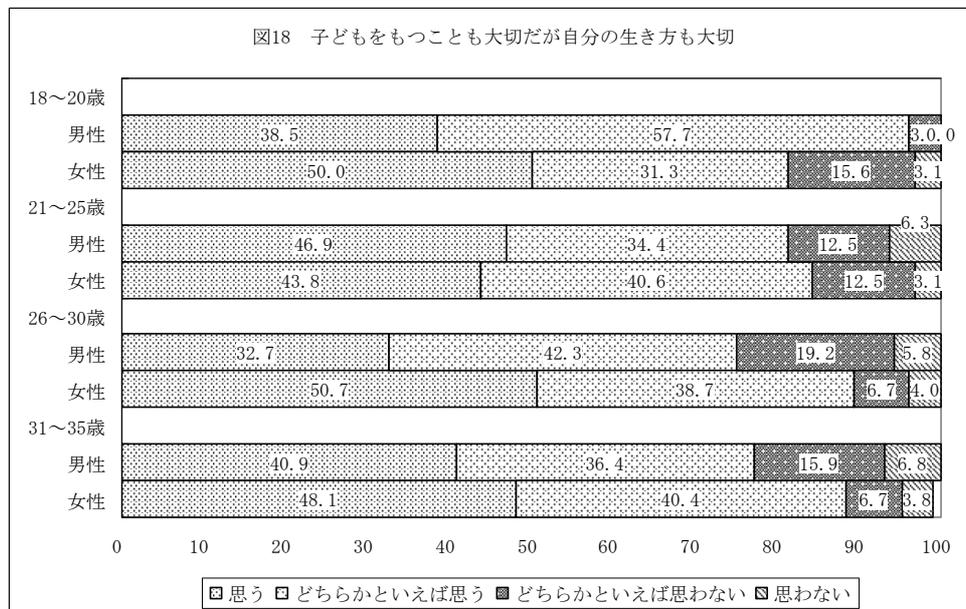
⑥ 子どもを持つことと自分の生き方

質問は「子どもを持つことも大切だが、自分の生き方も大切にしたい」という考え方への態度である。③の「自分の目標」と考え方が類似しており、④の「家のためには自分を犠牲にする」とは逆に近いこの考え方への回答結果は、「思う」が8割を超え、「子どもよりも自分の生き方」を選択することが鮮明に示されている。

「イエ」制度から「夫婦家族制」への変化は子どもの価値を絶対的価値から相対的な価値へ変え、「イエ」制度の規範も「夫婦家族制」が浸透するに従い、また、ゆるやかな民主主義の下で多様な価値観が容認され、個別化・差異化が浸透し、個性が強調され、自分の生き方を第一に考える行為規範が一般化しているといえる。



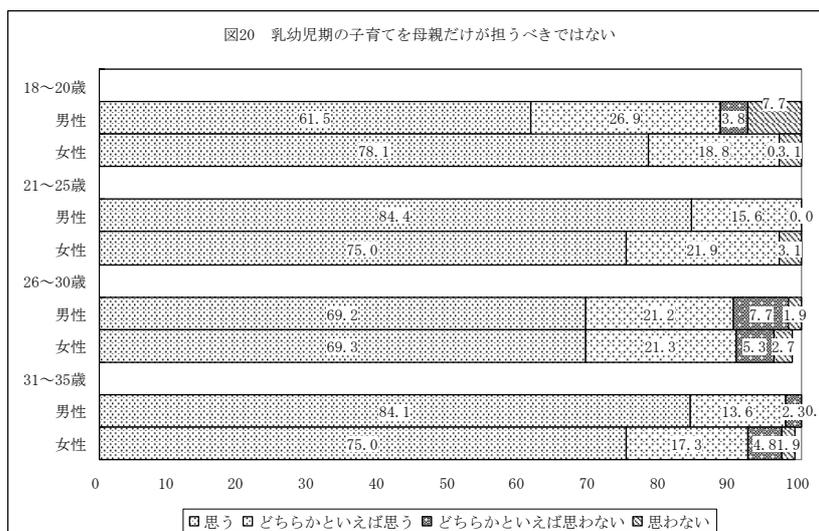
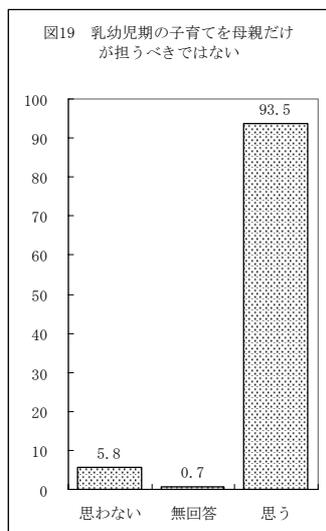
年齢区分による性別は図18に示したが、21～25歳を除き、女性のほうが男性に比べて「自分の生き方を大切に」と考える傾向が強い。「どちらかといえば思う」を加えると19～20歳の男性が顕著に「自分の生き方を大切に」が増加するが、これを除いた他の年齢では、女性のほうが多く肯定している。女性と男性のミスマッチとまでは大差はないが、個を優先する考え方が行為基準であるから、結婚・仕事を選択肢として対立するような場合は結婚が選択され難くなりそうである。



⑦ 子育てについて

「乳幼児期の子育てを、母親だけが担うべきでない」という考えには図19の通り、9割以上が肯定を示している。行為の基準としても強固に機能している考え方といえる。

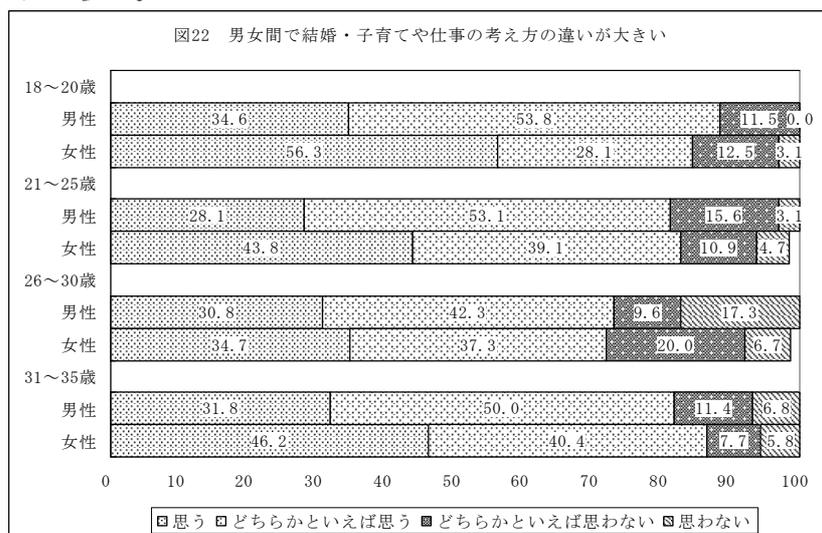
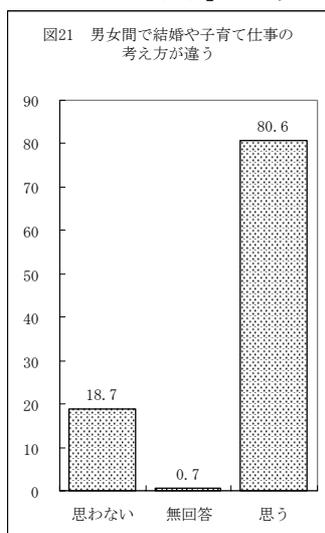
これを年齢区分の性別で見ると、19～20歳を除いて男性のほうが「思う」という断定的な回答が多く認められた。「棚に上げる」という言葉があるが、実体は別にして、男性も乳幼児期の子育てをしようという態度が認められる。



⑧ 性別による結婚・子育て・仕事への考えの違い

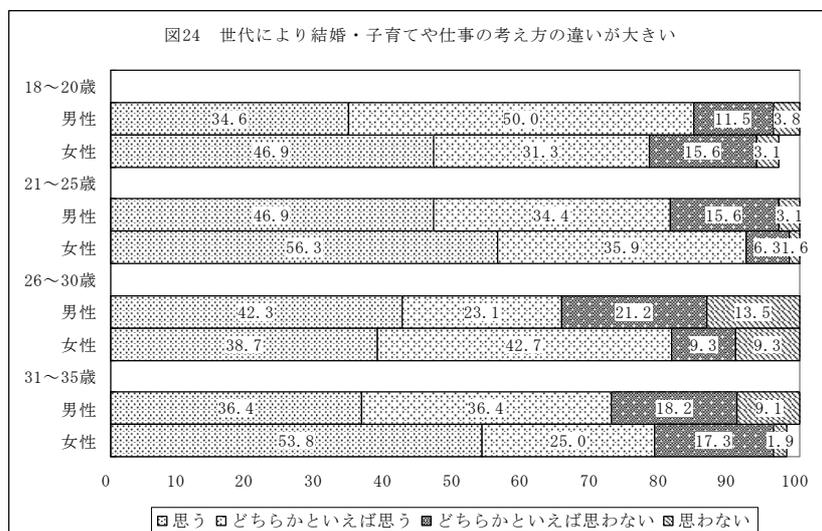
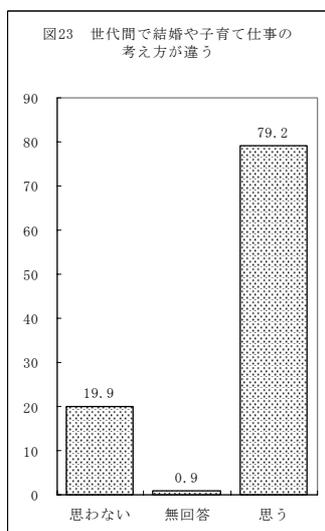
「男性と女性の間では、結婚や子育て、仕事に対する考え方の違いが大きい」という意見に対して、⑦の「子育て」と同様に肯定が高い比率を示している。このことから多くの人が結婚や子育て、仕事について男女間で考え方が違うと考えていることが分かる。しかし、これまでの結果では③の「結婚しても自分の目標をもつ」、⑥「子どもを持つことも大切だか自分の生き方を大切に」や⑦の「乳幼児期の子育て」等については大きな違いはないともいえる。しかし、細かい部分で違いがあることも確かであろう。総論賛成、各論反対はあり得ることである。

年齢区分による性別で比較すると各年齢区分ともに女性のほうが「男女間で考え方に違いがある」と考えている人が多い。



⑨ 世代による結婚・子育て・仕事への考えの違い

「自分達と、年齢が上の世代との間では、結婚や子育て、仕事に対する考え方の違いが大きい」という考え方に対して「思う」が8割近く存在し、肯定する人が多くを占めている。また、年齢区分でも、男性よりも女性のほうが世代間での考え方の違いがあると考えている人が多い。



以上が「結婚や家庭に関する」考え方である。この結果はあくまでも意見に対する態度であるから、実際の行為や言動として表われるとは限らないが、生活の中で多様な行為基準のひとつとなり得ることも確かである。

全体で見た場合には、肯定する人が多く、社会的行為の基準といえるのは「乳幼児期の子育てを、母親だけが担うべきでない」「子どもを持つことも大切だが、自分の生き方も大切にしたい」「男性と女性の間では、結婚や子育て、仕事に対する考え方の違いが大きい」「自分達と、年齢が上の世代との間では、結婚や子育て、仕事に対する考え方の違いが大きい」「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標をもつべきである」という考え方である。

考え方と逆に機能しているのは「結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」である。この意見に対しては「反対」が高い比率で存在し、社会規範として逆の機能を持つことが示されている。また、その他の「生涯独身は好ましい生き方ではない」や「一緒に暮らすなら結婚すべきだ」「結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ」に関しては賛否半々に分かれていることから行為基準の規範として機能していないともいえるし、これらの意見は、変化の過渡期の状況にあるといえるかもしれない。「女の幸せは結婚にある」等の意見が否定され、能力を活かすためには生涯独身も特別な生き方とは捉えられなくなり、また、多様な価値観が容認され、その中で個別性や差異性を価値として捉える方向で推移してきた文化的変容の過程では、多様な生き方が容認される。その過程で世代間の違い、男女間の違いはミスマッチとして存在する傾向を強くしているともいえる。

(5) 子どもを持つことに関する考え方

子どもを持つことに関する考え方について「非常にそう思う」「少しはそう思う」「あまりそう思わない」「全くそう思わない」で回答する質問であるが、これを「非常にそう思う」「少しはそう思う」を「思う」、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」を「思わない」とまとめて集計した結果を紹介する。なお、②以降では「合計」と「無回答」を省略している。

① 子どもが好きで、自分も子どもが欲しい

この考え方への回答は表8の通りである。表中の上段が実数、下段が構成比を示している（以下、同じ）

全体では「思う」と回答した人が8割を占める。

性別で見ても男女間に大差はなく、両者とも「思う」が8割以上である。

表9は結果を年齢区分により示しているが、「18～20歳」が若干低水準を示しているが、年齢区分でも大差がない。

出生率は低下を続けているが、子どもが好き、子どもが欲しいという意識は男女とも共通している。

表8 子どもが好きで、自分も子どもが欲しい（性別）

	思う	思わない	無回答	合計
男性	124 80.5	26 16.9	4 2.6	154 100.0
女性	224 81.5	51 18.5	0 0.0	275 100.0
無回答	1 25.0	1 25.0	2 50.0	4 100.0
合計	349 80.6	78 18.0	6 1.4	433 100.0

表9 子どもが好きで、自分も子どもが欲しい（年齢区分）

	思う	思わない	無回答	合計
18～20歳	44 75.9	13 22.4	1 1.7	58 100.0
21～25歳	78 81.3	18 18.8	0 0.0	96 100.0
26～30歳	104 81.9	22 17.3	1 0.8	127 100.0
31～35歳	122 82.4	24 16.2	2 1.4	148 100.0

② 子どもを持つことが不安

「子どもを持つことが不安でためらいを感じる」という意見に対して、全体では「思う」が47.3%である。「子どもが好き」に比べると低下が著しい。また、男性に比べると女性のほうが不安やためらいを感じていることが分かる(表10)。

表11は年齢区分で示しているが、20歳代前半と、30歳代が不安やためらいを、より感じている様子が分かる。

表10 子どもを持つことの不安(性別)

	思う	思わない
男性	70 45.5	80 51.9
女性	133 48.4	142 51.6
合計	205 47.3	222 51.3

表11 子どもを持つことの不安(年齢区分)

	思う	思わない
18～20歳	33 56.9	24 41.4
21～25歳	39 40.6	57 59.4
26～30歳	67 52.8	59 46.5
31～35歳	64 43.2	82 55.4

③ 子どもは自分の人生に重要ではない

「子どもを持つことは、自分の人生に特に重要なことではない」という意見に対して「思う」は15.5%、「思わない」は82.4%である。性別では男性のほうが「思わない」との回答が高水準であるが、女性も8割を超え、高い水準を示している(表12)。

年齢区分で見ると、「不安やためらい」が多少強い20歳前半と30歳代では他の年齢と比べると、多少「思う」が高くなっているが、いずれの年齢も8割以上が「思わない」と回答していることは、人生で子どもを持つことは重要と捉えていることが分かる(表13)。

表12 子どもは自分の人生に重要ではない(性別)

	思う	思わない
男性	17 11.0	132 85.7
女性	49 17.8	224 81.5
合計	67 15.5	357 82.4

表13 子どもは自分の人生に重要ではない(年齢区分)

	思う	思わない
18～20歳	8 13.8	49 84.5
21～25歳	16 16.7	79 82.3
26～30歳	17 13.4	108 85.0
31～35歳	25 16.9	120 81.1

このように、子どもに関しては「好きで欲しいし、人生で子どもを持つことは重要」と考えているが「不安やためらいがある」という状態である。

(6) 男性女性ともに仕事と子育てを両立するために必要なこと

最後に「男女がともに仕事と子育てを両立させるためにはどのようなことが必要と思いますか」という質問の回答を紹介する。回答はいくつ選択してもよい複数回答形式（図では（多重回答）と表記）である。

全体では図25の通り、「配偶者・家族の協力」と9割以上が回答する結果となっている。続いて「男性も子育てに参加すべき」が多く、6割以上の高い水準を示した。その他では保育所に関する「増設」「保育時間の延長」等や、就業に関する「保育休業制度の充実」「短時間勤務やフレックスタイムなどの推進」が5割以上の水準である。

結果としては、第一に配偶者・家族の協力であるが、保育環境としての保育所、就業環境としての保育休業や就業時間の柔軟な制度を望むという意見が多いことが分かる。

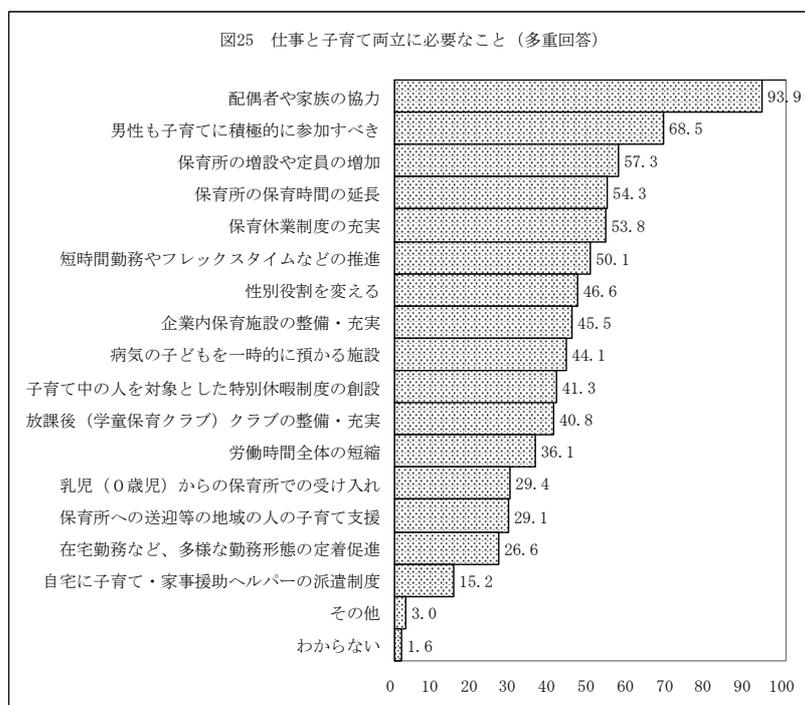


表14及び15に性別と年齢区分の結果(集計は縦に構成比を表している)を示しているが、性別では女性が「配偶者・家族の協力」「保育所」「男性の参加」「フレックスタイム」以外でも男性に比べて全体的に要望が多いことが分かる。また、年齢区分でも微妙に年齢ごとの違いがみてとれる。

表14 仕事を両立させる条件（性別／多重回答）

	男性		女性	
	度数	構成比	度数	構成比
配偶者や家族の協力	136	88.9	265	96.7
男性も子育てに積極的に参加すべき	60	39.2	140	51.1
保育所の増設や定員の増加	91	59.5	202	73.7
保育所の保育時間の延長	71	46.4	173	63.1
保育休業制度の充実	76	49.7	155	56.6
短時間勤務やフレックスタイムなどの推進	40	26.1	85	31.0
性別役割を変える	43	28.1	131	47.8
企業内保育施設の整備・充実	38	24.8	87	31.8
病気の子どもを一時的に預かる施設	59	38.6	129	47.1
子育て中の人を対象とした特別休暇制度の創設	16	10.5	49	17.9
放課後（学童保育クラブ）クラブの整備・充実	53	34.6	140	51.1
労働時間全体の短縮	61	39.9	94	34.3
乳児（0歳児）からの保育所での受け入れ	74	48.4	157	57.3
保育所への送迎等の地域の人の子育て支援	49	32.0	128	46.7
在宅勤務など、多様な勤務形態の定着促進	65	42.5	150	54.7
自宅に子育て・家事援助ヘルパーの派遣制度	34	22.2	80	29.2
その他	7	4.6	6	2.2
わからない	2	1.3	5	1.8

表15 仕事を両立させる条件（年齢区分／多重回答）

	18～20歳		21～25歳		26～30歳		31～35歳	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
配偶者や家族の協力	55	94.8	91	95.8	118	92.9	137	93.2
男性も子育てに積極的に参加すべき	31	53.4	48	50.5	56	44.1	65	44.2
保育所の増設や定員の増加	37	63.8	71	74.7	86	67.7	99	67.3
保育所の保育時間の延長	30	51.7	46	48.4	76	59.8	92	62.6
保育休業制度の充実	20	34.5	51	53.7	79	62.2	81	55.1
短時間勤務やフレックスタイムなどの推進	10	17.2	23	24.2	43	33.9	49	33.3
性別役割を変える	21	36.2	31	32.6	48	37.8	74	50.3
企業内保育施設の整備・充実	10	17.2	30	31.6	34	26.8	51	34.7
病気の子どもを一時的に預かる施設	19	32.8	40	42.1	53	41.7	76	51.7
子育て中の人を対象とした特別休暇制度の創設	8	13.8	13	13.7	15	11.8	29	19.7
放課後（学童保育クラブ）クラブの整備・充実	22	37.9	49	51.6	53	41.7	69	46.9
労働時間全体の短縮	22	37.9	37	38.9	49	38.6	47	32.0
乳児（0歳児）からの保育所での受け入れ	33	56.9	59	62.1	72	56.7	67	45.6
保育所への送迎等の地域の人の子育て支援	24	41.4	47	49.5	47	37.0	59	40.1
在宅勤務など、多様な勤務形態の定着促進	32	55.2	46	48.4	65	51.2	72	49.0
自宅に子育て・家事援助ヘルパーの派遣制度	12	20.7	18	18.9	39	30.7	45	30.6
その他	1	1.7	2	2.1	4	3.1	6	4.1
わからない	0	0.0	3	3.2	2	1.6	2	1.4

3. まとめとして

(1) 調査結果から

上記では結婚・家庭・子どもに関する社会的規範について、主に考え方への賛否から男女間や世代間のミスマッチを中心として検討・紹介したのであるが、以下のような結果が得られた。

① 結婚への喜びや希望

結婚への喜びや希望は10代の男性を除き、多くの人が共通して持っているが、同時に女性が結婚への負担感をもつ傾向が強い。

② 社会規範としての機能

結婚や子育て・家庭に関しての多様な考え方や意見がある中で、社会的規範として機能しているのは「結婚しても自分の目標をもつ」「子どもを持つことも大切だが、自分の生き方も大切にしたい」等の個人を主とした考え方や、「乳幼児期の子育ては母親だけが担うべきではない」という育児に関する考え方、「男女間で結婚や子育て仕事の考え方が違う」「世代間で結婚や子育て仕事の考え方が違う」等の性別、世代別の結婚や子育て仕事に関する考え方のミスマッチに関してである。特に「乳幼児期の子育ては母親だけが担うべきではない」に関して9割以上の方が肯定している。また、結婚・子育て・仕事に関する性別・世代別差異の認識は、理解として活かされることが望まれるが、現実には結婚の負担感ともなっているようである。

これ以外にも社会的規範として機能していると思われる意見は「結婚後は夫は仕事・妻は家を守る」である。これに関しては否定か8割近くに達し、性別による役割を否定している。つまり子育てや仕事・家事を性別により固定的に分担すべきではないという考え方が示されているが、意見や態度とは異なる現実があり、必ずしもこの意見と逆に機能しているとはいえない。

また、規範としては、多義性の容認の結果か、あるいは変容の過程にあるためか、賛否が集中しない意見がある。「生涯独身は望ましくない」「一緒に暮らすなら結婚すべきだ」「結婚したら自分を半分犠牲にするのは当然だ」等の考え方がそれに当たるが、賛否が拮抗し対立しているようにも見える。ライフスタイルが変化し、人生の選択肢が増加する過程で、生き方や結婚・家庭に関する多義性を容認する方向で変化してきたことを示唆する典型的な結果であるともいえる。

③ ミスマッチ

- ① 男性は保守的傾向が強い
- ② 女性は個人主体的傾向が強い
- ③ 女性は仕事・家事・育児が結婚の大きな課題となる
- ④ 社会的子育て支援策は男女のミスマッチの解消策から考えることも必要等の特徴が認められた。

つまり、女性は、結婚や出産、子育てを拒否している訳ではないし、希望や喜びを持っているが、男性との意見の違いもある。上記の「男は仕事、女は家事・育児」とならぶ「女

の幸せは結婚にある」「家を継ぐのは男の子」等の伝統的とされる規範には男性の方がより肯定的である。しかし、他の調査では「本人が納得していれば結婚せず子どもを産んでもよい」という意見を5割以上の女性が肯定していることは、1970年代の同棲が流行した当時に果たせなかった、結婚にこだわらない未婚での出産が条件が変われば増加するかもしれない。

つまり、結婚も子どもを持つことも仕事も「豊かで満足のいく生活」の手段として捉えられる今日では、女性にとって、結婚・仕事・子育て等のどちらに振れるかは何に拠るのかが問題である。個を優先する傾向も示している処から「結婚や子どもより仕事」を選択する可能性は高いし、「家事や育児はもっぱら女性の仕事である」を否定しながら、現実との不整合により、女性は「結婚より仕事や自分の能力を活かす」方法を選択する可能性もある。しかし、結婚後は必ずしも「ジェンダーフリー」が望ましいと考えているとは限らないのである。

(2) 北九州市の人口構成に関して

北九州市の人口を見ると表16の通り、女性の未婚率が全国に比較して各年代で高い訳でもない。上述した通り、有効出生率が低い訳でもない。表17の通り女性の就業率が高い訳でもない。しかし、自然減であり、人口減少になっているのは、他の政令市に比べて高齢化が進展していることと、合計特殊出生率の対象となる年齢層や15～34歳の年齢層の女性が少ないことによるとも考えられる(表17)。出生率の低下は全国で進行していることであるが、北九州市の人口構成上の特徴的部分である。

表16 女性の未婚率の推移 (%)

歳	全国						北九州市					
	1975	1980	1985	1990	1995	2000	1975	1980	1985	1990	1995	2000
15～19歳	98.6	99.0	98.9	98.2	98.9	99.1	98.3	98.6	98.6	98.2	98.6	98.8
20～24歳	69.2	77.7	81.4	85.0	86.4	88.1	69.6	77.7	80.4	84.9	85.6	87.0
25～29歳	20.9	24.0	30.6	40.2	48.0	54.0	25.1	27.7	33.7	42.7	50.1	54.0
30～34歳	7.7	9.1	10.4	13.9	19.7	26.4	9.6	12.2	13.6	17.0	23.0	29.1
35～39歳	5.3	5.5	6.9	7.5	10.0	13.9	6.3	7.4	9.3	10.3	13.0	16.8
40～44歳	5.0	4.4	4.9	5.8	6.7	8.6	5.7	5.6	6.7	8.1	9.5	11.3
45～49歳	4.9	4.4	4.3	4.6	5.6	6.3	5.3	5.2	5.4	6.2	8.1	8.9

国勢調査より作成

表17 政令市の年齢区分別女性人口と労働力率

	総人口	平均年齢	女性				労働力率		高齢化率	
			15～49歳人口	構成比	15～34歳人口	構成比	平均年齢	女性		男性
札幌市	1,822,368	40.1	475,920	26.1	274,723	15.1	41.2	45.2	73.1	14.4
仙台市	1,008,130	38.4	268,856	26.7	166,379	16.5	39.5	46.9	72.0	13.2
千葉市	887,164	39.7	214,810	24.2	129,358	14.6	40.5	46.1	73.6	12.6
東京都区部	8,134,688	41.8	2,003,093	24.6	1,223,633	15.0	43.0	50.2	74.0	16.4
川崎市	1,249,905	38.8	312,799	25.0	193,540	15.5	39.7	48.3	77.2	13.9
横浜市	3,426,651	40.1	828,514	24.2	492,017	14.4	41.0	45.1	75.9	12.4
名古屋市	2,171,557	40.7	512,216	23.6	307,388	14.2	41.8	49.5	77.0	15.6
京都市	1,467,785	41.3	356,022	24.3	225,407	15.4	42.9	46.1	70.5	17.2
大阪市	2,598,774	41.8	618,098	23.8	381,616	14.7	43.0	47.0	73.1	17.1
神戸市	1,493,398	41.4	363,556	24.3	213,856	14.3	42.5	42.7	70.8	16.9
広島市	1,126,239	39.6	281,251	25.0	169,137	15.0	40.7	49.5	75.7	14.2
北九州市	1,011,471	42.6	229,878	22.7	131,529	13.0	44.2	43.6	68.8	19.2
福岡市	1,341,470	38.6	362,196	27.0	225,062	16.8	39.9	49.3	71.1	13.3

2000年国勢調査より作成

Ⅱ まちづくり協議会・市民福祉センターに関する調査研究

1. 北九州市におけるまちづくり協議会による「市民センター」を拠点とした地域づくりの課題

ーまちづくり協議会会長および市民センター館長に対するインタビュー調査からー

山 崎 克 明（北九州市立大学北九州産業社会研究所教授）

村 山 浩一郎（西南女学院大学保健福祉学部講師）

樋 口 真 己（西南女学院大学学部学習支援職員）

田 中 保 尚（北九州市立大学大学院社会システム研究科院生、北九州市役所職員）

I はじめに

II 調査の目的

III 調査の対象と方法

IV 調査結果

V まとめと提言

I はじめに

北九州産業社会研究所における北九州市の「地域づくり」に関する調査研究の経過

北九州産業社会研究所では、2001年度、2002年度、2003年度と、これまで3度にわたって市民福祉センターを拠点とする北九州市の地域づくりの実態と課題に関する調査研究を重ねてきた。

その基点となったのは、1999年に始まった「地域UNIT研究会」（座長：岡本栄一・西南女学院大学教授）であった。そこには当時の保健福祉局地域福祉部長の井本美知子さん、財政局財政課長の永津美裕さんをはじめ市民局、消防局、教育委員会等の関係者、それに調査スタッフとして(株)アーバンマトリックスの新保美奈子さんと中山淑子さんが参加した。その調査研究結果は2001年、『北九州市発 21世紀の地域づくりー参加型福祉社会の創造ー』（岡本・山崎編著、中央法規、2001. 2.）として出版した。同書では当時の市民福祉センターの活動と、そこにおけるボランティア活動の事例の紹介を中心に、地域づくりと市民活動・NPOのあり方などが論じられた。その中で、第2章では、ようやく形成されつつあった市民福祉センターおよびまちづくり協議会の組織と人事、そして自主財源のあり方の問題などについて論じた。特に各種の地域住民団体に個別に支払われている少額の補助金・助成金等を統合し、まちづくり協議会の管理下におくことによってより効率的で総合的な地域づくりを行なうこと、行政の都合で設置されている各種の地域組織を住民の立場から見直し、統合できるものは統合することなどを提案した（岡本・山崎編著 2001、94-95；100-109）。

そして2001年度調査では、まちづくり協議会会長と市民福祉センター館長を対象に、市民福

社センターおよびまちづくり協議会の現況に関する認識を、アンケートによって調査した。そこで明らかになったことは、まちづくり協議会会長の大半が70歳以上の男性で占められていること、まちづくり協議会も市民福祉センターも未だその役割と行うべき活動を見定めあぐねているということであった。そこで、第1に、地域に育ちつつある各種のボランティアの代表をまちづくり協議会のメンバーに加えること、第2に、市民福祉センターを地域づくりの拠点として明確に位置づけること、第3に、まちづくり協議会は「地域づくり計画」を策定するべきことを提言した（山崎克明・須藤 廣「北九州市におけるまちづくり協議会と市民福祉センターによる地域づくりの実態と課題」、『「地域づくり」に関する比較研究Ⅰ』、北九州市立大学北九州産業社会研究所、2002. 3, 3-30）。

つづく2002年度は、市民福祉センターの利用者を対象に、センターとまちづくり協議会についてのアンケート調査を実施した。その結果、クラブ活動等従来の公民館活動の延長線上の活動には評価が高いが、市民福祉センターもまちづくり協議会も「地域づくり」の視点からはほとんど評価されていないことが明らかになった（「市民福祉センターの利用者に対するセンターとまちづくり協議会についてのアンケート調査結果」、『「地域づくり」に関する比較研究Ⅱ』、北九州産業社会研究所、2003. 3, 73-90）。

以上2回の調査をもとに、2002年度末には論稿「地域コミュニティの再構築と〈地域協治〉の模索」をまとめ、現状と問題点を明らかにするとともに①地域自治組織の会長の「男性優位・年功序列構造」の打破、②まちづくり協議会の〈地域経営主体〉への脱皮、③市民福祉センター職員の人事システムの改革、の3点について提言した（北九州市立大学北九州産業社会研究所編『21世紀型都市における産業と社会—北九州市のポスト・モダンに向けて』、海鳥社、第3部第1章、2003. 3.）。

さらに2003年度には市民福祉センターを中心とした「地域づくり」に対する市民意識を包括的に捉えるための詳細なアンケート調査を実施した。その結果、市民福祉センターが「役に立っている」と回答したものが34%、「どちらかといえば役に立っている」と答えたものが35%、「役に立っていない」、「あまり役に立っていない」、「よくわからない」とマイナスの評価をしたものが合わせて31%であった。プラス評価の高かった分野を見ると、「生涯学習」、「まちづくり・地域づくり」、「保健福祉活動」の順であった。また市民福祉センターが今後やってゆくべきことについては「まちづくり・地域づくり」が最も高く、これに「保健福祉活動」「子育て支援」「環境教育」が続いた。ここに来てようやく市民福祉センターが「地域づくりの拠点」として市民に認知され始めたといえよう（『「地域づくり」に関する調査研究報告書』、北九州産業社会研究所、2004. 3.）。

そこで今年度は、改めてまちづくり協議会会長と市民センター館長にまちづくり協議会と市民センターの活動実態と課題ないし問題について尋ねてみた。それは、総務市民局地域振興課が2003年から各行政区につき2校区のまちづくり協議会に「校区まちづくり事業」の補助金を付け、これの推進を始めたこと、そして2004年度からは同事業の受け入れに同意した11のまちづくり協議会に「地域総括補助金」を導入したことから、それが地域でどのように受け取られているかを確認するとともに、地域づくりの計画作成と実施の現状を把握し、問題点を明らかにするためである。

II 調査の目的

北九州市が1993（平成5）年に「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定し、それにもとづいて三層構造の福祉の地域づくりを開始してすでに15年が経過した。その間、各小学校区に1つの市民福祉センターを設置するという計画も1994（平成6）年から実施に移され、2006年2月1日現在128館が開設され、市民福祉センターの運営管理にあたるまちづくり協議会も125小学校区で組織されている。なお2005年1月、市民福祉センターは「市民センター」に改称された。

市民センターおよびまちづくり協議会の設置状況（2006年2月1日現在）

区名	市民センター数	まちづくり協議会数
門司区	17	16
小倉北区	21	20
小倉南区	23	23
若松区	10	9
八幡東区	12	12
八幡西区	33	33
戸畑区	12	12
合計	128	125

出所：北九州市総務市民局

こうした流れの中で、センターの所管は保健福祉局地域福祉部から総務市民局市民部に移り、区役所の担当部署もまちづくり推進課に代わった。その間、市民福祉センターの現実の役割も「福祉の地域づくり」の拠点から「地域づくり」ないし「まちづくり」の拠点へと少しずつ移行してきた。

もともと、市民福祉センターのほぼ半数は中学校区に1館の割合で設置されていた公民館を利用したこと（「2枚看板の市民福祉センター」と、新しく組織されることが求められた「まちづくり協議会」と既存の自治連合会や校区社会福祉協議会との違いや役割分担が地域の関係者には容易には理解できなかったことから、多くの市民福祉センターの活動内容は「地域づくりの拠点」というよりも公民館の講座やクラブ活動がなお中心であった。

その後、総務市民局地域振興課の指導により、2003年度以降、「校区まちづくり事業」が開始され、また2004年度からは「地域総括補助金」が導入され始めたことによって、市民福祉センターそして市民センターの活動内容が次第に変化を見せ始めた。それに伴い、まちづくり協議会の役割も、市民福祉センターの運営管理と地域諸団体の調整から地域づくりの企画・実施へと徐々に移行し始めている。

他方、一方における自治体財政の逼迫化による行政から地域住民団体への地域公共サービスの委託ないし肩代わりの必要性の増大、他方における都市計画法や社会福祉法の改正等による地域の都市計画や福祉計画等への地域住民の参加の要請にともない、「地域づくり計画」の策定

主体としてのまちづくり協議会の役割の重要性が急速に増大してきた。

そこで、本調査では、まず2005年7月に総務市民局地域振興課長に①「市民福祉センター」を「市民センター」に名称変更した理由ないし背景、②地域振興課および区役所まちづくり推進課の役割、③地域総括補助金の導入をはじめとする今日の校区まちづくり協議会および市民センターの状況と今後の方向について聞き取り調査をした。その後、2005年時点での市民センターとまちづくり協議会の活動実態と問題点を把握するとともに、第1に、まちづくり協議会が総合的な「まちづくり計画」の策定に主体的に参画しうる組織状況にあるかどうかを確認すること、第2に、「地域総括補助金」制度が地域でどのように受けとられ、どのような問題をはらんでいるかについて把握することを主たる目的とするインタビュー調査を、幾つかの校区を選んで実施した。第1の調査については山崎が、第2の調査については村山が中心にインタビュー調査を行なった。

以下に報告するのは第1の調査に関してである。第2の調査の結果は別途『西南女学院大学紀要』に発表する予定である。

Ⅲ 調査の対象と方法

今回ここに報告するインタビュー調査は、2003年度と2004年度のいずれかに北九州市より「校区まちづくり事業」の補助金を受けた小学校区（各年度各行政区に1校区、全体で7校区）のまちづくり協議会・市民センターの中から各区より1校区（八幡西区：永犬丸西、八幡東区：高槻、若松区：藤の木、戸畑区：中原、小倉北区：北小倉・霧が丘、小倉南区：企救丘、門司区：丸山）を選んで、当該校区のまちづくり協議会会長と市民センター館長にインタビュー調査を行なったものである。インタビューに応じて下さった会長は8名（小倉北区のみ日程調整の関係で2会長）、館長は7名であった。

「校区まちづくり事業」の補助金を受けた校区を対象としたのは、市の担当部局（総務市民局地域振興課と区役所まちづくり推進課）および当該校区まちづくり協議会が、事業を実施するだけの体制があると認識している、従って、北九州市の現在のまちづくり協議会・市民センターの平均的な、あるいは平均よりいくらか進んだ状態にあるものと見てよいであろうと考えたことによる。

ちなみに、「校区まちづくり事業」とは、地域住民が主体となって、まちづくりの目標とその実現のための事業計画等を内容とする「まちづくり計画」を策定し、実践するものである。その対象となる校区では、まちづくり協議会の中に、例えば、部会や委員会など、まちづくり計画の策定を担当する組織を設け、市民センター等を活動拠点として、まちづくり計画の策定と実施に取り組むことになる。この事業は2000（平成12）年度から2002（平成14）年度までの間に各行政区の1小学校区でモデル事業として実施され、2003（平成15）年度から各年度各行政区で1小学校区を選んで本実施に移されている。

聞き取り調査は2005年9月から10月にかけて、あらかじめ作成した質問事項に沿って調査対象者1人につきほぼ1時間30分をかけて行なった。インタビューは複数人で行ない、調査対象者の許可を得て録音した。ただし本文中の調査対象者の発言の引用は、必ずしも一言一句発言どおりに再現しているものではないことを、お断りしておかねばならない。

多忙な中を調査にご協力いただいたまちづくり協議会会長および市民センター館長の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

IV 調査結果

1. 「市民福祉センター」から「市民センター」への名称変更について

a. 名称変更の影響

最初に尋ねた質問は、「市民福祉センター」から「市民センター」への名称変更をどう受け止めているか、ということであった。この質問に対して、名称変更によってセンターのこれまでの活動実態と名称とが一致することとなり、「すっきりした」、「わかりやすくなった」など、積極的に受け止めあるいは受け入れたものが館長2、会長5であった。その共通する点は、「福祉」に縛られないで活動できること、これまでも福祉中心ではなかったことであった。その中には当該のセンターではエレベーターもなく施設が不十分なため「福祉」はできないから、という理由を挙げた会長も含まれる。

これに対して、「福祉」を取り除くことによって福祉活動が軽んぜられないかと心配する館長も1名いた。

消極的の回答をした館長と会長はそれぞれ3名であった。その多くは、名称が変わっても活動内容は従来どおりで、特に変化は感じられない、あるいは名称変更によって特にトラブルも困ったこともなかったというものであった。

以上の回答から、名称変更については特段の問題もなく定着していくものと思われる。もっとも、「市民センター」の機能について会長自身の認識が疑われる回答もあった。「あらゆる人たちに『昔の公民館と同じですよ』と呼びかけている」という発言がそれである。これは地域の人たちに市民センターを身近なものとして利用してほしいとの思いから出た発言ではあるが、これでは地域における「市民センター」の役割についての住民の理解が進まないのみならず、館長の努力に水をさすことになりかねないであろう。

b. 活動上の変化

上の問いに対する回答からも容易に推測されるとおり、名称変更に伴って活動実態になんらかの変化はあるか、との問いに対しては、ほとんどの会長が「ない」と答えた。「もともとセンターは市民活動が主体となっており、保健福祉活動はその一部でしかなかった」という回答がその代表例である。

館長の場合は、「変わった」点として行政の介入の強化（申請書の書式等の複雑化、仕事の仕方に対する監査等の締め付けの強化）、社会福祉協議会の機能の不明確化（情報の流れの悪化、すなわち「市社協・区社協の情報がセンターまでおりてきにくくなっている」「社協の活動が前のように見えてこない」といった、より具体的な、しかもマイナス面の指摘があった。

プラスに変化したと答えた館長は、名称から「福祉」がとれ高齢者のイメージがなくなったためか若い年齢層の利用者が増えたこと、中でもPTAや子供会などの活動の場として利用されるようになったこと、子育て支援に力をいれるようになったこと、まちづくりの方法などに関する館長教育が強化されたことを挙げた。

名称変更に伴い今後活動内容を変更していく予定はあるかと尋ねたところ、会長からは「貸し館業務から住民主体の地域づくりへ」と変えていかなければならないとの回答以外、この問いに対する直接的回答はなかった。館長の場合も同様に、「イベントの共同企画など、まち協とセンターが共同体のように活動」していきたいとの1館長の回答以外はなかった。

2. まちづくり協議会について

2-1. まちづくり協議会の地域の中での役割

まちづくり協議会が地域の中でどのような役割を担っているかを尋ねた結果、以下の通りの回答を得た。

a. 各種団体の調整役

4人の会長が地域の諸団体の消極的な意味でのまとめ役ないし調整役と答えた。たとえば「自治区会と社会福祉協議会、老人クラブ、子供会、PTAなど各種の団体を横断的にまとめ、地域の人達の自主的活動がしやすいよう調整」しているが、実体としては「総会・運動会の時期が重なるのをまち協で調整する程度」であるとか、形式的には「校区の総体的な役割を担っている」が、夏祭り、盆踊り大会、敬老会などは「それぞれ自治会が活動主体となって」実施しているといった回答であった。

ある程度積極的な役割を果たしていると理解してよいと思われる回答は、「自治連合会がまち協のサブという位置づけで15町内会のまとめ役をしている」というもの、そして「まち協と社協のダブリ」を「喧嘩同様の激しいやり取りを通して一本化」に導き、その結果「[会議の重複などによる]無駄な時間が省け、すっきりした形になった」という回答であった。

こうしてみると、まちづくり協議会が自立した地域づくりの意思決定主体、活動主体として、「予算的なことを含めてどのようにまとめていくか」といった問題は、ある会長が語ったように、いまだかなり先の容易ならざる課題であるというのが実態のようである。

b. 位置づけがわからない

調査対象となった会長の中には、みずから「まち協・自治会・社協の会長を兼ねて」いるが、いずれの組織も「まち（地域）のことを考えてやっている」ので、「[これらの組織間の]違いがわからない」、まして住民の中で「まち協との違いがわかっている人は少ない」との回答があった。なお、来年度発足する予定なので、「まち協」という言葉は「まだ住民の耳に届いていない」と答えた会長もいた。

c. まちづくり協議会の組織化が不十分

市民センター館長には直接この問いを発しなかったが、ある館長はまちづくり協議会が「自治連合会の組織から抜け出していない」と述べ、他の館長は、「自治会がそれぞれよく活動していることを前提に、まち協として何をすべきか、手をつないでやってゆくことが課題である。手始めに文化祭」をセンターとまち協とが協力して行なうことを考えていると述べた。またある館長は、現在まち協設立準備委員会を設置し、「自治連合会

・社協の横滑りでいくか、独自の組織にするかなど、まち協のありよう、テーマ設定の議論をしている。部会についても検討している」と、前向きに取り組んでいる様子を語った。

また、「まち協の役職が名前だけというところが見受けられる。将来地域総括補助金になったとき対応できないのではないか」、「まちづくり協議会と地域の繋がりが弱いので、間にある町内会の会長に意識をもってもらいたい。今はうまく連動していない」、「会長が副会長たちから浮き上がっていて、情勢があまりつかめていない」、「代表者会議での不協和音をどうするか。会長・副会長の統率力・指導力が問われている」と、まちづくり協議会の現状を心配している館長がいる一方で、「まち協との関係はうまく行っている。トラブルはない」、「75歳定年制で今年から会長が交代した。〔会長には〕まちづくりをしたいという意識がある。人集めなどに協力的で、いい関係で協働していける」と答えた館長もいた。

その他、「会長には〔まちづくり事業を〕無理やり押し付けられたとの意識があり、センターが遠かったが、まちづくり事業を受けてから、センターでしばしば会議をするようになった（会長＋役員5＋館長）。生活支援課からの依頼で会長に健康づくり推進員代表になってもらい、活動ができるようになった」、「館長はまち協の事実上の事務局をしている」、「館長は事務局次長としてまち協の立ち上げ、まち協事務局をきっちり作る準備に関わった。まち課は館長がまち協に関わらないように指導している。できたら館長は事務局顧問となることが望まれる」、「まち協の大きな行事の企画立案にセンター館長が参加しており、館長が素案を作っている。事務局会議（会長・次長・事務局長・館長）にも役員会にも参加している」と、大半の館長がまちづくり協議会との共同行事の企画立案にとどまらず、まちづくり協議会の運営にまで関与している（せざるを得ない）状況にあることも見えてきた。

2-2. まちづくり協議会の当面の課題

a. 人材・資金の確保

今のまちづくり協議会で何が一番の課題（問題）かを会長に尋ねたところ、人材、資金、事務所の確保が当面の課題であることが明らかになった。

人材については、若者が少ないこと、地域活動に携る人が少ないこと、したがって町内会長等の後継者がおらず、役員の高齢化が進んでいることが挙げられた。

市の補助事業を受けても半額は独自財源が必要である。まちづくり協議会が独自の事業をするとすると、その資金は全額自分で生み出さねばならない。そのため、それぞれのまちづくり協議会は古紙回収やバザーによる自己資金の確保に努めていること、自治会がまちづくり協議会に分担金を拠出している校区や「社協から予算の一部（バザーの収益の一部）をもらってやっている」まちづくり協議会があることも、今回の調査で確認した。

しかしこの点はマイナス面ばかりではない。「古紙回収の費用（収益）を使って町内会に入っていない人も子供も集まってみなで」まち協の活動をしていると答えた会長もい

た。

b. 事務所の確保

まちづくり協議会の事務所の多くは、会長あるいは事務局長の自宅であることがわかった。ほとんどの市民センターにはまちづくり協議会の事務所を置くスペースがない。部屋を確保できないどころか机1つさえ確保するのが難しいと答えた会長もいた。他方で、会議の資料等は地元採用職員がセンターで保管していると答えた会長もいた。この問題に関してある館長は、「まちづくり協議会事務局の事務室が〔市民センター以外のところに〕必要だ。〔センターを〕変な溜まり場にはしたくない」と述べた。

興味深かったのは、あるまちづくり協議会が旧市立保育所を借りて「校区ふれあいセンター」として独自に運営していることであった。そこを学童保育などの活動の場として活用しているとともに、ここにまち協の事務所を置いていた。その運営経費は寄付金、町内まちづくり会費、ならびに部屋使用料でまかなっているとのことであった。ここには自ら施設を経営・管理していこうとする積極的・自立的な姿勢がみえる。

c. その他

他に、「年代・男女のバランスの取れた組織づくり」、「クラブの連合体の組織化とそれをメインとしたまちづくり協議会の運営」といった組織上の課題や「会長には権限がない。負わされる責任は大きい、責任が取れる体制にない」、あるいは危険を伴う活動のために「高額のボランティア保険に加入したいが予算がない」といった問題を指摘した会長もいた。

2-3. まちづくり協議会の今後の役割

まちづくり協議会は今後どのような役割を担っていきたいかを聞いたところ、3名の会長が組織固めを挙げた。1. でみたように、まちづくり協議会が今なお地域に十分には定着していない校区が多いことから、この点の指摘は当然のことといえる。具体的には、「まち全体の校区の人が全部組織に入ってまちづくり活動ができるようなまちにしないとけない」、「まち協としては全体を見渡しての組織づくりに持っていかなければならないと思う。一緒になって活動できるまちづくり・全体のつながりが持てるまちづくりが必要である」、「諸団体を新しいまちづくり協議会に結集し、すっきりした体制づくりを図り、予算の総括管理をまちづくり協議会が実施したい」といった回答がこれである。

その中で、既存の地域の諸団体の結集を越えた新たな組織の仕組みを目指しているところも存在した。当該まちづくり協議会の会長は、「既存の団体の枠にとらわれず、誰でも参加できる組織・活動に、地域のことは地域で解決できる組織にしていきたい」と答えた。同校区の館長からも同様の見解の回答を得た（「既存の団体に捕われず、開かれたところでありたい。地域のことは地域で解決できるようにしたい。行政に合わせて一律にということではなく、地域の特色を生かして行きたい」）。また、「まち協がよい組織になれば参画しようという人が集まってくる。そのためには地域に働きかけ、民主的な人、みなのことを考えられる人など、より多くの人参加をえられるよう、会議の充実を図りたい」、「たくさんの方が集まるよう、市民の力で変えていく」と述べた館長もいた。ここには既存のま

ちづくり協議会の構成のあり方に対する批判と改革意志が表明されている。
その他、まちづくりの目標および運営の仕方について述べた会長もいた。

2-4. 館長がまちづくり協議会に望むこと

館長がまちづくり協議会に望むことの1つは職員の選考方法であった。ある館長は「職員に当たりはずれがある。館長として選考の場に同席することを求めている」と述べた。

また、市民センターと地域とのつなぎ役をまちづくり協議会に期待する声もあった。「まだ自治会活動は自治会活動、センターはそこにあるという感じ。市民センター・〔自治〕公民館・まちづくり協議会・地域がうまく連動するようにそれぞれが協働する意識が必要だ」、「地域のつながり・広がりをごくまでできるかは町内会長の意識に係っている」、「会長の姿勢が地域の人たちを動かすと思う」といった意見がこれである。

3. 市民センターについて

3-1. 市民センターの地域の中での役割

a. 館長の認識

館長に対して市民センターは現在地域の中でどのような役割を担っているかを聞いたところ、「地域の拠点となりつつある」、「中心は生涯学習というベースがあるが、ふれあいの場としての側面が活気づき、年々利用者が増えてきている」、「子育て支援に力を入れている」、「年間を通した講座を9月にスタートした。受講者も一緒に自分たちでつくっている」、「これまではボランティア・グループのバザーだった文化祭を、〔ボランティアの〕高齢化が進んだため今年からセンター主催に切り替えた。将来はセンターとまち協の共催の文化祭にしたい」、「生涯学習とデイサービスは順調に行っている。デイサービスは要支援以上は扱わない。リハビリなどの機能はない。仲間づくり、遊び、運動など、社協の事業をここでしている。ヘルパーはまち協で採用している」、「校区を越えていろんな人たちが来るとともにいろんな情報が入ってきて刺激になる」、「利用者はうまく広がっており、開かれた市民センターとなりつつある」といった、センター活動の成長・発展が伺える回答が多かった。また「地域採用職員によってセンターが明るくなった。まち協の仕事も気持ちよくなってくれる」と答えた館長もいた。これらの回答からは、市民センター館長は全体としてセンター活動の現状を前向きに受け止めていると評価できよう。

b. 会長の認識

会長の場合は、「ここに来れば校区のことが全部わかる地域の拠点」、「集会の場所がなかったところに待望の館ができ、人が集まる拠点となっている」と評価している一方で、「場所が校区のはずれにあることから他校区の利用者がかなり多く、たとえばふれあい昼食会の補助を自治会からは出しにくい」といった問題があることを指摘した会長や、「館長は地域に密着心のある人でないと役に立たない」と館長と地域との関係について注文をつけた会長もいた。館長の中にも「一人一人と出会わないと、地域は見えない」と答えた者もいた。最後の指摘は、館長のスタンスに関わる基本的かつ難しい課題であ

る。

なお、館長の中には「まち協（役員を含めて）にセンター職員の仕事（事業の立て方、予算等の立て方）を理解してもらう必要がある。…生涯学習事業についてまち協はよく理解していない」と、市民センター職員の仕事に対する認識不足を指摘する声もあった。

3-2. 市民センターでの一番の課題（問題）

館長に対して今の市民センターで何が一番の課題（問題）かを質問したところ、一番多かったのが狭い（「駐車場が狭い」、「多目的ホールは小さすぎる」、「テントなど物の収納スペースが足りない」）という答えであった。その他、人材（「60～70歳代が多い」、「高齢化しており、後継者がいない」、「65～70歳の元気な人はたくさんいるが、頭では思っているもなかなか行動に結びつかない。〔この人たちは〕真面目で協調性がある。これに対して団塊〔の世代〕以降は個を尊重する傾向があるが〔協調性がない。〕まちづくりには協調性も必要である。今後、このような人材が育つかどうかという不安はある」）、立地（「地域の端（辺鄙なところ）に造られている」）、といった回答もあった。いずれも会長の回答と共通する。その他、「クラブの数が多い。いろんな人の利用を受け入れるために、クラブの調整などを促して、急な利用希望者も受け入れられるように努力している」と、利用者の偏りの克服を課題と捉えている館長もいた。他方では「生涯学習がもっと広がればと思う。たまに部屋が空くこともある。クラブ活動をもっと増やす必要がある。そのために講座も増やしたい」という館長もいた。また、センターによっては「多目的ホールの利用率が高い。まちづくり会議の部屋が足りないことはない。…10時から利用が多くなる。〔それまでは余裕があるので〕ラジオ体操やストレッチに使っている。また、午後4時～7時半はほとんど空いているため4時半～6時半は卓球に開放している」というところもあった。

しかし、館長の回答には、より切実な回答が多かった。中でも予算について「自主財源がない」というだけではなく、「市民講座の予算がどんどん減らされている。社会教育（生涯学習）の必要性が軽視されている。今年10万から5万になった」とか、職員の処遇について「職員に対する評価が不十分である。時給は650円のままでずっと変わらない。骨身を惜しまず働いてもそれへの対応がない。スキルが上がってもその先が見えてこない。使い捨てのように使われている。ボランティア活動の世話などに職員への手当てが付かない。

（手当ては）行政が見るべき話だと思う。助成金があっても職員の手当てには使われない」といった回答がこれである。他方では職員の姿勢を問題として「職員は前館長時代のままマニュアルどおりに貸し館業務をしているが、地域づくりはマニュアルだけではなく人と人との触れ合いだということを教えていく」と述べた館長もいた。他方では、「月に1回1時間～1時間半、コーディネーターも含めて全員が一堂に会する職員会議ないしミーティングの時間をつくり、講座内容の検討などを行い、職員の意見を反映させている。また、地域の住民が集う場（センター）での職員の対応の仕方、挨拶など気持ちよく」するように話し合っていると答えた館長もいた。

その他、利用者のマナーが悪くなったと答えた館長もいた（「子供のマナー、部屋の使い方、後片付けをしないグループが増えているので、みんなのセンターだからルールを守っ

ていきましょう、と訴えている。中には隠れて商売や宣伝に利用する人もいる)。

なお、部屋の「狭さ」をカバーするため、多くのセンターでは「大きなイベントは小学校を借りておこなっている」ようである。

また、「地域の中で意識の高い人でもっとセンターを盛り上げたい。地域の意識をもった人たちでセンターを盛り上げてほしい」と、地域の人材に期待する館長もいた。

3-3. センターの今後の役割

a. 交流の場

市民センターは今後どのような役割を担っていきたいかを尋ねたところ、7館長のうち4人が「交流の場」と答えた。「みなが何かをしようとするとき市民センターがパッと頭に浮かぶような利用しやすい場所にしていきたい」、「サービス業の一環として接遇に力を入れ、行って感じがよかったという雰囲気づくりを職員としている」、「何かをする際の場所として提供し、お茶でも出して触れ合える場にできれば」、「地域交流・出会いの場としての役割を担っていきたい。住民に自分の出番があると思ってもらえる集まりにしたい。多世代交流の事業を増やしていきたい」といった回答がそれである。

さらに積極的に、「学社連携（小学校・幼稚園・保育所との連携）を強めて生きたい。小学校は協力的（学校の釜で陶芸などの活動をしている）。ただ、ボランティア・グループが七夕をしたとき校長は知らなかった。もっと話をしていく必要がある。去年は病院と連携した。来年は中学校と大きな事業をしたい」と、センターを軸に地域連携を進めて行こうと努力している館長もいたことにも注目したい。

その他、人材の育成（「地域に関わる機会の少ない年代のきっかけづくり）」という回答もあった。

また、館長の任用方法を地域採用に改めることにより、地域に精通した館長を選任することの必要性を語った館長もいた。その館長によれば、現行のシステムでは2・3年で任期が終わり代わってしまうが、「市民センター館長をまち協採用で選ぶことになれば、人〔の発掘〕・事業・人の動かし方について、地域に精通しているというメリットがある」という。

4. 地域総括補助金制度について

地域総括補助金制度については別途報告を予定しているが、ここでは同制度をまだ受入れていない、あるいは受け入れる準備を進めている小学校区のまちづくり協議会会長に、この制度についてどう考えているかを聞いた。

a. 活動の活性化を期待

代表的な見解は、「融通がきく、〔会計が〕明瞭になる、〔事業の〕総合化・重点化〔を進めることができる〕などの利点もあるが、事務量が増えるというデメリットもある。〔既存の諸団体の〕既得権との折り合い・調整の必要があり、行政の指導も受けながら、一年間かけて調整・検討する」という、メリットを評価する一方でデメリットと導入の困難さを指摘したある会長の回答であった。

制度を積極的に評価する意見としては、横のつながりの形成に有効であると評価した1会長の回答（「横のつながりを大切にしていくためには地域総括補助金はよい制度だと思う。これがあると、必要などころにお金が回せるようになり、活動が活性化し、生き生きしてくるのではないか」）にとどまった。

なお、ある館長は、地域総括補助金を巡って、これまでにない多くの関係者がまち協の会議に参加して議論を重ねることによって「理解が深まった」のみならず、予算の「部会〔事業〕間流用については代表者会議で相互調整すること」など、総括補助金を受け入れるに当たっての具体的準備が整いつつあると述べた。

b. まちづくり協議会に制度を受け入れる基盤がない

この対極にあるのが、そもそもまちづくり協議会に地域総括補助金を受け入れるだけの基盤がないという意見であった。最も厳しい見方をした会長は、「老人会は自治会よりも大きな金を持っている。〔まちづくり協議会に〕一元化されたら金を取り上げられる、これまで苦労して貯めてきた金をまち協に吸い上げられると恐れる。また、一元化されたら各自治会がこれまでに貯めてきたお金を吸い上げられるのではないか、という不安を持っている団体もある。いま総括補助金を受けると、まちづくりが崩壊する恐れがある」と述べた。同様に、「自治会がしっかりしているからまちづくりの役員が選出できている。すべてまち協に吸収してしまう（一元化する）ことがよいとは限らない」と答えた会長もいた。これらの見解が地域総括補助金の制度に対する誤解に基づいていることをまず指摘しておかなければならない。ただ、これらの校区では、現状では地域総括補助金の受け入れ以前に、実質的なまちづくり協議会活動自体がほとんどできない状況にあるように思われる。

これほどではないにしても、形式的に市の方針に合わせて制度を受け入れるが、実際には「自治会が自立しており、補助金の一括はできない。〔書類上は〕全部を取りまとめて役所に出すが、それぞれの自治会・老人会にそのまま渡す」と答えた会長もいた。ここでも実質的には地域総括補助金制度は機能しないことになる。

c. 財源なく事務量のみ増加

2名の会長が「総括補助金の事務を誰がするかが問題である。〔事務処理のための〕予算がない。いままで〔のやり方〕ならボランティアですむが、部会制を採ると総務・会計などに年4～5万の手当ての捻出が必要になる」、「仕事は今まで〔公民館時代〕に比べて10倍になっているのに予算がない」、従って導入は難しい、と答えた。

代表的な見解は、事務の複雑さと人員不足を指摘した以下の回答である。「〔地域総括補助金を〕管理する専任のものがいないとできない。…簡素化したものにしないと受けられない。今のままでは、受け取ったものを従来どおり配分するだけになってしまうので意味がない。その上報告などに手間がかかる。町内会、老人会など今でも〔人材が〕足りない。高齢者が多く、会計の仕事をパソコンでできる人は少ないが、報告はそれで求められる。また職員は給与の安さのためか、欠員1名を募集しても応募がない。ボランティアも限界にきている」。

d. 前向き姿勢

他に、「既得権とのせめぎあいが生じるおそれはあるが、話し合いの中で解決していきたい」と述べた会長や、「[まち協役員の中には]まち協に何もかも持ってくるのは筋違いとの意見もある。役員に納得していただいた上で受け入れたい」と、何とか前向きに取り組んでいきたいとの姿勢を示した会長もいた。また「既存団体は財源を持っているがまちづくり協議会は財源がない。市民センターを自主的な住民活動の拠点と〔して地域づくりを〕するためには、地域総括補助金のような財源が必要と考えている」と答えた会長もいた。ここでは新たな財源をこの制度に期待している。

小 括

全体として、今の地域総括補助金制度では既得権を持っている団体が同意しない限りまちづくり協議会がそれらの団体に配分されている補助金を使えるわけではなく、仕事（区役所への報告等の事務作業）が増えるだけではないかという見解が多かった。

こうした中でいささか問題なのは、「行政の指導があるからいずれは従わざるをえない」、あるいは「行政からきちとした指導があればいいかもしれない」と述べた会長が多かったことである。地域自治・住民自治が期待されている今日においても、行政の指導を期待する会長が2人、行政に従わざるをえないというものが3人いたという事実のもつ意味は、決して小さくはない。

5. まちづくり計画について

今日、まちづくり協議会は市民センターを拠点として地域づくりないしまちづくり計画を策定し推進することが期待されている。今回調査対象としたまちづくり協議会・市民センターは、いずれも「校区まちづくり事業」を受託し実施したところである。そこで当該校区の会長と館長に、校区の地域づくり計画はどのように策定され実施されているのかを聞いた。

a. 計画の策定と実施の方法

多くの校区では、受託した校区まちづくり事業については計画づくりから実施まで「市から委託を受けた事業者」あるいはまちづくりNPOや有識者の指導ないし助言を受け、実行委員会を組織して行なったことがわかった。計画づくりの具体的な手法は「センターをあまり利用したことのない人にもアンケートをした」ほか、「ワークショップ方式」によったと答えたところが多かった。

地域住民への参加の呼びかけの方法としては、「館報および人づて」、「町内会長を通じ」、「PTA・自治連合会など各種団体の連絡網を通じて」のほか、「今までは回覧だったが、広報誌を活用するなどして全所帯に案内を配布し、住民全員に呼びかける」などの方法を取ったとの回答を得た。いずれも補助事業による資金的裏付けがあったからこそ可能になったといえることができる。

なお、ユニークな新しい取り組みとしては、「情報の発信基地としてインターネットの放送局を立ち上げていく計画を検討している」という会長もいた。中には「参加者の数が多いより質（自発性）」が問題だとした会長や、「特別人集めをしているわけではないが、〔行事には〕いつも60人～80人は集まる」と答えた会長もいた。

b. 計画づくりへの参加者

計画づくりへの参加者について聞いたところ、多くの会長が体育大会や文化祭といった校区の行事への参加者について答え、しかもほぼ共通して参加者は少なくなっていることを訴えた。ワークショップ参加者について回答したのは1会長のみで、その他、「地域の人々同士の触れ合いができる魅力的な計画を企画したいが、お金がない」と答えた会長もいた。

より積極的に計画づくりに取り組んでいる会長の中には、「行事が終わった後、役員会で反省会をかならず行い、その結果を翌年に生かし、内容の充実を図る」と語ったものが多かった。ある会長は、「反省会を重視することでマンネリの防止になり、参加者が増えた。自分たちの地域を良くしようという意識改革になったのではないかと思う」と述べた。その他、「プランを一部の役員だけで決めるのではなく、多くの人が〔参加して〕方法を考えている」、「会長からは提案しないで、みなに発言してもらい、記録にとどめ、その中から役員会でふるいにかける」といった現状が述べられた。また、「花見に合わせて子供たちの意見を出してもらい、リーダーが集約して事業〔新たなプラン〕を展開する予定である」、「子育てを子供自身にさせる企画を考えている」と、参加によるプランづくりの具体的方法を述べた会長もいた。

c. 計画の期間

地域づくり計画に短期・中期・長期の計画区分はあるかを聞いたところ、現に行なっている行事をどのように続けていくかという観点からの回答が多かった。「毎年やっていることをそのまま続ける予定で、長期的な計画はない」、「1年、5年、10年のまちづくり計画（目標・テーマ設定をすること）がベターとは思いますが、まち協という言葉も知らない段階では、民謡の夕べ、どんど焼き、体育祭、敬老会、文化祭などの大きな行事は準備期間に3～4ヶ月かかるので、年に3つ4つ〔の行事をすること〕で限界」との答えが代表的な回答であった。また、「総括補助金の先が見えないから、今は〔計画づくりは〕していない。軌道にのってから〔検討する〕」と答えた会長もいた。

d. 実施の取り組みについて

まちづくり事業、ステップアップ事業、子供の健康づくりモデル事業といった市の委託事業・補助事業をまちづくり協議会が次々と受けて地域の活性化につなげていこうとしている校区、自治連合会と共催でコンサートや歴史探訪の親子ふれあいウォーキングなどの行事をすることによってまちづくり協議会に対する住民の認知度と理解を高めようとしている校区、たて看板、暖簾、はっぴなどをつくって行事への参加意欲を高めようとしている校区など、会長の説明からはまちづくり協議会の存在をアピールしようとする努力が伺われた。

小 括

本調査が対象とした校区で見ると、まちづくり協議会が主体となって総合的な「地域づくり計画」を策定しているところも、その準備をしているところもなかった。会長や館長によって想定されている「計画」は、市民センターを拠点とした日常的な活動や年に2、3回の行事ないし事業の企画であって、「地域づくり計画」ではない。

要するに、地域の将来像を描き、それに向かって計画的に地域づくりを進めていくという発想は、理想ではあっても現実には難しいというのが実情のようである。それが可能となるためには、総合的な「地域づくり計画」の作成方法と作成された計画の実施と評価の方法を含むプロセス全体の仕組みづくりについて、有識者などの助言を得つつ、各区単位で担当部局とまちづくり協議会とが協議を重ねることが必要であろう。

6. 市民センターに望むこと

会長に市民センターに望むことを聞いたところ、「生涯学習など常時センターを利用している人だけでなく、一般の人達の意見・苦情を、館報などを利用して聞くことが重要である」、「リピーターを増やし、来たことのない人にも来てほしい。もっと多くの市民に活用し、来て、知って、参加してほしい」といった積極的な意見もあったが、多くは市よりの仕事が多すぎる（「館長が休暇もとらずに働くなど、講座・市の研修等の仕事に追われる」、「市よりの仕事を減らし、事務を簡素化すること。たとえばコピー一枚でもいちいち目的と領収書を書かせられる」）、職員の待遇が悪い（「月8万では安すぎる。〔予算がないから〕職員は残業できない。職員に負担をかけないよう配慮しているが、〔結果的には〕まちづくりの拠点として機能できない」）、行事に追われて多忙、センターの場所が悪い、狭い（部屋が狭い・少ない。駐車場が狭い。回収した古紙の置き場所がない）、施設が不十分（「下も上も車椅子でトイレに入れない」）といった意見であった。

その他、まちづくり協議会の課題として答えたのと同様の回答をする会長が多かった。たとえば「市民センターの仕事を減らすためにも文化祭などは〔クラブなどの〕連合体の自主的活動に任せた上で主体的にセンターと話し合って」進めたらどうか、「年長者から若い世代まで、男女のバランスを考えた組織づくり」が望まれる、「PTA関係などの役員を通じて若い世代の参加を促すように働きかける。若い役員の横のつながりによってボランティア〔活動〕できる人たちを発掘する」、といった意見がそれである。

市民センターとまちづくり協議会との関係については、「まち協とセンターとの関係もよい。うまくいっている」、「人と人との絆が、市民センターができてから強くなった。以前はイベントなどもなかったけれど、センターが人が集まる場所・拠点になった。気軽にセンターに足を運ぶことで更に絆が深まる」と積極的に評価する会長たちがいた一方で、「会長は別として、役員自体が館長とちゃんと話ができない。距離がある。真剣に話し合ってくれない人がある。センター主導になっている。まち協からよりもボランティアから新しいところを切り開く」と答えた会長もいた。

なお、「休館日（休日）を〔行政側は2004年度以降これまでの月曜日から〕日曜日に〔変更〕するよう言ってきたが、これを一年繰り延べて今年から日曜日を休館にした。クラブ活動に若い人・働いている人が参加できなくなり、減少したように思う」と回答した会長もいた。

7. 行政に望むこと

7-1. 会長の希望

a. 行政の仕事を一方的に押し付けるな

会長に対し、行政（市役所・区役所）に望むことは何かを尋ねた結果、もっとも多かったのは、行政の処理すべき仕事をまちづくり協議会に押し付けるなどという声であった。「消化不良を起こすぐらいの仕事が下りてくる。地域のことをもっと知ってほしい。区役所は本庁から下りて来たものを全部流す。仕事を何もかも受けなくて、調整をしてほしい。時には計画を中止する勇気も必要なのではないか」、「『自分たちのまちは自分たちで』といって、なんでもかんでもまち協に押し付けるのは困る」、「押し付けはよくない。行政がすべきこともある」、「何でも仕事をおろしてくるので、センターは飽和状態であることを知ってほしい」、「デイ・ケアに場所をとられてしまう。テレビなど道具をたくさん持ち込む。行政が上から一方的に言うてくるが、言われればやらざるをえない。そのしわ寄せはまち協とセンターにくる」、といった意見がこれである。

その他、「役所は昼間に会議をする。役所は若い人を〔まちづくり協議会の役員に〕入れるというが、定年制を引いた〔年長者が若年層に役職を交代した〕ときに誰が昼間にいられるか。まち協の世話には長い経験（20～30年）が必要であり、現役退職後でないと動けない」、あるいは「毎日2、3の会議があるが、分担ができない」という声もあった。

また、配布物が多すぎるとの声もあった。「市のパンフレットが多すぎる。各部門で全部作っており、読める範囲を超えている。それだけでも無駄遣い。各部が協力して一枚にまとめる必要がある」、「〔配布物に〕お金をかけすぎ。たくさん作る。上質な紙やカラーをたくさんつかう。だけど捨てられる。無駄が多い。分かりやすく簡潔にしてほしい」といった要望がこれである。

その他、「書類が複雑すぎる。簡略化ができないか」、「3月末に決算報告書を出せなどというが、〔4月にならないと決算はできない。〕もっと余裕を持ってほしい」という要望もあった。

b. 地域との関係

地域との関係をもっと密にしてほしい、直接地域に出向いてほしいという声も多かった。代表的なものとして、「事業でも降ろして（落として）くるが、あとはセンターにまかせっきりだ。館長との関係はよいが、地域と直接関わり、自立した市民とのパートナーシップ関係で〔市・区の職員も〕ともに汗してほしい。そうでないと市民の思いが行政に伝わらない。ステップアップ事業にしる、一緒にする姿勢が必要だ。会議もたまに来るぐらいで、ほとんど来ない。市から降りた事業なのに職員は中味を知らない。公務員も市民と一緒に育ってほしい。わがまを聞くのではなく、本音で話し合えるようになったらよい」という意見があった。同様に、「市の職員は議会から提案があったときだけ地域に出て来て一緒にボランティア活動をするのではなく、できるだけ地域に密着したボランティアをしてほしい」、「地域のことを知っている人が地域のイベントや研修会などの事業計画をするべきではないか」、「役所に勤めている人が（地域の活動に）なか

なか入ってこない」、「時々センターに出てきて、他地域の活動状況なども伝えてほしい。よい事例などを教えてもらい、刺激を与えてほしい」といった回答が返ってきた。

その他、財政支援やまちづくり協議会事務室の設置を求める意見も多かった。更に市民センターの立替を求める意見もあった。また、縦割り行政にまちづくり協議会としてどう対処するかを前向きに取り組む必要があると答えた会長もいた。

他方で、「市とはあまり関わりがない」が、まちづくり推進課については「絶えず協議し、支援してもらっている」、「とてもいい人が多く、不満はない」という声が聞かれた。

なお、基本的な問題として、「市営住宅に入っている人の町内会加入促進を図ってもらいたい。区全体でもっと真剣に取り組むべきだ」という意見もあった。

最後に、要望・希望ではないが、「まち協の会長会議を今年2月から導入したが、ここで直接会長に〔行政からの〕新たなまち協へのお願いもされるようになった。コミュニケーションがよくなった。事業が互いに把握しやすくなった」と、行政側の努力を評価する声があったことを付言しておきたい。もっとも、ここにいう会長会議が行政主導で行なわれているとすれば、これを本来の「会長会議」に変えていかなければならないという課題は残るであろう。

7-2. 館長の希望

館長は日々の個別具体的な活動を通して行政当局と接しているだけに、行政に対しても会長以上に切実な意見や要望が多く吐露された。以下にはそれを幾つかの項目に整理して提示する。

a. 管理の強化

1つは、市民センターに対する行政の介入が強くなったという意見である。「市民福祉センターのときには各館にお任せであったが、市民センターになってからやり方を一律にきめ細かく〔統制管理するように〕なり、たとえば領収書の区別など、職員の人数は変わらないのに提出書類が煩雑になり、事務的な仕事が増えて大変になった。部屋の使用料の減免、ホームページの管理なども詳細に書かなければならなくなった。もっと自由裁量が必要である。地域に独自のセンターとして育ってきているものを画一化・一律化しようとしているような不安を感じる」、「高齢者から子育てまで、安心安全などの講座の開催を要求してくる」、「ルールがきつくなったけど、〔職員の人数などの〕環境が変わらないので不満だ」、「もっとお金の使い方・流用が柔軟にできるようにしてほしい。文房具代などや管理費は絶対に生涯学習には使えない」といった意見である。

もっとも、「館長の判断（裁量）で、といわれたときに困る。〔他の館と比較され批判されるので〕センター間の違いがあるのは困る」という、いささか及び腰の消極的な意見を述べた館長もいた。

b. 一方的

事前の話し合いや説明もなく、行政側が一方的に決定し押し付けてくることに対する不満も、多く聞かれた。「事業がどんどんセンターに来ている」、「なんでもセンターに下りてくる。行政は現場がわかっているのか」、「〔行政は〕潜在的な地域の力を信じきるこ

とが必要である」、「生涯学習講座の予算が15万から10万に一方的にけずられた。館長会議などで事前に話題にされてしかるべきだ」、「会議もなく、費用を削減された」、「行政は意見を提出させても返事は返ってこない」といった声がこれである。これらの意見と関連して「地域の声がきちっと伝わっているのか。区役所の担当者の意識に問題がある」という意見もあった。

しかしここでも「押し付けられたという感じはない。地域のためになることならやっ
ていきたい」と述べた館長もいた。

c. 予算の問題

特に生涯学習に対する予算が足りないことへの不満が目立った。「生涯学習の予算が
少ない。

補助金を増やしてほしい。講師にボランティアで…とは頼みづらい」、「生き生き子供
事業や生涯学習に使える金がない」、「生涯学習も大切なので、予算がもっと必要」、「資
金がないのにどう活動すればいい?」といった意見や要望がこれである。

d. 縦割り行政

縦割り行政に対する不満も多かった。「行政の大本が繋がっていない。ばらばらにお
りてくる。情報の一本化がない。学・社融合といっても教育委員会の中で繋がってい
ない。同じような研修が区でも局でも行なわれる。繋がっていない」、「窓口が生涯学
習部・地域振興課・市社協など、多局にまたがるところでは相互の折衝・コミュニケー
ションが必要である」、「横の繋がりが大切だと言うけれど、大元が繋がっていないの
で、改善して欲しい」、「[担当部署間に]センターに対する統一した見解がない。たと
えば講師に対する謝金がばらばら」といった意見がこれである。

e. 職員の雇用条件・人事管理の問題

職員の任用についても幾つかの不満と要望が聞かれた。「職員の雇用期間が短い（1
年、最長3年）ので、これではやっとなりに慣れてきたところで辞めなければならない。
苦勞している」、「職員が3年（最長5年）のローテーションなので、せつかくのいい職
員も任期がきたら辞めなければならない。なんとかならないか。他方で0.5人役しかでき
ないような質の悪い職員が3年間いる。このことは職員間の雰囲気に影響する」といっ
た声である。

f. センター備品の管理

その他、「昼替え、火災警報・非常放送の誤報、コピー機が古い。[取替えを] お願い
するしかない」との声もあった。

g. 館長会議

しかし、館長から聞かれたのは不満や要望ばかりではない。会長会議の場合と同様、
ここでも館長会議に対する高い評価がこれである。「ブロック別に分かれて2か月に1
回、少人数で行われるようになったのは、今まで聞きづらかったことも気楽に聞けるよ
うになって、とても良くなった」、「館長会議の内容が充実してきた。ワークショップの
手法を用いることで、互いの気持ちがわかる」という声もあった。

8. まちづくり協議会の理想像

会長に理想のまちづくり協議会のイメージを聞いたところ、市民センターの活動の地域における統合・調整・まとめ役（「センターにおいてふれあいネットワークや、生涯学習など部会活動が組織化され、活発な活動が展開されていれば理想的と考えている。まちづくり協議会は、地域ごとにこれを統合し、調整するまとめ役となることが理想である」）、「自治会各団体が協力関係を結んで推進していくこと」といった従来型の理想を語った会長もいたが、一歩を進めて、より多くの多世代の住民が参加し企画する協議会（「幅広い世代の参加により企画される協議会、一人でも多くの住民がまちづくりに参加し楽しめるまちにしたい」、「より多くの住民・企業の参加」、「子どもからも意見を聞いて、中高生にも参加してもらえる事業をしたい」）、「住民自治・地方自治の原点、地域づくりのできる組織としてのまち協」と答えた会長も存在した。これらの意見からは、新たなまちづくり協議会のあり方を模索している姿が読み取れる。

9. 理想の市民センターのイメージ

館長に市民センターの理想のイメージについて聞いた。その結果得られた館長たちの声を収録すると、「みんなが集まる場所、みんなで夢でも語り合える場所」、「自治連合会に入っていない人たちにも活用してもらえるような、誰でもいつでも来られるわたしたちのセンター」、「楽しく学んで仲間を作ろう」という場、「また来たいね、と思えるような場所」、「みんなが来てくれるような、利用しやすい市民センター」、「話し合いを大切にし、公平で透明で、みんなが平等に利用できるセンター」というものであった。

ここに語られている市民センターの理想のイメージからは、＜地域のすべての人に開かれた、話し合いと学びの場＞という市民センター像が浮かび上がってきた。ここからは、センターを拠点にどのような地域づくりをするかといったことよりも、まずは一人でも多くの住民にセンターに来てほしいという、館長たちの切なる思いが伝わってくる。

V まとめと提言

以上のインタビュー調査の結果をもとに、幾つかの点を整理し、提言を試みることにしたい。

第1に、地域住民がこれまで公民館類似施設（行政当局からすれば「類似公民館」、地域住民からすれば「自治公民館」）で活発な活動を続けてきた校区の場合、そこにあえて新たな市民センターを、しかも多くの場合校区の中心部から外れたところに設置する必要があったのかどうか、疑問を禁じえない市民センターが、今回の調査でもいくつか存在した。とはいえ、せっかく設置された施設であるから、後は類似公民館ないし自治公民館で行なわれている地域の活動を無理にセンターに集めようとせず、それらの公民館と市民センターとをどのように使いこなして地域づくりをしていくかを、当該地域の人たちとその組織、なかんずくまちづくり協議会の検討に委ねることが必要であろう。

第2に、最近の行政の市民センターに対する対応についての会長や館長の声を聞いていると、センターが所期の目的から外れて、次第に行政の出先機関化しているように思わざるを得ない。

地域における行政・市民センター・まちづくり協議会のそれぞれの役割（それぞれが責任を持つべき領域）とそれらが協働するべき領域を明確にする必要がある。その上で、「協働の方法」についてテーマに応じて二者間および三者間で協議するという手順を踏むべきであろう。

第3に、実際に行なわれている市民センターを拠点としたまちづくり協議会による地域づくり活動は、従来個々の地域住民組織が個別に行っていた活動ないし行事を寄せ集めたものからほとんど一步も出ていない。その原因は、以上に見た会長や館長の発言からも明らかなように、まちづくり協議会の出自にある。すなわち、それは既存の地域住民諸組織を寄せ集めたものであることに起因する。まちづくり協議会が〈地域経営主体〉として行政や地域にある企業と協働して総合的な〈地域づくり計画〉を策定し実施していくためには、すでに何人かの会長が述べていたように、既存の組織には拘束されず、独自に活動のできる組織へと脱皮することが必要であろう。そのためには、組織の編成原理自体も、縦型（ピラミッド型構造）ではなく横型（チーム型構造）に変え、地域づくりに関する問題意識を持った市民が参加する、開かれた組織、能動的・実践的な組織とすることが必要であろう。

第4に、小学校区レベルでの社会福祉協議会の役割が次第に見えなくなっているという会長や館長の声は重要である。まちづくり協議会、自治連合会、社会福祉協議会のそれぞれに固有の役割ないしミッションは何かを今一度根本から問い直し、それぞれの組織の基底を構成する地域住民が、目的意識を持ってそれぞれの組織の活動に主体的（自覚的）に参加する環境を整える必要がある。

組織の構成員であるはずの住民に明確な目的意識がないとき、その組織は自治会・町内会であれ社会福祉協議会であれ、はたまたまちづくり協議会であれ、一見活発に活動しているように見えても、行政のテコ入れがある間だけ活動している根無し草的な存在であるに過ぎず、地域の再生ないし活性化に貢献できるはずがない。その意味では、地域づくりは個々の住民の自覚と相互の信頼を基礎にしたネットワーク、すなわちソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の創出・強化なしにはありえないのである。

第5に、会長や館長の声を聞いていると、まちづくり、生涯学習、福祉が、それぞれ並列的なテーマとしてとらえられているという印象を受ける。しかし、地域づくりないしまちづくりを進めるためには、地域の人々が一定の学習をすることが不可欠であり、その意味では、センターにおける教育ないし学習機能と地域づくり活動とは基礎と実践の関係にあるとあってよい。

福祉についていえば、これは地域づくりの中核をなす要素である。したがって、生涯学習と福祉とまちづくりとを並列にではなく構造的に把握し、これを地域のまちづくり総合計画として明示化することが必要なのである。これによってまちづくり協議会の各部会の活動が有機的に結びつき、地域の豊かな発展をもたらすといえよう。

もっとも、このようにいったからといって、直接的に「地域づくり」に関係しない教育ないし学習はすべて市民センターの活動から排除せよといっているのではない。教育ないし学習は、どのような内容のものであれ、何らかのかたちで地域づくりの肥やしとなるものと考えてよい。それは、人が生きていく上で無駄な教育や学習がないとあってよいのと同様である。ただ、資源に限界がある以上、そこには当該地域の地域づくり計画に応じた教育ないし学習プログラムの優先順位をつけざるを得ないであろう。

最後に、北九州方式が喧伝された15年前に盛んに語られた「3層構造」を、わたしたちは現時点でどのように構想したらよいのであろうか。この問題は、なお課題として残しておきたい。

2. 北九州市における地域づくりの課題と展望 —新しいまちづくり協議会をめぐる—

村 山 浩一郎（西南女学院大学）

1 はじめに

北九州市では、1994年度より、地域づくりの拠点となる「市民センター」（旧称「市民福祉センター」）を各小学校区に整備しつつ、校区内の地域団体を横断的にまとめる「まちづくり協議会」を設立する形で地域づくりが進められてきた。その後、2004年12月末までに、市民センターは113館整備され、地域づくりのハード面については一応の目途がついたとされている（北九州市総務市民局、2005年7月）。

しかし、北九州市の地域づくりは、まだ発展の途上にある。市は、市民センターとまちづくり協議会による地域づくりが開始されて10年が経過した2003年度に、これまでの地域づくりを振り返り、今後の新たな方向性を示した報告書『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』（2004年2月）を作成した。そして、この報告書の提言を踏まえて、2004年度より、新たな取り組みを始めている。後述するように、この取り組みは、まちづくり協議会の再編を中心とするもので、再編されたまちづくり協議会は「新しいまちづくり協議会」と呼ばれている。

本稿では、上述の報告書等に掲載されている市の調査結果と、今回の北九州市立大学の地域づくり研究プロジェクトによるインタビュー調査（以下、「インタビュー調査」と記述）の結果をもとに、「新しいまちづくり協議会」の現段階での評価を試み、今後の課題と展望を提示したい。

2 まちづくり協議会の課題

「新しいまちづくり協議会」について検討する前に、市民センターとまちづくり協議会による地域づくりの仕組みを再確認しながら、「新しいまちづくり協議会」が導入される前から、まちづくり協議会の課題とされてきた点をいくつか取り上げておきたい。

北九州市の地域づくりの仕組みは、市民センターという地域づくりの「場」ないし「拠点」と、まちづくり協議会という地域づくりの「主体」によって構成されている。しかし、市民センターは、「地域づくり」に直接関わる住民活動のための場であるだけでなく、趣味や教養講座などクラブ活動や生涯学習の場でもある。また、地域づくりに関する活動や事業といっても、自治会や老人クラブなど従来からの地域団体によるものもあれば、有志のボランティアグループによるものもある。さらに、市の実施事業や市と地域団体が協働して行う事業もあるだろう。そして、センターで行われる活動は、保健福祉、コミュニティ、生涯学習に加え、子育て支援や防災・防犯、環境美化、環境保護など様々な分野に拡大している。つまり、行政も含めて、地域の様々な活動主体が地域づくりに直接的あるいは間接的に関わる様々な分野の活動を行う場が市民センターである。

他方、自治会、校（地）区社会福祉協議会、老人クラブ、婦人会、子ども会、民生・児童委

員、PTAといった地域団体によって構成されるまちづくり協議会は、第一に、センターの日常的な運営管理を行うこと、そして、第二に各種の地域団体を横断的にまとめ、各地域団体の連携・協力による一体的な地域づくりを進めることを目的とする組織である（北九州市総務市民局、2005年7月）。つまり、まちづくり協議会は、地域の団体をまとめ、地域づくりを牽引する中心的な組織であると同時に、地域づくりの拠点であるセンターの運営管理を担う組織として位置づけられている。

しかし、市が作成した『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』や『北九州市の地域づくり』などの報告書によれば、現状では、各校区のまちづくり協議会が上述の二つの組織目的を理解し、十分にその役割を果たしているとは言えない状況にある。そこで、この二つの役割をまちづくり協議会が果たす上でどのような課題があるのか、インタビュー調査の結果も踏まえて確認しておこう。

(1) 市民福祉センターの運営への関わりについて

市が作成した上述の報告書では、市民センターの日常的な運営管理は、まちづくり協議会の役割とされている。しかし、ここでいう「日常的な運営管理」はかなり限定的なものと考えられる。『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』の記述によれば、センターの管理運営経費は1館あたり約1,500万円であるが、そのうち、まちづくり協議会が受け皿となる地元委託経費は月2万円の事務費と「従事者」（館長以外のセンターの職員）の人件費のみである。従って、この事実だけを見るならば、この地元委託経費の運用部分だけが、センターの運営管理におけるまちづくり協議会の役割であると考えられる。

また、『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』を読む限り、センターの運営管理について、総括的な役割を担っているのは、市の嘱託職員である館長である。そして、まちづくり協議会が採用するセンターの「従業者」は、館長の指示の下にセンターの管理業務を担うことになっている。

以上から、センターの運営管理は、まちづくり協議会とセンター館長が連携・協働して行うことになっていると一応理解できるが、まちづくり協議会が、センターの運営管理についてどこまで関与できるのか、必ずしもはっきりしない。例えば、センターの利用のあり方について、館長を中心とするセンター事務局と、まちづくり協議会の間で意見の相違がある場合に、どのように調整されるのだろうか。実際、今回のインタビュー調査においても、センターの運営を「(生涯学習・クラブ活動を中心とした)貸し館業務から住民主体の地域づくりへ」と変えていかなければならないというまちづくり協議会会長の意見もあれば、「生涯学習の予算が少ない」、「社会教育や生涯学習の必要性が軽視されている」、「生涯学習事業について、まちづくり協議会はよく理解していない」といったセンター館長の意見もあった。ますます多様な活動がセンターを拠点に行われるようになり、センターの活用方法について、今後、地域内で意見調整が必要になると考えられる。そのような調整において、まちづくり協議会がどのような役割を果たしうるのか、明確になっていない点が、問題点のひとつと言えるだろう。

(2) 地域におけるまちづくり協議会の主体性・主導性について

次に、まちづくり協議会が地域の各団体を横断的にまとめ、地域の一体的な活動を推進する役割を果たしているかどうか、という点である。『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』によれば、2002年の調査実施時点で、43%のまちづくり協議会が、独自に地域づくり・まちづくりの事業に取り組み、18%が自治会や校（区）社会福祉協議会等との調整を行っているが、35%が市民福祉センターの管理受託団体にとどまっていた、という。この結果から、市では、まちづくり協議会を中心に地域がまとまっておらず、地域づくりにおいて、まちづくり協議会の主体性や主導性が十分に発揮されていない地域が多く見られると評価している。

『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』では、その原因として、小学校区と自治会、校（区）社会福祉協議会等の地域団体の区域が一致していないこと、地域の既存団体との関係調整がうまくいっていないこと、人材不足などの問題のほか、まちづくり協議会自体に財源がないことが挙げられている。市民センターの管理委託料には、まちづくり協議会の事業費が含まれておらず、まちづくり協議会に独自の財源がないため、自治会や社会福祉協議会の経済的支援等によって運営されているケースもある。そのため、同報告書では、まちづくり協議会の自主財源を確保し、まちづくり協議会の活性化を図ることが課題として挙げられている。

(3) まちづくり協議会の事務局機能について

最後に、まちづくり協議会の「事務局機能」について触れておこう。まちづくり協議会が地域団体をまとめ、一体的な地域づくりを進めていくためには、しっかりした事務局機能が必要になる。しかし、今回のインタビュー調査の結果から、まちづくり協議会は独自の事務局体制をつくるのが難しく、まちづくり協議会の事務局機能をセンターの館長と職員が担っている地域が少なくないことがわかった。

まちづくり協議会の事務局体制が確立しない背景には、人材や財源の問題もあるが、その他、インタビュー調査では、まちづくり協議会の事務所がないことを問題として挙げる会長が多かった。「小さくてもよいので、まちづくり協議会独自の事務所スペースを確保したい」というのが、多くの会長が共通して挙げた課題のひとつであった。このように、まちづくり協議会の事務局体制が整わないため、現状では、「館長はまちづくり協議会の事実上の事務局をしている」という校区が多く見られるのである。

他方、「センターはまちづくり協議会の事務局の役割を果たしておらず、どちらかという距離を置いている」という校区もあり、「館長は事務局次長としてまちづくり協議会の立ち上げに関わったが、できれば館長は事務局顧問となるのが望ましい」という館長の意見もあった。市民センター側からすると、センターの館長の仕事には「地域活動の支援・調整」が含まれているものの（北九州市、2004年2月）、どの程度、まちづくり協議会の事務局機能を担うべきか、戸惑いもあるようである。

こうしたことから、まちづくり協議会の事務局体制をどのように整備していくかが大きな課題のひとつと言えるだろう。そして、この課題を考える場合には、市民センターの事務局

の業務内容をどう定めていくかが問題になるだろう。

3 新しいまちづくり協議会への取り組み

以上では、市が、2003年度に作成した報告書『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』と、今回のインタビュー調査の結果から、まちづくり協議会が地域づくりの主体としての役割を果たす上で、課題となっている点を改めて整理した。

そこで、次に、こうした課題を乗り越えるべく2004年度から開始された「新しいまちづくり協議会」への取り組みを見てみよう。

(1) 地域づくりの将来像

まず、「新しいまちづくり協議会」への具体的な取り組みを見る前に、これまでの地域づくりを振り返り、今後の新たな方向性を示した『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』において、北九州市の地域づくりの将来像がどのように描かれているのか、見ておこう。

この報告書では、以下のような取り組みを通じて、まちづくり協議会を「個別の地域団体を包括して、自律的、主体的に地域を運営しうる主体」に強化することが提案されている。

- 既存団体を発展的に改組し、新たなまちづくり協議会として一本化する。
新たなまちづくり協議会を構成する各地域団体の代表者で理事会を構成し、事業計画及び予算配分を決定する。また、事業の実働機関として、横断的で機能的な部会を設ける（当面の取り組み）。
- 地域活動を強化するため、目的別に交付している補助金を地域が裁量をもって活用できるようにする。
- 役職者に任期制や定年制を導入し、組織の活性化を図る。
(北九州市『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』2004年2月より抜粋)

また、市民福祉センターについては、「地域が自主的に運営するコミュニティ施設」として明確に位置づけ、将来的には公設民営化を目指すこととし、次のような取り組みが提案され

- 市の嘱託職員として配置している館長を地域（新たなまちづくり協議会）が主体的に選任できるようにする。
- 将来的には、ボランティアを含め、従業者、従業形態について地域が裁量をもって決めるものとする。
- 市民福祉センターで行われる活動の時間配分やセンターの活動計画などを協議するため、まちづくり協議会はセンターの「運営協議会」的な役割を持つ必要がある（当面の取り組み）。
(北九州市『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』2004年2月より抜粋)

ている。

筆者は、以上の提案は、まちづくり協議会の性格をかなり大きく変えるものであると考えている。これまでも、まちづくり協議会には、地域の各団体を横断的にまとめ、地域の一体的な活動を推進する役割が期待されてきたものの、それは、各地域団体がそれぞれ自立性を有した上で、まちづくり協議会を構成し、まちづくり協議会は、そうした団体の「連携・調整」の役割を担うことで、地域の一体的な活動を進めようというものであった。しかし、同報告書の提案では、まちづくり協議会は単なる連携組織ではなく、補助金や予算の配分などをめぐって、個々の地域団体の活動や事業に大きな影響を与える「意思決定」を行う組織となっている。また、センターとの関係においても、公設民営化した場合の運営主体がまちづくり協議会ということになれば、人事も含めて、センターの運営に対するまちづくり協議会の関与は非常に大きなものになる。

(2) 新しいまちづくり協議会の取り組み

もちろん、市も一足飛びに上記の将来像を実現しようとしているわけではない。そこへ至るワンステップとして位置づけられているのが、2004年度より開始された「新しいまちづくり協議会」への取り組みである。この取り組みの概略をまとめた『北九州市の地域づくり』（北九州市総務市民局、2005年7月）によれば、2004年度からの新しい取り組みの柱は、次の三点である。

第一点目は「まちづくり協議会の充実」である。その具体的な内容としては、より多くの地域団体をまちづくり協議会へ参画させること、地域の課題に応じて関連分野の地域団体を「部会」にまとめ、協議会の機能性を高めること、役員の定年制や任期制、会計手続き、情報公開等について定めた「規約」を整備すること、などである。

第二点目は、「地域総括補助金の創設」である。この制度は、市の各局が個別に交付している地域への補助金等をできるだけ一本にまとめて、「地域総括補助金」として、まちづくり協議会に一括して交付するものである。これまでの補助金は、市の各局から自治会をはじめとする各種の地域団体に縦割りで交付され、そのほとんどについて用途が定められていたが、まちづくり協議会に一括して交付される地域総括補助金は、地域が自分たちの課題解決に向けて、地域の裁量で柔軟に活用することができるようにするものである。

そして、第三点目が、「市民センターへの名称統一」である。「市民福祉センター」という名称では、センターの活動が「福祉」に限定されているような誤解を与えがちであるということで、総合的な地域づくりの拠点としてのセンターの性格をより一層明確にするため、「市民福祉センター」は「市民センター」に名称変更されることとなった。

(3) 地域総括補助金の仕組み

ここで、地域総括補助金の仕組みについて、もう少し詳しく見ておきたい。上述したとおり、地域総括補助金とは、市の各局が所管する補助金等をできるだけ一本にまとめて、まちづくり協議会に一括して交付する制度であるが、『平成17年度版 地域総括補助金の手引き』（北九州市、2005年4月）によれば、2005年度には市から各地域団体に交付している既存の

補助金のうち、12項目を一本化し、地域総括補助金として、まちづくり協議会に支出している。

この制度は、補助金の交付先を各地域団体からまちづくり協議会に一本化したということのほか、一定の範囲内で事業間の流用を認めている点に特徴がある。まちづくり協議会に交付される地域総括補助金の総額は、各事業の補助金基本額を合計した金額であるが、実際に地域総括補助金を執行するときに、各事業の補助金基本額どおりに使うのではなく、補助金基本額の50%~150%の範囲で、事業間で融通することができる。たとえば、従来、基本額どおり100%の予算で行っていたある事業について、節約等で事業費を縮小し、基本額の75%の予算で実施することにした場合、残りの25%を他の事業に流用できる、という仕組みである。

そして、この地域総括補助金をまちづくり協議会が導入する前提として、部会制の導入や規約の整備など、上述の「まちづくり協議会の充実」に関する取り組みを実施し、まちづくり協議会の組織基盤を整備することになっている。

4 新しいまちづくり協議会の課題と今後に向けての提言

上述の取り組みのうち、市民福祉センターから市民センターへの名称変更は、2004年度から一斉に行われたが、「まちづくり協議会の充実」と「地域総括補助金の導入」については、準備の整った校区から順次、実施する形で進められており、2005年度までに市内の30校区で、これらの新しい取り組みが実施されている（筆者たちが2005年7月に行った北九州市総務市民局地域振興課へのインタビューより）。

ここでは、2004年度に地域総括補助金を受けた11校区について市が行った調査の結果と、今回のインタビュー調査の結果をもとに、「新しいまちづくり協議会」の暫定的な評価と提言を行いたい。

(1) 地域総括補助金制度の見直し

市は、2004年度に地域総括補助金を受けた11校区のまちづくり協議会の声を集約し、新しい取り組みの成果を次のようにまとめている（北九州市総務市民局、2005年7月）。

- 各地域団体間の相互理解が進むとともに、校区（地区）一体となった地域づくりへの意識が育ってきた。
- 部会制の導入により、まちづくり協議会の組織充実だけでなく、人材の発掘や個々の団体自身の充実にもつながった。
- 従来の活動が活発になるとともに新たな活動にもつながった。
- 地域総括補助金を通じて、校区全体の状況がわかるようになった。
（地域にどのような団体があり、どのような補助金が流れているのか、といった現状がわかるようになり、これからの地域づくりを考える上で重要な指標になった。）
- 各地域団体の相互理解促進につながり、団体間の連携・協力が図られた。
（北九州市総務市民局『北九州市の地域づくり』2005年7月より）

この調査結果から、新しいまちづくり協議会に関する取り組みによって、校区全体の状況が見えやすくなり、団体間の相互理解が進み、団体間の連携・協力が図られたことや、新たな人材を呼び込んで、組織と活動の活性化が図られたことなどがわかる。

しかし、地域総括補助金の最も大きな特徴である「事業間流用」は、どの校区でも行われなかったようである（筆者たちが2005年7月に行った北九州市総務市民局地域振興課へのインタビューより）。このことは、地域が地域の課題に応じて、裁量をもって使える財源を確保しようという地域総括補助金のねらいがまだ実現されていないことを意味している。筆者は、2004年度に地域総括補助金を受けたまちづくり協議会に対して、2005年度にインタビュー調査を試み、補助金を受け入れて2年目にあたる2005年度に事業間流用が行われたか調査を行っている。現在調査中であり、詳細は別稿に譲るが、半数以上の校区へのインタビューが終了した本稿執筆時点では、制度導入後2年目においても、補助金の事業間流用を行った事例はなかった。

事業間流用が行われない理由のひとつは、事業間流用を実施して、より多くの予算をある事業に投入するためには、別の事業の事業費を削減しなければならないからである。予算の増加分を各事業にどのように配分するかを決定することに比べて、どの事業の予算を縮小するかということを決める方が難しいのは当然である。新しいまちづくり協議会に再編されたといっても、まちづくり協議会に、そのような困難な意思決定を行う組織上の基盤が十分に整っていないため、結果として、従来どおりの配分を続けるしかない状況になっているのではないだろうか。

そこで、地域総括補助金を地域の裁量で使える財源とするためには、少なくとも、制度導入の当初においては、事業間流用という仕組みを通じてしか他の事業に使えない補助金だけでなく、それに加えて、事業間流用によらなくても、地域づくり活動に自由に使える補助金を交付してはどうだろうか。その自由な財源をどう活用するかということ地域で話し合う中で、財源の使い方を自主的に決定する仕組みが地域で形成されてくるのではないだろうか。

また、『北九州市の地域づくり』では、地域総括補助金の受け入れに伴う事務作業の負担の問題が課題として挙げられているが、今回のインタビュー調査においても、「地域総括補助金の事務を誰がするかが問題」、「簡素化したものにしないと受け入れられない」といった意見があり、地域総括補助金に伴う事務作業が地域にとって重荷になっていることがわかる。この負担を緩和するため、事務経費を地域総括補助金に含めることが考えられてよい。ただ、この問題は、単に地域総括補助金の事務負担の問題だけでなく、市民センターとの関係を整理しながら、まちづくり協議会の事務局機能をどう確立していくか、という問題として捉える必要があるだろう。

(2) 将来像についての合意形成

今回のインタビュー調査によれば、まだ地域総括補助金を導入していないまちづくり協議会にとって、新しいまちづくり協議会の仕組みは、期待と不安が半ばするもののようである。

「校区の諸団体を新しいまちづくり協議会に結集し、すっきりした体制づくりを図り、予算

の総括管理をまちづくり協議会が実施したい」という意見や、「横のつながりを大切にしていくためには地域総括補助金は良い制度だと思う。これがあると、必要などころにお金が回せるようになり、活動が活性化し、生き生きしてくるのではないか」という期待がある一方、「既得権とのせめぎあいが生じるおそれがある」、「既存の地域団体は、これまで苦勞して貯めてきたお金をまちづくり協議会に吸い上げられるのではないか、という不安をもっている」といった制度導入による地域社会の混乱を心配する意見もあった。

新しいまちづくり協議会を整備し、地域総括補助金を受け入れている校区は、まちづくり協議会を中心とした地域団体の再編成が成功している地域と考えられるが、各地域団体が自立的に動いている傾向の強い地域では、既存団体を改組してまちづくり協議会に一本化することや、地域総括補助金を受け入れることは容易なことではないだろう。地域団体をどのように再編成して、まちづくり協議会をつくっていくかは、もちろん、地域によって異なるであろうし、各地域が主体的に取り組む問題であるが、自治会や社会福祉協議会等、有力な地域団体は、区レベルあるいは市レベルに連なる上部組織をもっており、各地域内で調整を図るには限界があるのではないだろうか。新しいまちづくり協議会への再編を全市的に行っていくならば、改めて、区ないし市レベルで、既存団体との調整を図り、地域づくりのあり方について合意を形成しながら、進めていくべきではないだろうか。

さらに言えば、上述したとおり、新しいまちづくり協議会の体制が整った地域でも、地域総括補助金の事業間流用は行われていない。その理由は、制度自体の問題もあるだろうが、まだ「新しいまちづくり協議会」が資源配分について意思決定を行うだけの組織力を備えていないためであるとも考えられる。今日、全国的に多くの地域や自治体で、小地域での住民自治の仕組みをつくる動きが見られ、その多くは、自主的に組織された住民組織による住民自治活動を中核に据える形になっている。北九州市のまちづくり協議会もこのタイプに含まれると筆者は考えるが、このタイプの住民自治の仕組みは、「各々の住民組織が自らの創意工夫によって自由に設計・運営できるところに利点があるが、民主的正統性の確保という面においては弱く、正面から政策決定機能を認めることは困難である」（日本都市センター、2002年、p 4）と考えられる。地域づくりの将来像において描かれているとおり、新しいまちづくり協議会を「地域の総合的な意思決定及び地域活動の実践」主体とするならば、まちづくり協議会を、制度的（法的）根拠を有する「近隣政府」（日本都市センター、2002年、2004年）とする方向も視野に入れて検討してもよいのではないだろうか。

(3) 「地域が自主的に運営するコミュニティ施設」に向けての具体的取り組み

最後に、市民センターとまちづくり協議会の関係について簡単に触れておきたい。3(1)で見たように、北九州市の地域づくりの将来像では、市民センターを公設民営化し、「地域が自主的に運営するコミュニティ施設」とすることになっているが、2004年度からの取り組みの中では、市民センターについては、名称変更のみで、将来像に向けての目立った取り組みはなかった。

しかし、今回のインタビュー調査でも、センターをどのように利用していくかということは、各地域で大きな関心事になっており、まちづくり協議会の事務局機能の充実との関連で

も、まちづくり協議会と市民センターとの関係は大きな焦点となる。従って、今後、地域づくりの拠点としての市民センターの運営にまちづくり協議会がどう関わっていくべきか、という点についても、議論を深めていく必要がある。また、市民センターは行政にとっても重要な政策資源であるから、市民センターの利用のあり方を住民主体で決定するという事は、地域と行政との関係の再構築という問題も視野に入ってくるはずである。

<参考文献>

- 北九州市 2004年2月 『市民福祉センターを中心とした「地域づくり」について』
- 北九州市 2005年4月 『平成17年度版 地域総括補助金の手引き』
- 北九州市 2005年4月 『元気いっぱい！ 地域づくり・まちづくり』
- 北九州市総務市民局 2005年7月 『北九州市の地域づくり』
- 北九州市立大学北九州産業社会研究所編 2003年 『21世紀型都市における産業と社会－北九州市のポストモダンに向けて』、海鳥社
- 日本都市センター 2002年 『自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択（サマリー）』、日本都市センター自主研究（平成13年度）報告書
- 日本都市センター 2004年 『近隣自治の仕組みと近隣政府 －多様で主体的なコミュニティの形成をめざして－』、日本都市センター
- 山崎克明 2004年 「地域づくりと参加団体」、『「地域づくり」に関する調査研究報告書』、北九州市立大学北九州産業社会研究所
- 山崎克明、須藤廣 2002年 「北九州市における『まちづくり協議会』と『市民福祉センター』による地域づくりの実態と課題」、『「地域づくり」に関する比較研究Ⅰ』、北九州市立大学北九州産業社会研究所

3. まちづくり協議会による地域づくりの現状と可能性

樋口真己（西南女学院大学）

1. はじめに

コミュニティ政策及び自治体行政の合理化再編成の展開下において、地域住民の組織・団体を再編成し、住民の相互扶助による地域の課題解決の仕組みをつくるという傾向は、政令指定都市に共通してみられる動向である。

北九州市においても、市民福祉センター（2005年1月より市民センターに名称変更）における事業や活動は、当初の行政主導から、地域住民・団体やボランティア、保健・医療・福祉関係者及び学校等とのネットワーク化のなかで、次第に地域が主体的に地域のことを考え、解決策を検討・模索していく機運が徐々に芽生えてきている。

地域づくりを行うにあたって必要なのは、地域づくりの主体となる住民の動機づけの部分である。住民が自分たちの住んでいる地域への関心及び問題意識をもつことによる内発的な動きがない場合、行政側からの外発的な動きのみでは、住民主体の地域づくりは展開しないのである。

ここでは、本年度行ったまちづくり協議会会長及び市民センター館長へのインタビュー調査に基づき明らかになったまちづくり協議会の課題を整理し、住民主体のまちづくり計画策定に取り組んだ一校区の事例を通して、まちづくり協議会による地域づくりの可能性について述べたい。

2. 調査結果からみたまちづくり協議会の実態と課題

コミュニティ活動を担う組織の類型には、自治会・町内会によって構成された「地縁型住民自治組織」、概ね小・中学校区単位に、自治会・町内会に加えて、社会福祉協議会、老人会、婦人会、PTA、子ども会等の地域組織及びボランティア組織等の地域の諸団体から構成される「協議会型住民自治組織」及び、まちづくりや地域福祉などの特定のテーマごとに活動する組織として「テーマ型市民活動組織」の3つが挙げられる。¹⁾

北九州市のまちづくり協議会は「協議会型住民自治組織」であり、こうした協議会型の住民自治組織は1970年代以降広まっており、当時の自治省はモデル・コミュニティ政策を行い、三鷹市の中学校区単位の「住民協議会」（1974年～）などがそうである。

北九州市では、保健福祉活動・生涯学習活動、地域コミュニティ活動、地域防災活動等あらゆる地域づくりの拠点として位置づけられた市民福祉センターの管理・運営を行い、地域づくり活動を促進する役割を担うものとしての「まちづくり協議会」が、1995年以降小学校校区に順次設置されてきた。しかし、行政主導により結成されたことから、各々の地域の実態に即していないという声も挙がっている。

こうした経緯から、今回の地域づくりプロジェクトでは、現在の「まちづくり協議会による地域づくり」の現状と課題を明らかにするために、2003年度・2004年度に「校区まちづくり事業」を受けた8校区を選定し、まちづくり協議会会長及び市民センター館長へインタビュー調

査を行った。

詳細については山崎氏による調査報告によって述べられているが、そのなかでまちづくり協議会会長に対して行った設問の一つ「今のまちづくり協議会で何が一番の課題（問題）は何か。」に対する回答を大まかにまとめるとは以下の通りとなった。

(1) 地域への関心、コミュニティ意識の問題

「地域のつながりが弱くなっている。地域行事への参加が減少している。参加者に若者が少ない。」「まちづくり協議会を地域住民が理解していない。」「町内会加入率が低下している。」「ボランティアの不足の問題。」

(2) 地域の人材（地域リーダーを含む）不足の問題

「参加者が限られる。」「一人が何役も兼任している。町内会長のなり手が少ない。」「役員の高齢化が進んでいること。」「地域にどんな人材がいるのか、人づてにしかわからない。」「市民センター職員がまちづくり協議会の事務的な仕事を行っている。」

(3) 地域組織の問題

「町内会が民主化すること。」「地域の団体をどうまとめていくか。」「年代・男女のバランスの取れた組織づくり。」「クラブの連合体の組織化とそれをメインとしたまちづくり協議会の運営。」

その他に「まちづくり協議会の財源がない。」や「事務室がほしい。」といった財政面・ハード面についての問題が挙げられた。

次に、「今後まちづくり協議会はどのような役割を担っていきたいか。」「理想のまちづくり協議会のイメージは？」の回答は以下の通りとなった。

「各団体等の横のつながりをつくること。」「まちづくり協議会と自治会のつながりを強化すること。」「まち全体の校区の人が全部組織に入ってまちづくり活動ができるまちにしないといけない。」「子供たちもまちづくりに参加できる組織に。」「自治会と各団体が協力関係を結ぶ。」「諸団体を新しいまちづくり協議会に結集し、すっきりとした体制づくりを図ること。」

また、市民センター館長への設問「まちづくり協議会への要望は？」に対する回答は、「まちづくり協議会がまちづくりの中心の組織になること。」「まちづくり協議会が調整役やまとめ役になること。」「まちづくり協議会にいろんな団体ははいてもらいたい。NPOや若い人など。」となっている。

これらの回答から現在課題となっているのは、全国的に言われている地域住民のコミュニティ意識の問題だけでなく、地域組織のありかたについての問題、つまり、まちづくり協議会が誰でも参加できる組織となり、更には行政の縦割りで列なる各団体を、地域全体に横割りへといかに統合していくかであると言える。

また、2002年に行われたまちづくり協議会・市民福祉センター館長へのアンケート結果においても、「まちづくり協議会の活動がうまく伝わっていない。」「自治連合会などとの関係がよ

くわからない。」といった意見が出されている。²⁾ 公民館運営審議会からまちづくり協議会、現在の部会制により再編された新たなまちづくり協議会組織へと、設置理由が市民に十分に説明されないまま、行政指導により地域組織の再編が行われていることが原因として挙げられる。

以上のインタビュー調査結果から整理すると、住民主体の地域づくりの実現に向けた課題として、地域住民のコミュニティ意識の向上、既存の地域組織の再編成、人材育成が挙げられるが、これらは住民主体の地域づくりにとって不可欠な要件と言える。

そこで、北九州市の一校区で行われた住民参加型まちづくり計画策定の取り組みを事例として取り上げ、この3つの要件にそって住民主体の地域づくりの可能性について述べたい。

3. 地域をつくる参加型まちづくり計画の取り組み

(1) プロジェクトの概要

ここで取り上げる取り組みは、2003年3月より北九州市社会福祉協議会と西南女学院大学コミュニティ研究グループ（以下、大学）との共同研究で行われた「地域住民によるまちづくり計画」支援プロジェクトの一環であり、北九州市社会福祉協議会の「校区まちづくりモデル事業」として位置づけられている。すでに筆者はこのプロジェクトを事例として取り上げ、市民調査の視点から「小地域におけるまちづくり計画策定の意義と課題」について述べている。³⁾

ここでは、前述した3つの要件にそって、この取り組みの意義と今後のまちづくり協議会による地域づくりの可能性について述べたい。

(2) 対象地域の特徴

モデル校区となった地域は、居住年数が長く、高齢化が進む旧住民層エリアと、勤労者世帯によって占められていた企業社宅が取り壊され、新設のマンションが立ち並ぶ新住民層エリアとが混在している地域である。新住民層の町内会への未加入から、町内会加入率が低下していることが課題となっている。しかし、平成14年に就任したまちづくり協議会・社会福祉協議会会長を地域リーダーとして、まちづくり協議会を機能させるための規約の改正や部会制の導入し、各団体代表者が意見を出しあう場の設定として、実行委員会・運営委員会方式を取り入れるなど、組織体制の整備を行ってきた。各団体が単独で主催してきた事業をまちづくり協議会各部会の担当事業＝校区全体の事業として取り組まれる仕組みづくりを行った。その効果により、夏祭りなどの地域行事が復活し、年々住民の参加率は高くなっているが、新たな地域リーダーやボランティアといった人材育成の問題を抱えている地域である。

(3) まちづくり計画策定の概要

このモデル事業のまちづくり計画の主体は、N校区まちづくり協議会・社会福祉協議会であり、北九州市社会福祉協議会と大学は側面的な支援を行った。

まず、N校区の住民ニーズを把握するために、アンケート調査を行った。質問表作成は、地域の実態や課題を把握している民生委員・児童委員会メンバーを加え、まちづくり協議会役員との合同により行われた。20代から80代までの地域住民を対象に3,579世帯（平成15年

当時) 中500世帯に配布し(2003年10月実施、回答率約80%)、データ集計は大学が行った。アンケート調査実施のもう一つのねらいは、住民が地域の実態や課題について関心をもつためのきっかけづくりである。そこで、アンケート結果を全戸配布し、一方で、まちづくり協議会・社会福祉協議会役員が民生委員・児童委員協議会や長寿会、婦人会などの諸団体にアンケート結果の説明・及び意見交換会を行った。

その後、2004年5月に町内会長と各種団体の役員により構成された「まちづくり計画準備委員会」を発足し、住民懇談会実施に向けての話し合いが行われた。その中で、現在の地域の反応を考えると、住民懇談会実施は時期尚早であるとして、まちづくりへの住民の関心を高めることを目的とした町内会単位等小単位での意見交換会を実施することが決定された。そのため、町内会長対象の勉強会を実施し、7月に1ヶ月かけて、12町内会中10町内会において懇談会を実施した。この懇談会では、個々の課題から行政への要望、そして地域共通の問題まで自由に意見が出された。

またN校区では日頃から地域と小学校の連携協力が行われていたが、小学校の提案で2003年度より6年生の総合学習の時間において「まちづくりプロジェクトN」が開始された。5グループが表1に示したテーマ別にインタビュー及びアンケート調査を行い、子どもの視点から地域の課題を発見、整理し、問題提起を行うために2004年10月に学習発表会を行ったのである。当日は、保護者や地域関係者約100名が出席し、計画策定の準備委員会においても地域づくりの気運が高まった。ここで出された意見は、まちづくり計画の「子どもも参加するまちづくり」として取り上げられている。

表1 グループ別テーマ

もっと安全なまちに！	もっとふれあいの多いまち！	誰もが容易に外出できるまち！
① 子ども110番を増やしたい ② 街灯を増やしたい ③ 道路のでこぼこを平らに ④ 歩道を広くしたい ⑤ 信号の待ち時間を短くしたい	① 小学校の情報を発信したい ② シンボルマークを街中に掲げたい ③ イベントを増やし異年齢交流を ④ 昔遊び交流で年長者の方と交流を ⑤ 中井のイメージアップをしたい	① 道路の段差をなくしたい ② 点字ブロックを増やしたい・修理をしたい ③ 校区案内板を作りたい ④ ユニセフ・盲導犬募金をしたい ⑤ 年長者の方が安全でふれあえるまちに
まちにもっと自然を！	まちをもっときれいに！	
① 樹木を植えて空気を浄化したい ② 花を植えてまちを明るくしたい ③ 鳥や虫の集まるまちにしたい ④ 樹木・草花を植えたい	① ごみのない まちにしたい ② 犬のふんをなくしたい	

町内会別懇談会実施後準備委員会では、これまでのアンケートや町内会別懇談会で出された住民の意見を13テーマ(表2)に分類し、当日の参加者110名がグループ別に意見交換を行った。

表2 住民懇談会グループ別テーマ

Aグループ	①道路、②防犯・防災	Dグループ	⑨市民福祉センター、⑩文化、 ⑪地域の経済
Bグループ	③ごみ、④自然、⑤環境問題、 ⑥まちの騒音	Eグループ	⑫健康・福祉
Cグループ	⑦施設、⑧青少年の育成	F・Gグループ	⑬地域住民のつながりや地域活動

住民懇談会の目的は、参加者がまちづくりに参加しているという意識をもつこと、そして関心のある課題を話し合い、グループ別に地域の課題として共有化することであった。またこの機会に、アンケート調査や町内会別懇談会で出された意見のなかですでに取り組みられているものや解決されたものについて配布資料に表示し、住民の意見がどのように対処されたかについて知らせる機会を設定している。

アンケート調査、町内会別懇談会、全体懇談会で出された住民意見をもとに計画を策定するための策定委員会が設定された。策定委員のメンバーは、まちづくり協議会・社会福祉協議会の役員、事務局、各部会の代表者、行政関係者、社会福祉協議会関係者、幼稚園・小学校・大学等の学識経験者、公募による住民から構成され、任期は2年、委員会はまちづくり協議会・社会福祉協議会の特別委員会として位置づけられている。

会議は、2005年3月から2006年3月まで合計12回実施され、現在は編集委員会による最終的な作業段階にはいり、2006年3月下旬に開催されるまちづくり協議会・社会福祉協議会の臨時総会において、策定された計画は承認を得る予定である。

会議で使用される毎回の配布資料は事務局と委員のメンバーが作成し、計画書についても、北九州市社会福祉協議会から提供された資料を元に委員が作成した。計画書の構成は、①はじめに（会長あいさつ）、②プラン策定の目的とこれまでの取り組み、③プラン推進の基盤、④基本理念・基本目標・基本項目、⑤まちづくりの8つの項目、⑥プランの特徴、⑦実施計画書となっている。

策定中に決定された事業についてはすでに実施されているものもあるが、策定終了後は、部会単位で具体的な話し合いが行われ、新規事業を加え今後実施される予定である。また、策定委員会は解散せずに数年後に評価を行うことになっている。

表3 まちづくり計画策定の取り組みの流れ

年 月	内 容
2003年 5月	北九州市社会福祉協議会「校区まちづくりモデル事業」の指定 N校区まちづくり協議会・社会福祉協議会総会において承認を得る
2003年 8月	民生委員・児童委員会において住民意識アンケート検討委員会発足
2003年10月	住民意識アンケート実施
2004年 2月	アンケート結果をN校区全戸配布
2004年 5月	N校区まちづくり計画準備委員会発足
2004年 7月	町内会別住民懇談会開催
2004年 9月	町内会別住民懇談会結果をN校区全戸配布
2004年10月	N校区小学校6年生によるまちづくり学習発表会 「まちづくりプロジェクトN」始動
2004年11月	N校区住民懇談会実施
2005年 3月	策定委員会発足
2005年 3月 ～2006年 3月	策定委員会 12回開催
2006年 3月	N校区まちづくり協議会・社会福祉協議会の臨時総会において承認を得る予定

(4) 取り組みの意義

1) コミュニティ意識の向上

今回の住民参加型まちづくり計画の成果として、インタビューに答えた策定委員全員が、⁴⁾「計画策定に関わる前よりも後の方がまちづくりへの関心が強くなった。」と回答したことが挙げられる。策定委員は、最初に行われたアンケート調査を回答したときの感想として、「自分が地域のことを知らないことに気づいた。」「生活圏しか知らなかった。」「自分が地域に愛着がないことに気づいた。」など、住んでいる地域についての認知度や関心度の低さに気づいた。その後策定委員として関わるなかで、まちづくりへの関心が高まったことを改めて自己認識することができたのである。

また、すべての調査が住民主体で行われたということは、「調査する側—される側」が同じ住民であり、そのため地域の反応をリアルに感じることができた。全体懇談会実施は早急であるとし、小単位の町内会別懇談会を実施したのは、アンケートでは表面化しない住民の意見を聞くだけでなく、懇談会に参加してもらうことによって、より多くの住民のまちづくりへの関心を高めることの必要性を認識したからである。

前述したアンケート結果に示されたように、まちづくり協議会が市民にとってわかりにくい存在であることや、2003年に実施された市民対象のアンケート結果においては、「まちづくり協議会」に対する市民の関心が低いことが明らかになっている。⁵⁾ N校区ではアンケート調査、町内会別懇談会、全体懇談会において、その都度まちづくり協議会役員が、住民主体のまちづくりの必要性を説明し、まちづくり協議会の活動についての広報活動を

意識的に行った。

その結果、小学校でのまちづくり発表会及び全体懇談会は100名を越す住民の参加があり、地域全体において、少しずつであるが地域づくりへの関心が高まりつつあることが証明されたといえる。

2) 地域組織の再編

準備委員会や策定委員会において、懇談会の運営方法、広報活動方法、計画書における各項目の検討まで詳細に協議する機会が得られた。調査による住民の意見を元に決定された新規事業だけでなく、計画書には、現在行われている既存事業を部会単位にまとめた実施計画を作成した。策定委員会で検討する際、一つ一つ既存事業の確認作業を行っていくことで、以前は所属団体以外の活動内容について関心を示さなかった段階から、「自治会の活動や各部会がどのような活動を行っているか知ることができ」、各種団体の横の連携を強化するためのきっかけとなっている。計画策定のために費やされた会議が、地域住民の合意形成の場となっていたのである。

また、現在課題となっている町内会未加入の問題やいかにまちづくり協議会の活動に参加してもらうかの解決策を改めて話し合う機会を設け、まちづくり協議会と関わりのない人やグループが気軽に地域活動に参加してもらう「企画提案募集制度」（事業のアイデアを出した人が中心となって事業を実施でき、まちづくり協議会が支援するという制度）を計画に盛り込んでいる。多くの地域では、前年度の事業を繰り返すなかで、まちづくり協議会の課題について改めて話し合い、解決策をして一つの案を実行する機会を得たことは大きな成果であろう。

3) 人材育成

策定委員のインタビュー回答から、「〇〇さんががんばっているからお手伝いする。」と地域の人たちの協力が得られるようになったことで、「顔見知りを広げることで協力者を増やしていこうと思う。」「同じ思いをもっている人を探して地域に引っ張っていきたい。」と地域の担い手としての意識が生まれている。

また、まちづくり協議会・社会福祉協議会会長へのインタビュー回答では、策定委員に仲間意識が生まれ、各事業でリーダーシップを発揮しており、更に各団体とのネットワークが強化されたことから、各事業への参加率、ボランティアとしての協力者数に明らかに効果が表れたとのことである。

まちづくり協議会の役員、各部会の代表者や公募によるメンバーから構成された策定委員メンバーが、各々の問題意識を活動に反映させ、今後自発的に地域づくりをリードする人材となる可能性が生まれている。

4. まとめ

N校区で取り組まれたまちづくり計画の策定は、地域住民が地域の実態を把握し、課題を見つける主体として参加することに大きな意義があった。住民のニーズ調査を設計する段階から住民が主体的に参加し、懇談会の実施方法やデータの分析を行い、最後には計画書を作成する。このプロセスが大切であり、この過程を通して地域住民が地域づくりについて学習してい

くことにもなる。

調査自体の専門性の点では十分ではないが、住民主体の調査活動のプロセスが合意形成の場となり、地域の主体・担い手であることを確認するプロセスとなっている。地域づくりは、行政に要望することのみで実現するものではなく、地域住民が「できそうなことからやってみよう」という意識をもって主体的に関っていくことが不可欠なのである。

北九州市では、「地域づくり・まちづくり」に対する支援事業があり、毎年各校区で取り組まれている。こうした機会を利用することで地域住民の地域づくりへの意識や態度の変容の動機づけを図り、将来的には住民主体の地域づくりが地道に行われていくことが理想である。

また、行政はこうした先進的な取り組みが行われている校区の情報提供を発表形式や資料提供だけでなく、まちづくり協議会会長等の地域リーダーが一同に介した会議形式で実施することが望まれる。戸畑区ではまちづくり協議会会長会議が、情報の共有化を目的に2ヶ月に1回実施されている。行政のコミュニティ支援策の一つとして、各区において、地域づくりの成果や課題を相互に交流し合い高めていく学習の場の設定や全市的なネットワークを構築していくことが求められる。

今後は、全校区のまちづくり協議会が地域の形式的な受け皿ではなく、地域づくりに自発的・主体的に取り組む推進主体としての組織となることが期待される。

<注>

1. 日本都市センター 2004 『近隣自治の仕組みと近隣政府—多様で主体的なコミュニティの形成をめざして—』
2. 山崎克明・須藤廣 2002 「北九州市における『まちづくり協議会』と『市民福祉センター』による地域づくりの実態と課題」、『「地域づくり」に関する比較研究Ⅰ』、北九州産業社会研究所
3. 樋口真己 2006 「小地域におけるまちづくり計画策定の意義と課題」、西南女学院大学紀要 Vol. 10
4. 策定委員5名及びまちづくり協議会・社会福祉協議会会長に対して、2005年7月～8月にインタビュー調査を行った。インタビューは、尋ねるべき質問項目を設定したうえで、各項目について自由にかたってもらった後で補足質問を行う形式（半構造化インタビュー）をとっている。
5. 山崎克明 2004 「地域づくりと参加団体」、『「地域づくり」に関する調査研究報告書』、北九州産業社会研究所

4. 小倉北区のまちづくり

－ 1 校区 1 テーマ・こんなまちにしていきたい－

半 田 百合枝（北九州市教育委員会生涯学習総合センター社会教育主事（小倉北区担当））

はじめに

長い間、市民の学習の場、コミュニケーションの場であった公民館は、平成7年2月24日小倉北区の今町市民福祉センター開館をかわきりに、高齢化社会対策に重点がおかれ「健康・保健福祉を切り口」に各小学校区におおむね1つという市民福祉センターに移っていきました。そして、平成17年1月よりすべての「市民福祉センター」は「市民センター」と名称を変更し、これに伴って市の所管も教育委員会→保健福祉局→総務市民局に統一されることになりました。

現在、市民センターは公民館の機能を備えながら、又市民福祉センターの機能も残しながら、なお、市民が主体的に地域づくりにとりくむ活動拠点という機能をより重視し存在しています。

小倉北区の市民センターの現状

平成15年、「市民福祉センター」ができて8年目を経過、それぞれの校区では「まちづくり協議会」を中心として「市民福祉センター」を拠点とした地域活動が行われています。しかし、地域住民の中には「市民福祉センター」で何が行なわれているか知らない、また、何をするとところなのかもしれないといった声や、地域活動に参加する顔ぶれはいつも同じといった状況がほとんどでした。

また、まちづくりの中心となることを期待されているはずの「まちづくり協議会」に対する感心は低く、自主的に機能していないといった状況でした。特に小倉南北は1校区1自治会1社協といった具合ですから「まちづくり協議会」が単なる市民福祉センター建設のためのうけ皿的な組織であったようです。

このような理由から小倉北区の市民センターが「地域づくり」の拠点として地域に根付くには、いくつかの校区をのぞいては、まだまだ時間がかかりそうでした。

小倉北区における地域づくり「1 校区 1 テーマ運動」

平成15年、縦割り行政の弊害を是正し区役所のコミュニティ支援強化として、各区の中央公民館を廃止し、その職員は社会教育主事も含めて区役所まちづくり推進課内に生涯学習係として配置されました。生涯学習係と生活支援課係・地域振興係が同じ課になったことを契機に、小倉北区では、3係が一つになって各校区におけるまちづくり活動を支援していこうと「3係担当者会議」を開催しました。

そして、小倉北区の現状をふまえ、校区ごとにその地域の特色や課題を反映したテーマを掲げ、「まちづくり運動」に1人でも多くの住民が参加し、センターを拠点に「まちづくり協議会」を中心とし地域ぐるみで「まちづくり活動」を展開していく「1 校区 1 テーマ運動」を進めていくことにしました。

「テーマ」設定にあたっては、校区まちづくり支援事業などを手段として「自分の校区は将来

こんな校区になったらいい」「うちの校区はこんないいところがある。これをまちづくりに結びつけたら・・・」という思いや、その校区の資源を生かし、住民のコンセンサスを得ながら決めていきます。もちろん、テーマを旗印とする「まちづくり活動」は保健福祉・生涯学習・地域コミュニティ・防災防犯・環境など、切り口は自由です。そしてできるところから実行していこうというものです。

この運動をきっかけとして、住民一人ひとりが自分の住んでいる校区の「まちづくり」の取り組みを再認識し、「向こう三軒両隣」のコミュニティをより強く形成することによって明るく住み良い「まちづくり」を目指すものです。

運動の展開

① 「1校区1テーマ運動」の展開における行政の取り組み状況

- ・ 3係担当者会議を定期的で開催し、それぞれがもっている各校区の実状を共有し、支援体制を整えます。
- ・ 地域振興係の職員は1人5センターの担当制を実施し、社会教育主事と支援体制を整えます。
- ・ 各校区の地域振興担当職員・社会教育主事・保健師とセンター館長・まちづくり協議会会長と何度となく話し合い研究を重ねます。
- ・ 館長研修の実施
- ・ まちづくり勉強会の実施

平成15年度－1校区1テーマ運動の趣旨を各校区や役員に理解していただくため「地域づくり勉強会」を実施。

平成15年6月：特色ある校区の事業展開の紹介

北小倉校区・中島校区 コメンテーター：岸川学長（西南女学院大学）

平成16年2月：1校区1テーマの進行している校区の取組みの紹介

今町校区・霧が丘校区・到津校区 コメンテーター：岸川学長

平成16年度－1校区1テーマを旗印として、地域づくりに取り組む中で人材不足という問題がある。そこで、地域で活躍されている、または活躍が期待される若手の方々を中心に、研修を実施。

平成16年11月：日田市豆田町視察：個性的な地域づくりに取り組んでいる日田市豆田町へ視察研修に行く。

平成16年12月10日 事後研修

平成17年度－昨年度取り組んだ「若手中心の勉強会」を継続します。

平成17年8月：「まちに夢を、地域に未来を」

講師 石丸邦夫（豆田地区まちづくりリーダー）

② 「1校区1テーマ」の展開における各校区の取り組み状況

校 区	テ ー マ	概 要
足 原	『サクラとウメの里』足原	和気清麻呂ゆかりの妙見神社、忠霊塔・平和公園周辺の環境整備の充実と地域住民のネットワークづくりに取り組む
足 立	フレンドシップ『あだち』 ～友・学・健・輪のまちづくり～	人間にとって友達・学問・健康はかけがえのない財産。心身ともに健やかな生活を送り、足立校区皆が輪になって楽しく活気あるまちづくりを推進する
到 津	『みんなにやさしい到津のまち』	子どもから高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、それぞれに応じた役割をもち、まちづくりの一員として活躍できるまちを目指す
井 堀	『グミの里』井堀	古くから言い伝えの残る『グミの木』をまちづくりのシンボルとして位置づけ、『グミの里まつり』などの開催を通じ、郷土愛の醸成や連帯意識の向上に取り組む
泉 台	『思い合うまち』泉台 (安全なまちづくりを目指して)	転勤族の多い泉台校区の住民の共通課題である『地域防災』を切り口に、住民のネットワークづくりに取り組む
今 町	『今町っ子21』 (今町で育ててよかった、今町で育ててよかった)	『子ども』を接着剤に『向こう三軒両隣』の復活を目指し、さまざまな地域課題に対処しうる『まち』づくりを進める
北小倉	『人情下町・北小倉』 (みんなが顔見知りの町 自然と下町文化の伝わるまち)	北小倉校区には、今なお人情に厚い気風が息づいており、誰もが安全にかつ安心して暮らせるまちづくりや自然と文化を伝える取り組みを目指す
貴 船	ふれあいのまち『きふね』 (安全・安心なまちづくりを目指して)	地域の連帯感が希薄化し青少年の非行も目立つことから、世代間交流や地域見守り運動、あいさつ運動などを通して、ふれあいのある、安全・安心なまちづくりを推進する
霧 丘	『あいモードタウン霧丘』 (自然と共生 ふれあいを大切に するまち)	環境に恵まれ、文化教育に熱心な霧丘校区で生活するうえで、その地域に愛着心を持てるかということが大切であり、校区の活動に一人でも多くの人が参加できる行事を企画していく
米 町	🚶ふれあいの『輪』を広げよう ～米町～	米町校区は北九州市の玄関口である小倉駅を中心とした地域であり、商業圏の町として企業と住民の共存が重要である。また、少子高齢化、核家族が進む中、三世代を含めたふれあいの輪を広げていく

中 井	なかいい まちの・ふる里・夢づくり ～さくらフェスティバル～	安全で、明るく、安心して生活できる住みよい『まち』を目指し、住民や各団体が連携してまちづくりに参加する機運を高めるため、四季折々の季節行事を開催する。この過程で地域コミュニティを深める
中 島	『健康なまち』中島 (楽しく歩こう中島百景)	高齢化率の高い中島校区において、高齢者が閉じこもらず、地域との関わりを持ちながら、健康づくりに取り組む環境をつくる
西小倉	『お城のあるまち』西小倉 (お互いに手を取り合って安全なまちづくり)	住民自らが地域の現状を把握し、対応策を考えることが、『お互いに手を取り合って安全なまちづくり』を進める第一歩であると認識し、各種事業を推進する
南 丘	『ほたると共生するまち』南丘 (人に優しい環境づくり)	『ほたる』という地域資源を生かし、命の尊さや自然の大切さを意識しながら、南丘校区の地域づくり、人づくりを考える

上記のように、平成15年度 8 校区・16年度 6 校区が旗印を掲げ、「まちづくり協議会」を中心に活動を開始しています。

17年度は 4 校区(寿山・南小倉・三郎丸・富野)が校区のテーマ設定に動き出し、18年度は 3 校区(清水・日明・桜ヶ丘)を支援していく計画です。

おわりに

「1 校区 1 テーマ運動」は地域住民が地域づくりのことを考えるきっかけづくりであり「1 校区 1 テーマ」のもと、地域がまとまり、地域主体のまちづくりを行なうものです。まずテーマを決めるために、皆が集い、話し合うところから始まるのです。

そしてテーマが決まれば、館報を始め、いろいろな手段で多くの人に知っていただき、できるところから実行していく。その時、館長を含めたまちづくり推進課はコーディネーター的役割を果たしていくことになります。

しかし、校区により温度差があり、まちづくり協議会会長止まりになっている校区もあれば、地域住民の集うことすらできていない校区もあります。行政がむりやり推し進めることなく、ゆるやかに支援を続け、この「1 校区 1 テーマ運動」が地域づくりの「小倉北区方式」として定着できるよう一層の推進を図りたいと思っています。

Ⅲ 韓国・ソウルのホームレス支援の実態と課題に関する調査報告

北九州ホームレス研究会

I 調査の目的

北九州ホームレス研究会は、2003年1月から2月にかけて行なわれた北九州市におけるホームレスの実態に関する調査（厚生労働省・国土交通省、北九州市より北九州市立大学北九州産業社会研究所への委託事業）の実施とその分析、ならびにそれにもとづく提言を検討した過程で、それに中心的に関わったメンバーによって組織された。調査結果の分析と提言はその後『北九州市ホームレスの実態調査報告書—全国データとの比較を踏まえて—』（北九州市立大学北九州産業社会研究所、2003.7.）として公刊され、そこにおける提言は、その後の北九州市におけるホームレス政策の基本枠組みを提供することとなった。

本研究会はその後も北九州市におけるホームレス問題の現実態の把握と問題の解決策を探るため、内外の諸都市における取り組みに関する調査ならびに文献研究を続けてきた。そしてその成果を「北九州市におけるホームレス問題の解決のための市民協議会」および「北九州市ホームレス自立支援推進協議会」における審議、ならびに「NPO法人北九州ホームレス支援機構」の活動に、そして「ホームレス自立支援センター北九州」の運営に反映させてきた。

昨年3月に韓国ソウル特別市で実施した調査は、同市におけるホームレス自立支援の実態を調査し、ホームレス自立支援に関する知見を広め深めて、北九州市における今後の当該問題の解決方策に貢献することを目的に実施したものであった。

なお、今回の調査に当たり、(財)芳賀教育文化振興会より助成金を受けた。記して感謝の意を表する次第である。

Ⅱ 韓国におけるホームレス問題の背景

韓国では一般にホームレス問題は1997年の金融危機（「IMF危機」として語られる）に由来すると認識されている。それまでもホームレスの人々（韓国では通常は露宿者と呼ばれる路上生活者ないし野宿者とシムトやチョッパン（後述）と呼ばれる簡易宿泊所等で生活している人びとを含む）がいなかったわけではない。ただしそれは「浮浪者」問題として保健福祉行政により対応されていた。ところが金融危機を境に膨大な路上生活者が出現し、従来の政策では対応できなくなった。ここに新たな問題としてホームレス問題が登場することとなったのである。

では金融危機（IMF危機）は韓国社会にどのような影響を与え、どのようにしてホームレス問題を生み出すにいたったのか。この問題を正面から取り上げた研究は現在までのところ存在しないようである。ただ、IMF危機が社会に与えた影響については、アンドリュー・キムによる優れた研究がある（Andrew Eungi Kim, “The Social Perils of Korean Financial Crisis”, in *Journal of Contemporary Asia*, Vol. 2, No. 2, pp. 221-237, 2004）。以下にはホームレス問題に関連する点に絞ってキムの分析を紹介しよう。

キムによれば、第1に、それまで3%前後であった失業率が、金融危機以後一気に3～4倍になった（97年7月：2.2、98年2月：5.9、98年7月：7.6、99年2月：8.6）のみならず、就

労者に占める日雇いや臨時職の仕事の比率が58%を超えると推計されている。2000年以降、失業率は3%台に回復したが、就業者に占める日雇い、パートタイム、臨時職等の不安定な地位にある不規則就労者の比率の高さに変化は見られず、その賃金も正規就労者の53%にとどまるという。

第2に、企業における終身雇用、年功序列体制の揺らぎない崩壊と大・中企業を中心とした実績給の採用、98年の労働法改正による一方的解雇の容認（不本意失業が95～96年に3%だったのが00～01年には31%に増加）、人員整理（上位30企業で21%カット）、早期退職勧奨制度の導入等による、いわゆる「合理化」の推進である。

キムによれば、こうした雇用状況の不安定さと厳しさを増す企業環境に反応して、労働者たちはその見通しに対してより現実的となり、ますます自己中心的となってきたという。終身雇用と盲目的忠誠が「賃金に応じた働きしかしない」という考え方に変わり、同僚との仲間意識が競争意識に取って代わられてきたというのである。

第3に、中間層の縮小ないし崩壊が起こった。金融危機以前は上流4.3%、中流61.1%、下層4.3%であった社会階層が、危機後はそれぞれ0.6%、45.1%、54.3%になったという。「持てるもの」と「持たざるもの」との2極化である。Hans-Peter & Harold Achumannはつとに1997年、*The Global Tap: Globalization and the Assault on Prosperity and Democracy*において、世界は20%の持てるものと80%の持たざるもの、20%の専門職中核労働者と80%の周縁的臨時労働者、20%の被雇用者と80%の失業者ないし失業者予備軍に2極化する方向に再編されつつあり、中間層が崩壊し、豊かなものはますます豊かに、貧しいものはますます貧しくなると論じたが、韓国もまた、そこまでは行かないまでも次第に2極化社会になってきており、貧困線以下の生活をする人々の数が増加しているという。

第4に、所得の不平等と貧困の増大に対して、政府は「生産的福祉」システム、すなわち貧困層への支援と連動して自助と市場に向けた人材開発を強調する「ワークフェア」(workfare)の概念を導入した。2000年の基礎生活保障制度の導入による低所得者への支援と、失業者に対する職業訓練助成制度の導入がこれである。しかしこうした新たな福祉プログラムのための予算配分は著しく不足しているという。

第5に、離婚率が高まっている。2002年の離婚数は結婚数の半数に達しているという。

さらに第6に、儒教の影響力が弱まってきた。たとえば権威、階統制的社会構造、家族主義などが、無能な上司の既得権や縁故を擁護するものとして、そのマイナス面が強調されるようになってきたという。

以上のようなIMF危機後今日に至る社会構造上の変化が、今日の韓国のホームレス問題の背景にあることを、わたしたちは認識しておく必要がある。

Ⅲ 韓国ソウル特別市におけるホームレス自立支援事業の実態に関する現地調査

現地調査は、事前に調査場所についてソウルの自立支援組織の関係者と綿密な打ち合わせを行なった後、2005年3月1日から3日までの3日間実施した。参加者と調査日程は下記の通りである。

山崎 克明（北九州ホームレス研究会代表、北九州市立大学北九州産業社会研究所所長）

稲月 正（同会員、北九州市立大学外国語学部教授、北九州産業社会研究所兼任所員）
 岩崎 一宏（同会員、NPO法人北九州ホームレス支援機構社員）
 佐藤 佳美（同会員、NPO法人北九州ホームレス支援機構社員）
 青木 康二（NPO法人北九州ホームレス支援機構社員、ホームレス自立支援センター北九州
 生活相談指導員）
 山田 耕司（NPO法人北九州ホームレス支援機構社員、ホームレス自立支援センター北九州
 巡回相談指導員）
 朱 文 洪（通訳、在日大韓基督教会小倉教会牧師）

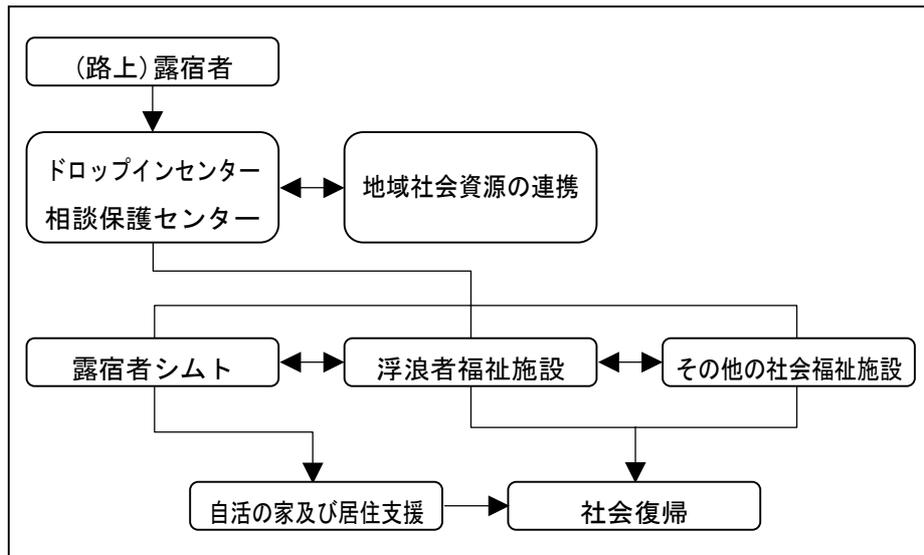
3月1日（火）	7：30 JR小倉駅北口集合
	10：00－12：00 福岡国際空港⇒仁川国際空港（KL788便）
	仁川国際空港⇒ソウル市内（バス・地下鉄）
	13：30 昼食
	16：00－18：50 「全国失職露宿者対策宗教・市民団体協議会」との討議
	19：00－20：30 懇談会・懇親会（夕食）
3月2日（水）	9：30－11：00 相談保護センター視察
	11：00－ チョッパン（非認可簡易宿泊所）視察
	12：00－ 昼食
	14：00－15：30 SALIMTER（シムト）視察
	Drop-in Center視察
	18：30－ 夕食
3月3日（木）	9：30－ 西大門刑務所歴史館および安重根義士記念館見学（自由参加）
	12：30－ 昼食
	14：00－ 宿⇒仁川国際空港（バス）
	17：50－19：05 仁川国際空港⇒福岡国際空港（KE781便）

以下、調査結果の概要を報告する。

1. 「全国失職露宿者対策宗教・市民団体協議会」(Council of Religion & Citizen's Movements for the Homeless) 事務局長・丁恩一師 (Rev. Jeong Eunil) より、韓国におけるホームレス支援体系の現況と問題点について報告を聞く。(ソウル側参加者は、露宿者6名を含めて15名であった)。

(1) 概要：

- ・ 政府統計によればホームレスの総数は約4,500人、そのうちシムト（後述）で生活するものの3,500人、露宿者は1,000人である。全体の約70%がソウルに集中している。
- ・ 公的支援体系は下図の通り。



- ・ 福祉行政サービスの対象は居住地（住居）のあるものに限られる。
- ・ ホームレスの公的財政支援は中央政府が70%、地方政府30%である。
- ・ 市営など、公設の住宅はなく、解雇され社宅等から出されると露宿することになる。
- ・ 公設支援機関として相談保護センター8，チョッパン（非認可簡易宿泊所）相談所9，シムト（憩いの場、憩いの家）90が開設されている。
- ・ シムトには収容人員10人規模から300人規模までである。
- ・ 相談保護センターは相談窓口であり、相談、アセスメント、生活便宜の提供、一時保護、アウトリーチを行う。
- ・ 露宿者のための地域社会資源として無料路上診療所、チョッパンなどがある。
- ・ シムトは露宿者の短期保護、リハビリによる自活支援を行う施設、浮浪者福祉施設は浮浪者の長期保護とリハビリによる自活支援を行う施設、その他の社会福祉施設は障害者や高齢者の施設である。
- ・ 社会復帰の実績は少ないが、その正確な数は把握できていない。その背景には自立者との個人的繋がりがなく、露宿者であったことを明らかにしたがないことがある。シムトを出た後1年以上戻ってこないもの（約30%）は自立したものとみなしている。
- ・ 「自活の家」について
 - ① 2000年から実施されている施策で、定期的所得のある露宿者を対象に、チョンセ資金（後述）が準備できるように政府が一定期間居住空間を提供するものである。
 - ② チョンセ資金とは入居の際に3,000万ウォン（約300万円）を支払い、その利子を賃借料に当て、退所の際全額払い戻される制度（韓国の賃貸形態）である。
 - ③ 対象者はシムト生活者で、自活の意志が強く、自立可能なもの。家族の露宿者が優先される。入所者の判断はシムトの管理者が行う。これまで何人が対象になったかは統計がなく不明である。
 - ④ 入所者にはチョンセ資金3,000万ウォンおよびその他の費用として100万ウォンが支給される。
 - ⑤ 入居期間は2年で1回延長が可能（最長4年）である。自立できなくても期間を過ぎ

れば退所しなければならず、あくまでも臨時的な住居支援にとどまる。本当に問題を解決したり精神的に落ち着いて自活を目指そうとするならばこれでも短いと感じている。

⑥ 社会復帰のためのケースマネジメントが不十分である。

⑦ 家族単位の場合は有効であるが、単身者には効果がない。

*今回の調査では、単身者のシムトを見学することはできなかった。

(2) 課題

① シムトではプライバシーが保障されておらず、施設・設備は古く、その生活環境は劣悪である。

② シムトは主に単身男性が対象(85%)で、女性および家族単位のもの、ならびにアルコール依存症、精神疾患などを専門とする特化シムトが不足している。

③ シムトを退所した後の対策がない。

④ 社会復帰のための段階的な住居支援がなく、露宿の悪循環に陥っている。

⑤ 露宿者に対する支援者および医療支援は不足している。

(3) 民間レベルの住居支援

① ノ・シル・サ「サランバン」

- ・運営主体は露宿者の福祉と人権を実践する人たち。当事者である露宿者も参加している。
- ・単身生活者向けの居住空間。
- ・有料(食費込みで月額12～15万ウォン)
- ・商家の建物の2階にあり、個室7、DK1、トイレ1、洗濯室兼シャワー室1
- ・常住および常勤スタッフが各1人。
- ・運営資金は行政が出している。

② 露宿者人権協働実践団とホームレスの友



- ・当事者である露宿者も参加している。
- ・アウトリーチを通して露宿者との人間関係を築く。
- ・チョッパンにつなぎ、住居費その他の費用を支援する。
- ・住民登録の復元、公共扶助(生活費など)の受給等、行政手続の支援
- ・ケースマネジメント、アフターケア



説明風景

* 上記の図表および記述は、当日配布された資料に基づくチョン氏の説明をまとめたものである。

2. 北九州側よりNPO法人北九州ホームレス支援機構の活動と公一民協働のシステムについて岩崎と山崎がそれぞれ説明し、質疑応答した。

(1) 概要 i :

1. NPO法人北九州ホームレス支援機構の活動内容
2. 北九州市概要
3. 自立支援センター北九州の概要



概要 ii :

1. ホームレスの自立支援等に関する特別措置法→実態調査→北九州市ホームレス実態調査報告書(03. 7)
2. 北九州市ホームレス自立支援推進本部
3. 北九州市におけるホームレス問題の抜本的解決を求める市民集会→要望書(03. 7)
4. 北九州市におけるホームレス問題解決のための市民協議会・4 専門部会→提言(05. 3.)
5. 公-民協働のシステムとしての北九州市ホームレス自立支援推進協議会・幹事会
6. 自立支援センターの開所と運営

(2) 質疑から

1. 露宿者の実数は政府が公表している数字より 5 倍はあると思われる。
2. 自己破産者、詐欺の問題

3. 意見交換・懇談会

- ・実際には政府統計上の露宿者の数の5倍はいると推測される。その根拠の1つはほとんどの時間を地下鉄環状線に乗って過し、食事のときだけ外に出てくる人たちが多いことである。地下鉄の無賃乗車は容易にできる（リム・ヨン師 Rev. Simon Lim）。
- ・知的「障害」者の妊娠の問題など

4. 相談保護センターを訪問し、オウ・ボン・ソク代表幹事よりセンターの活動について説明を聞く。



概要 :

- ・センターは全国に12箇所あり、そのうち5箇所がソウルにある。
- ・2000年3月、ソウルで最初のチョッパン(非認可宿泊施設)相談所として開設された。スタッフは4人。うち女性1人(経理担当)。9時から18時まで開いており、3人でチョッ

パンで生活する人たち約650人の世話をしている。

- ・ スタッフは市の臨時嘱託職員で、給与は市から支給されている。
- ・ 対象のチョッパンには735部屋あるが、630～640人が出入りしている。夏季は20%、冬季は10%が空室。
- ・ チョッパンの利用料は7,000～10,000ウォン／日。労働者の給料は5万ウォン／日。毎日仕事にいけないわけではないので(月に4,5日しか仕事がないのが実情)、食事代等生活費を考えると大変厳しい。生活していくだけで精一杯で、つぎのステップに移行するのがきわめて困難である。
- ・ チョッパンは生活保護を申請するときは家として認められている。
- ・ 基礎相談：人間関係をまず作るための相談である。個々の相談者に何が必要か（住居、仕事(職場)など）を把握する。相談者の90%は単身者で、家族崩壊が原因。そのため精神的な問題や疾患を抱えている人が多く、医療サービスが必要である。
- ・ 深層相談：時間をかけて相談に応じる。
- ・ 12箇所のセンター開設のきっかけは、南大門のチョッパンで生まれ育った青年がソウル大学を首席で卒業した際、金大中大統領(当時)に自身の生い立ちを話す機会があった。その青年の話に感動した大統領がチョッパン対策に乗り出したことに始まる。
- ・ 04年7月に制定された「臨時特別法」により、民間のシェルターの5年間の実績を見てチョッパン相談所を認可し、政府が資金を提供することとなった。ただし当センターは同法の制定以前から活動しており、同法の適用を受けずに活動している。
- ・ 04年までは中央政府と地方政府が50%ずつ負担していたが05年から全額地方政府の負担となった。
- ・ 予算は年額1億2,000万ウォンであり、不足分は企業その他民間からの募金により補っている。40%は募金。昨年は2,200万ウォンを集めたが、今年は4,500万ウォンを予定している。
- ・ キリスト教会から800万ウォンの献金を受け、これを二人の一般住宅の敷金に充てる見通しが立った。契約の際の住所はセンターである。また教会から毎月40万ウォン、年間480万ウォンの寄付を受ける約束を取り付けた。これを担保に区役所が保証して金融機関から1,500万ウォンの融資を受け、一般住宅の敷金に充てる計画である。住居の安定化の方向で考えている。仏教団体からは米を寄付してもらっている。
- ・ ソウルでは政府はチョッパン居住者は露宿者ではないとの見解を取っており（地方では露宿者とみなしている）、民間団体の見解と対立している。実際、露宿者の数を上回る数のチョッパン生活者がいる。
- ・ チョッパンの居住者たちは生活が不安定で、移動性が高い。働く意思はあるが60%がなんらかの健康上の問題を抱えており、24.8%が「障害」者や高齢者である。
- ・ 入居者の部屋代を援助するため、70,000～80,000ウォンを提供している。



- ・ チョッパンの居住者を含む貧民の生活保護のための書類の作成をしている。区役所に提出(申請)したものの80%が認可されている。
- ・ 冬季には凍死の危険があり、露宿者問題は社会問題として扱う必要がある。
- ・ チョッパンでは料理ができないので居住者の食事の問題がある。
- ・ 食堂やパン屋から残った食物がフードバンク(民間の福祉組織)に集められ、センターに届けられることがある。その他、仏教団体及びキリスト教団体から米100kg、米軍属青少年ボランティア団体から(小遣いを出し合っ)て) 弁当700人分が、毎月一回届けられる。
- ・ 1回2kg程度の米を相談所に受け取りにきた人(年間1人20kg程度を600人?)に支給している。
- ・ 政府から1日に20食の弁当が支給されている。支給する人は決まっている。
- ・ 毎日20人分の弁当を支給しているほか、月2回キムチ200人分(一人1kg)を支給している。
- ・ 毎週60人分の風呂券(3,000ウォン)を支給している。
- ・ 市民の忘れ物(傘や洋服等)を物資として提供している。キリスト教団体などが協力して洗濯を行っている。
- ・ 企業からパソコンの寄贈を受けた。これをチョッパンに居住する子どもたちが使えるように活用する予定である。
- ・ 医療サービス: 月1回赤十字看護大学教授2人が採血検査をし、そのデータをもとに月2回夜間(18~21時)に民間の「行動する医師会」が初期診療を行い、内科は薬も処方する。また保健所にもデータを送り対応を求めている。
- ・ 結核や肝炎などの持病を持つ人が多く、年に10人は死亡している。
- ・ 650人中165人が生活保護を受けており、この人たちは市立病院で受診できる。その他無料で受診できるカトリック病院が6箇所(?)ある。通院及び入院も可能である。これに対する政府からの補助はない。
- ・ 生活保護を受けることのできる条件は65歳以上で戸籍上子供がいない露宿者。子供はいるが支援不能の場合はセンターと区役所が協議し、一時的に生活保護を認めることがある。その後は高齢者福祉施設へ行くことになる。「障害」者の場合は3級以上のものが対象になる。
- ・ 生活保護費の70%は部屋代に使われるため、その残額をチョッパンから脱出するための資金として貯蓄する余裕はない。
- ・ チョッパン居住者の20%は自立可能と思われるが、現実にはそのための支援は困難で、絶望的な状況にある。自立までの出口が見えない。
- ・ センターの仕事は露宿者をチョッパンに世話することがほとんどで、職業訓練などはしていない。
- ・ 市民は全般的に露宿者に対して排他的で、これが地域の問題、自分たちの問題であると



いう意識はない。福祉サービスは一般の人たちの豊かさを中心に考えられており、福祉専門家も同様である。

- ・ 近隣の商店街の協力を得ることと、チョッパンの経営者を友好的団体に組織化することもセンターの役割であると認識している。

5. チョッパン(非認可簡易宿泊所)の視察

概要：

- ・ 宿泊のみの民間経営施設で、かつて売春宿として使われていたものが、露宿者の簡宿泊所として利用されている。
- ・ 1部屋0.5坪～1坪で、1人が寝るだけの場所しかなかった。
- ・ 各部屋にトイレ、風呂などはない。ごく簡易なシャワー室(約0.25坪)は共同であった。
※チョッパンも建て替えによって比較的清潔なものもある。しかしそのようなチョッパンは料金も高い。

- ## 6. シムトの1つであるサリムタSALIMTER(「家族のコミュニティ」の意で、「自活の家及び居住支援」につなぐための家族型シムトの一つ)を訪問しキム・ウン・ギョン幹事より説明を聞くとともに施設を見学。



概要：

- ・ 子連れ家族露宿者の自立支援施設である。
- ・ 98年10月に長年望んでいたシムトを運営するための物件を手に入れることができた。ソウル駅周辺の露宿家族を引き受け、共同生活をするためにオープンした。現在の施設は02年に新築し03年から利用している。
- ・ 運営主体は聖公会のキリスト教会で、代表は同教会の牧師である。牧師が「分かち合い運

動」を始めたのが現在の活動の母体となっている。長年この地域で活動してきたため、地域の人々の理解も得ている。

- 子どもが10歳以上であれば施設（母子寮）に入れないので、対象から外れる人をここに入れている。
- 教会の建物の5階が露宿者家族およびスタッフ2家族の部屋（1室に2～3人）が16室ある。4階には5坪ほどのDK兼集会室と4坪ほどの子供部屋がある。
- 入所している家族の内訳は父子家庭1、母子家庭12、家族3となっており、現在16家族が生活している。
- スタッフは5名（男2女3）で、2人は家族とともに露宿者の家族と共同生活をしている。3人（家族）は近くに住んでいる。
- 3人は教会員として活動してきた人たち、2名はスタッフとして採用した人たちである。
- 5人で24時間体制で臨んでいる。
- スタッフのほかに幹事を介してボランティアを受け入れ、特に教育の支援に当たってもらっている。
- 当初、露宿の原因は経済的な問題であると思われたが、それよりも親子関係や家族の崩壊など家族内の問題に起因する内面的・精神的な問題が大きいことに気づいた。そのためそれらの問題を把握し、サポートするために入居者と共に暮らすという形をとるようになった。共に暮らす中で家族の抱える問題が次第に明らかになってくる。そのためより本質に迫った解決策を考えることができる。
- 家族の問題①アルコール依存症の結果就労できず、またDV問題を引き起こす。貯蓄はほとんどない。解決策として就職先を見つけ、収入の50%を貯金するよう指導し、金銭管理をし、退所の際自立資金として返している。
- ②児童の虐待・放置（ネグレクト）。学校に行かせない。背景には住居地が不安定なこと、金がないこと、学校に行かせても変わらないとの考えがあることがある。解決策として親を説得して通学させることと、放課後の教室の運営がある。また、親の精神的安定のサポートをすることによって児童の精神的安定を図り、友人を持てるように指導している。
- 入所時のオリエンテーションの際、自立の訓練として禁酒禁煙、けんかをしないこと、規則を破ったら即退所となることを伝えている。これまでトラブルはあったが退所にいたったケースはない。家族間のいさかいはなく、むしろかばいあい連帯する意識が強い。力を合わせようとするムードがある。
- 支援内容としては生活空間（部屋）の提供と自立支援で、特に子供の教育相談・指導に力を入れている。
- 1階は障害者の憩いの場、2～4階は事務所と居室、5階は女性の憩いの場である。
- ただ部屋を確保するというのではなく、自活できるようになるためのサポートに力を



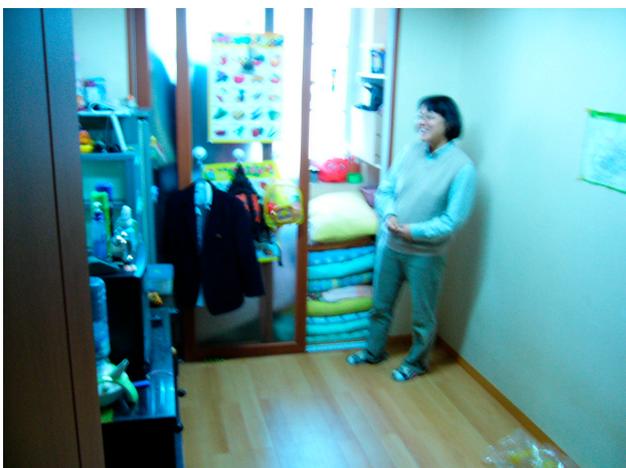
注いでいる。安定した就職、また子どもたちの教育が大きな課題である。25坪の勉強部屋を持つことが夢だ。

- ・ 1年間の共同生活ののち、自立する。シムトは公式には2年間生活できることになっている



が、サリムタでは内規で1年を限度としている。施設に依存することがないように、1年間で自立するという目標を掲げ、仕事をして貯金をするようにしているのである。政府から居宅支援を受け3,000万ウォンの家を提供されて自立していく。年間2,3家族が自立する。その他は教会周辺で安い部屋を見つけて自立していく。自立意識の強い家族が多い。

- ・ サリムタを出て行く条件としては ①精神的に安定していること ②収入が安定していること ③法的手続きが終わっていることである。
- ・ 4世帯が永久賃貸マンション（市営住宅のようなもの）に当選した。
- ・ 自立退所した家族とはその後も連絡をとっており、特に子供たちは退所後も勉強をしに日常的に子供部屋に通っている。物資を渡したりもしている。問題が発生しても連携が切れないよう、「共同家族」として関係の継続に努めている。共同生活の中で信頼関係ができており、地域に帰って住む家族とも関係が続いている。
- ・ 正月や祭りの際はまるで自分たちの実家に帰るようにお土産を手にサリムタに来る。家族的な関係といえるだろう。
- ・ 週に1回「家族自治会」(家族会議)を開いているほか、しばしばピクニックや社会見学に出かける。対象となるのはサリムタに入居している家族だが、自立していった家族も必要に応じて参加を呼びかけている。
- ・ 年に8～10回、精神的ケアのために自立したものも含めて専門家を囲んで母親の相談会を開催している。



- ・ 露宿家族数は全体に減少傾向にあるが、予備軍は増加している。また家庭内暴力によって母子が避難のために露宿するケースが増えている。母子家庭の子供は10歳を超えると施設に入れないためここに引き取っている。
- ・ 現在母子家庭の6家族が父親を避けてここに暮らしている。父親が追ってこないように、見つからないように居場所を隠す場合もある。DVの連鎖を断ち切るために必要なことである。

- ・ ここでは離婚手続きや訴訟の際に母親を支援している。

- ・ 妊娠している母親や病気、精神疾患のあるものには、国立・私立の病院と連携し、無料で医療支援をしている。特に精神科医と連携して精神疾患やアルコール依存症に対応している。
- ・ これまで約30世帯、65%が自立した。他は露宿に戻ったものと他のセンターに移ったものに分かれる。
- ・ 運営はキリスト教の団体であり、生活の中では礼拝がおこなわれたりしている。しかし宗教は強制ではない。
- ・ 政府資金は、市と区がそれぞれ50%を負担している。



7. Drop-in Center (相談保護センターの1つ)を訪問し、ユン・チュウ・ソ相談幹事より説明を聞くとともに、施設を見学。

概要：

- ・ 緊急センターとして2002年12月開所。
- ・ スタッフは7人(うち1人は看護師)。3人は月～土曜日の昼間、4人は2人ずつ交代で24時間勤務である。厳しいのは確かである。増員を予定している。
- ・ 人件費と運営費の一部を国が負担。運営費の半分と建物の賃貸料は救世軍財団が提供している。
- ・ Drop-inとは露宿者がちょっと立ち寄るという意味。この名前からも分かるように、当初は日常生活の中で必要なものを露宿者に提供するための施設であったが、実際に活動するなかで、支援を拡大していく必要を感じたため、次第に支援の幅が広がり現在の形になった。
- ・ 利用条件はなく、いつでも誰でも何回でも立ち寄ってサービスを受けることができる。
- ・ サービス内容は①応急生活保護(風呂、洗たく、短期宿泊、給食、理髪、荷物の預かり)と②相談(自活センター、再活センター(アルコール依存症、精神疾患の露宿者)への紹介の決定、就労支援)
- ・ 月曜日から金曜日まで、人間関係プログラム、コンピューター操作技術指導、体育プログラムなどのほか、特別プログラムがある。
- ・ 短期宿泊は1人1ヶ月5日間で、翌月にはまた利用できる。定員は20人であるが、実際は冬季には80～90人が利用している。毎日夜回りをしており、必要な場合には緊急宿泊をさせている。現在の施設だけでは手狭なので隣のビルに宿泊室として部屋を確保する予定。特に冬と雨の日には利用者が多い。
- ・ 夜回りは市の業務であり、これに消防署の職員や他のセンターのスタッフらと一緒に7～8人で1つのグループを編成し、毎日夜8～12時に(夏は週3回)実施している。必

ず3～4人はボランティア経験者が参加する。露宿緊急患者の医療施設（無料診療所）への案内や露宿者への情報提供を行っている。

- ・ 給食サービス：開所当初は毎日3食支給していたが（2002／政府の資金で）、資金不足等から翌年には毎朝食になり（2003）、現在は（2004～／救世軍の資金で）朝食のみ火曜日と木曜日に400～500人に対して行っている。

- ・ 冬季以外はセンターの前の公園で、給食車（車内で調理できる）を使って炊き出しをしている。

- ・ ここからチョッパンに移るための支援（米、衣類、例外的に金などの支給）ができたのは5人とどまる。仕事はできるが銀行から金を借りられないため、センターとの信頼関係があり、日雇い労働などで4～5万ウォンを積み立てたものに対し、センターが融資している。



- ・ センター利用者の20%はチョッパンの居住者である。

- ・ 昼間センターを利用している露宿者の大半は夜は出て行く（露宿する）。宿泊者の3分の2はアルコール依存の傾向がある。

- ・ 1番頭を悩ませているのはアルコール問題。対応としてはアルコール治療のための施設につなぐことしかできないが、受け入れる施設側が頼りない。一旦施設に入所してもまた帰ってくる。将来への展望がなく、監禁状態と変わりが無いため入りたがらないのである。

- ・ 夜間はスタッフ2名で運営している。

- ・ 人間関係プログラム：7～8人で政治問題などを話し合うもの。スタッフが1人加わる。4回で一区切りとしている。

- ・ 失業者のためのプログラムとしては ①履歴書の作成、②公的職業紹介所への登録、③コンピューターでの職探し、④証明写真、⑤建設会社との連携（人材紹介）

- ・ 就職出来たとしてもその後のアフターフォローは何もしていない。紹介するだけ。

- ・ 12月決算なので真冬に仕事（公共事業）がない。



- ・ センター運営委託費：04年までは国70%市30%であったが05年から市が全額負担することになった。
- ・ 04年から救世軍の援助で日に3食給食を開始。
- ・ 今日（2005.3.2.）ドロップ・イン・センターが新たに1箇所オープンし、合わせて5箇所となった。いずれもプロテスタント系キリスト教団体が運営している。

IV まとめにかえて

- ① 露宿者の急増の背景には経済危機と1998年にIMFの管理下におかれたことがある。
- ② 露宿者対策は政府による上からの対応が中心である。
- ③ 民間支援団体ではキリスト教団体と仏教団体が突出している。その他に露宿者支援団体（NPO）がどの程度あるのかは不明である。
- ④ 現状維持（露宿者のチョッパンでの生活と露宿生活との繰り返し）以上のことはほとんどできておらず、たとえば定期的医療検診、職業訓練、職業紹介など、社会復帰（自立）及びその後の体系的なサポート・プログラムが公共（行政）サービスとして確立されていない。
- ⑤ 露宿者を支援する施設や団体間の連携がうまくできていないように思われる。
- ⑥ 行政部局（たとえばソウル市の福祉担当部局）が露宿者の問題にどのように関わっているのかを調査する必要がある。
- ⑦ アルコール依存症や精神疾患を抱える露宿者のおかれている状態は日本と変わらないように思われる。
- ⑧ 「障害」者および家族（母子）露宿者が日本に比べて多いように感じられた。

IV 北九州市の市民活動支援に関する調査と中間支援の在り方

岩 丸 明 江（北九州NPO研究交流会運営委員）

1995年の阪神淡路大震災をきっかけに、市民活動がますます広がりを見せているが、それと共に、「中間支援」のあり方が注目されている。中間支援組織とは、「多元化社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」（平成13年度内閣府委託調査）である。

北九州市でも、よりよい社会環境を創出しようと自発的に活動しようとする市民、ボランティアグループ、NPOの増加を受け、市民活動推進懇話会の提言（平成13年8月）にもとづき、北九州市市民活動サポートセンターが平成13年10月に開設された。また、民の活動としても、「NPO法人 国際自然大学校（理事長：岡本広治）」「北九州NPO研究交流会（代表：山崎克明）」「キャンパステーション（代表：執行秀一）」など、様々な中間支援的な活動が起きている。

今回の調査は、北九州市のNPO法人を対象に、市民活動団体にとっての課題を明らかにし、求められている有効な中間支援を北九州市でいかに展開していくかを考えることを目的としている。

1. 調査の概要

調査時期：平成17年5月10－25日

郵送先：平成17年3月末までに法人申請した市内NPO団体

<送り先不明をのぞき>発送 131通 回収41通 回収率 31.3%

※一部の法人はE-MAILで依頼した。

送付にあたっては、北九州市総務市民局地域振興課にご協力をいただき、調査結果は、北九州市市民活動サポートセンターのホームページに資料として、掲載することを明記して調査への協力を仰いだ。

2. 調査結果

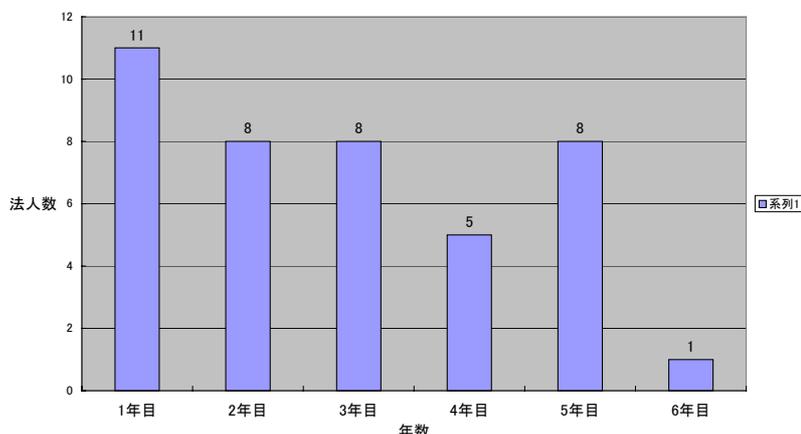
2-1 基礎的事項

1) 設立からの年数

●法人設立からの年数

1年目	11
2年目	8
3年目	8
4年目	5
5年目	8
6年目	1
計	41

図1 法人設立からの年数

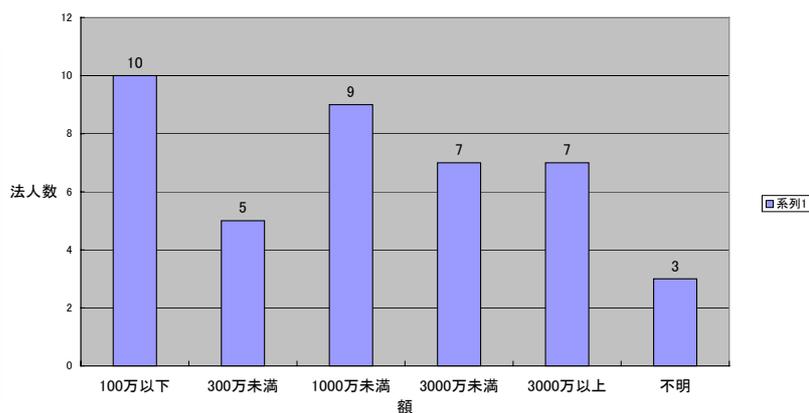


2) 財政規模

●年間予算規模

100万円以下	10
300万円未満	5
1000万円未満	9
3000万円未満	7
3000万円以上	7
不明	3
計	41

図2 年間財政規模



福祉系の団体は3000万以上の決算が多いが福祉系でなくても、委託事業などを多く受けている団体は3000万を超えている。

3) 主な活動分野 (複数回答と単数回答)

図3-a 主な活動分野(複数回答)

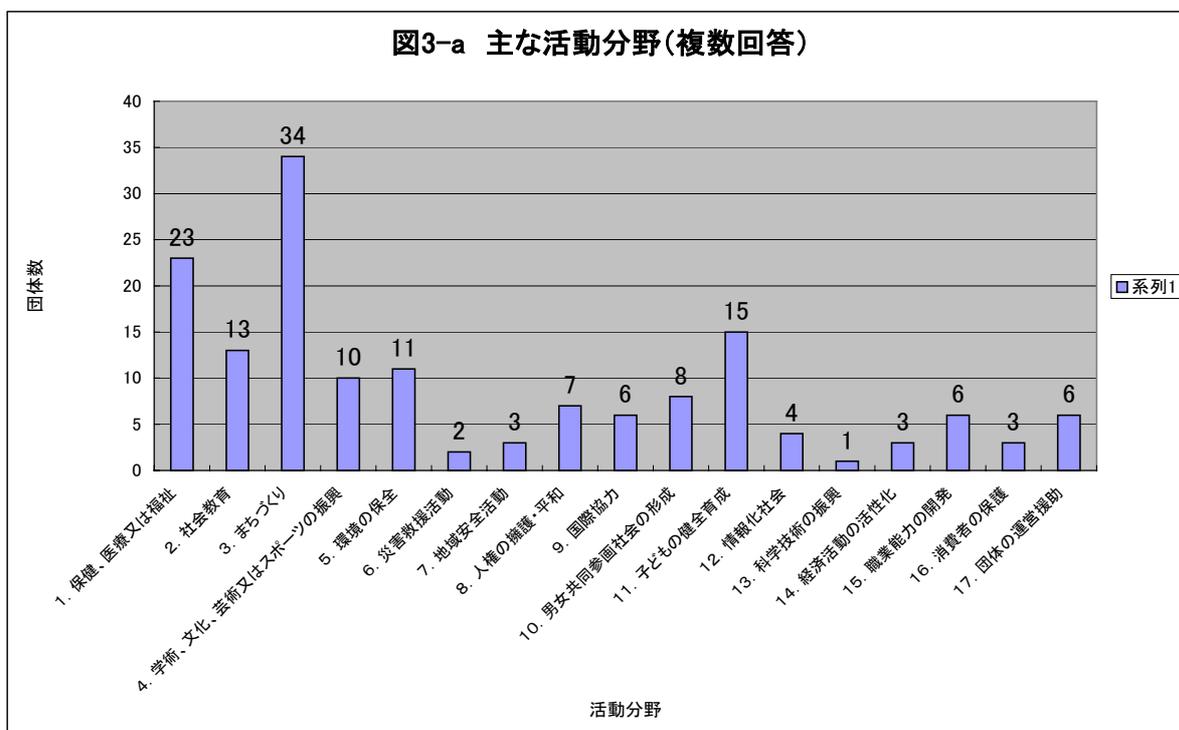
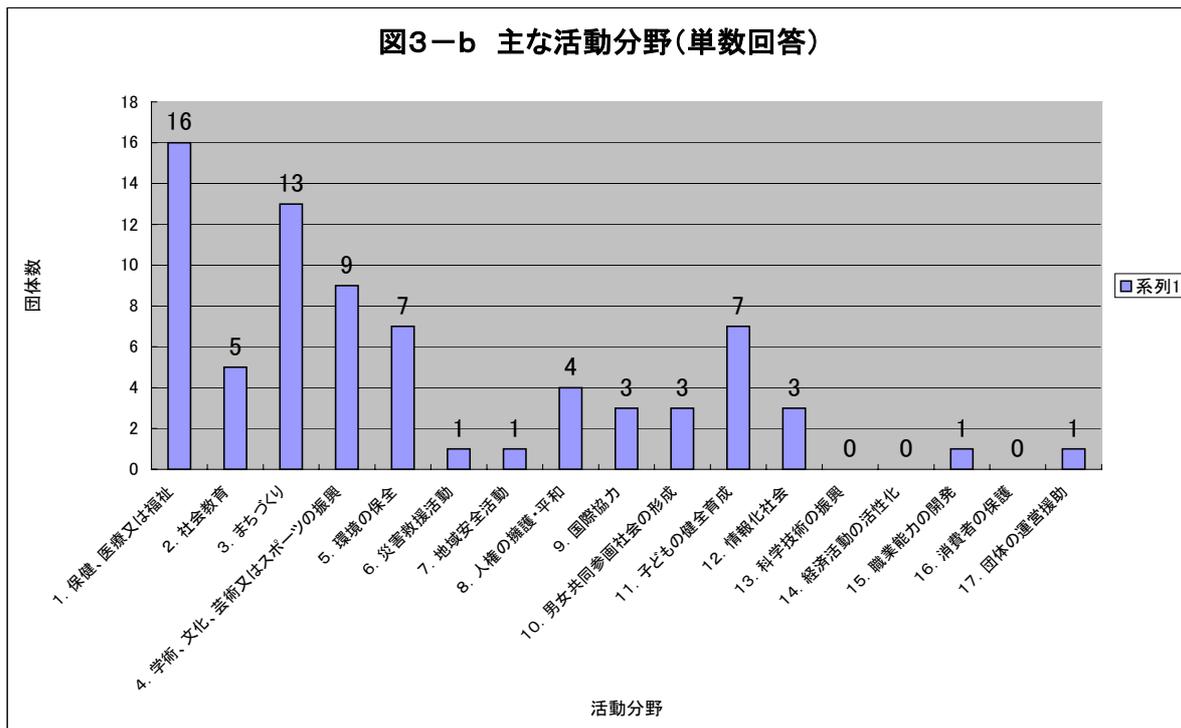


図3-b 主な活動分野(単数回答)



活動分野は、複数回答の場合、まちづくりをあげる団体が41団体中、34団体。次に保健、医療又は福祉の増進を図る活動(23)、子どもの健全育成を図る活動(15)、社会教育の推進を図る活動(13)、と続く。単数回答の場合は、まちづくりは(13)まで落ち、第一位は医療又は福祉の増進を図る活動(16)となり、以下、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動(9)環境の保全を図る活動(7)子どもの健全育成を図る活動(7)となる。過去の北九州市の調査と同じく、福祉系の団体が多いことがわかる。また、様々な個別のテーマの活動も、広くはまちづくりとらえる団体が多い。

4) スタッフ、ボランティアの体制

下記の4つの分類でスタッフ、ボランティア体制を問うた。

常勤の有給スタッフA (週5日以上勤務。貴団体から人件費が支給されているスタッフ)
常勤の有給スタッフB (週5日以上勤務。他団体から人件費が支給されているスタッフ)
非常勤の有給スタッフ (週1～4日勤務。嘱託、アルバイトを含む。)
事務局業務に関わるボランティア

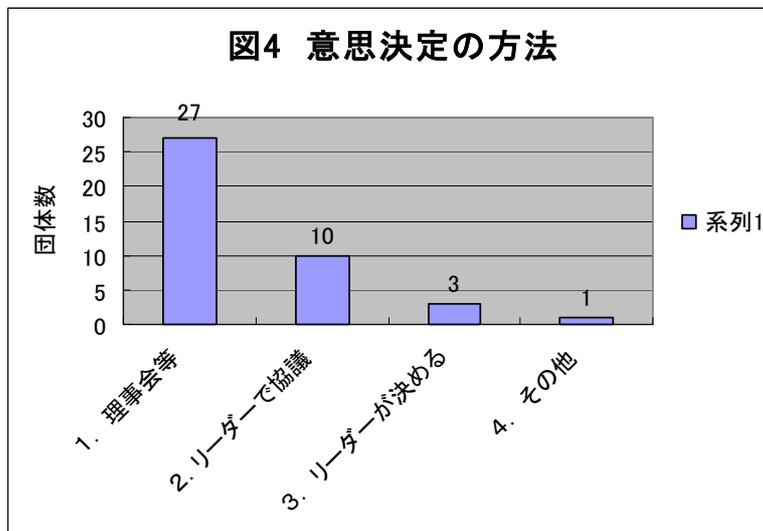
表1 スタッフ体制

常勤8人以上	3
常勤3～7人以上	5
常勤1～2人	8
非常勤スタッフ中心	8
ボランティアスタッフのみ	14
無回答	3
計	41

財政規模は100万円以下が10団体と、4分の1を占めていたが、スタッフ、ボランティア体制は、常勤者を雇用できているのは、福祉系NPO法人が多い。俗に、1000万円の財政

規模で雇用が1名生まれると言われるが、ほぼ財政規模に呼応している。ただ、1000万の財政規模があっても、常勤を持たず非常勤の有給スタッフでやっているところもある（戸畑コムスポ）。また、ボランティアだけで運営している団体は、41団体中14団体である。

5) 団体活動の意思決定の方法

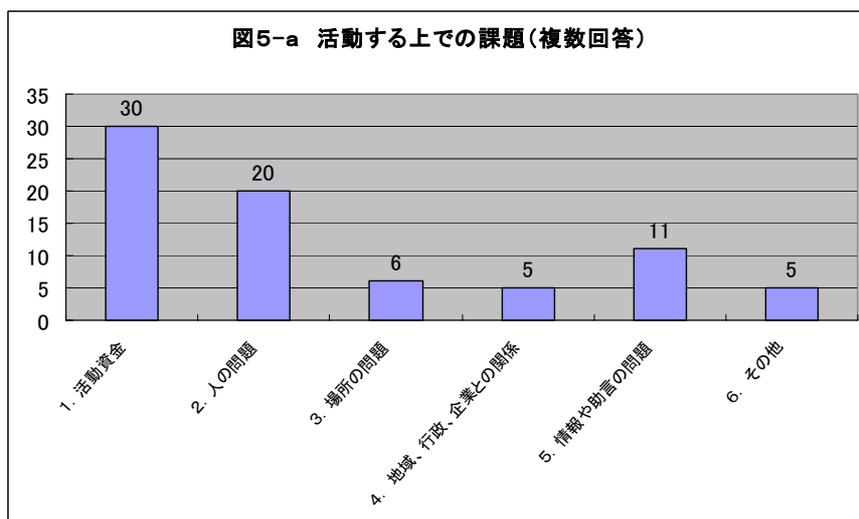


理事会で決定することが多いが、細かい事項は数人のリーダーで決定する団体も10団体ある。「その他」は、全会員出席の運営委員会が月1回開催されており、そこで決定している。

2-2 団体にとっての課題

1) 活動上の問題（複数回答）

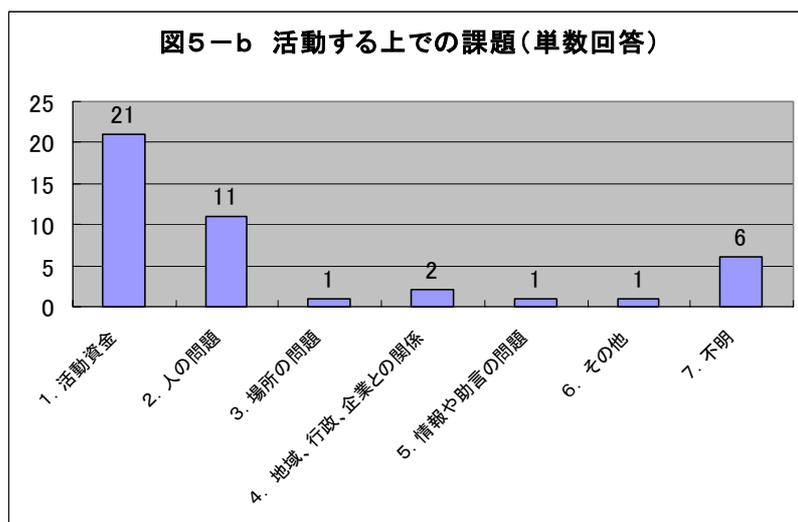
活動上の課題を問うと、「資金」「人」「情報、マネジメント」の問題が多数となっている。その他の項目での、記述の内容をみても、広報に関連する経費の問題や、場所、団体内での人材の活用などがあげられている。



「その他」の記述内容

- ・安く効果大きい、広報、宣伝
- ・公共施設等を借りることができれば活動しやすい。
- ・活動の中で会員が意思、力を発揮できる場を作っていくのが難しい。
- ・PR不足。当方人の活動を知ってもらうにはもっとPRの必要があるが経費の点で困難。
- ・会員が増加するにつれて本会の目的や約束事を守らない者がでてきている（少数ではあるが）。

その中でも、特に課題を思われる点について、1つだけ回答してもらくと、活動資金と、人の問題に集まった。活動資金は、半分以上の団体が課題としている。また、人の問題は、スタッフの確保、会員へのケア、ボランティアの問題など多様なものを含んでいる。



各団体に、具体的にその内容を尋ねたものが「記述1」である。

また、その課題は、設立時と変わらない課題か、その問題はどのような原因で生じてきたのかを、活動歴2年以上の団体に質問した（記述2）。

これらをまとめると、活動上の悩みは、俗にいう「ひと、モノ、カネ、情報」、すなわち活動資金が足りない、などお金の問題、ともに活動する人が少ない、など人の問題をあげる団体が多く、また、マネジメントの問題、NPOの認知に関する問題も多い。

○活動資金

「銀行融資を受けられない」「介護保険事業の売掛金の問題」など、改善はされてきたものの、経営状況は厳しい。福祉系NPOは、介護保険事業改正により、さらに安定化への模索が続くと思われる。

○人材確保

「正会員の固定」「賛同者を集める」「活動会員が少ない」「活動会員の高齢化」「専従者がいないので、ひろがらない」「有職メンバーのため」などの記述がある。まず、専従スタッフを持つこと、スタッフの定着、または、(役員の高齢化による)スタッフを循環させること、また賛同者を集めるなど、日々の事業とは別に、「スタッフ・マネジメント」「ボランティア・マネジメント」が必要であるが、それをしくみとして確立している法人は、まだまだ多くないようである。

○基幹事業が未確立

「対象により、事業の対価がとりにくい」「スポット事業の収入のみで、恒常的な収入がなく計画性を持ってない」「継続収入につながる収益事業を起こしたいと希望しているがなかなかできない」など、人—事業—資金のバランスがとれずに悩んでいる団体が多いことがわかる。これは、数年の法人経験では、解決できなかったようである。

設立してから、先ず基幹事業の展開を安定させること、運営の基礎を意識的に固めることが必要とされている。

○NPO法人としての認知の問題

はじめは、(特に行政に)理解が得られなかったが、「NPOとして活動をはじめたことにより、大幅に改善されてきました。」などの記述もある一方、融資を受けるという面では、「変わらない。まだまだNPOが社会的に信用がないから？」という団体もある。これは、一法人のみでなく、NPO環境、しくみの問題と、とらえるべきだろう。

設立時の課題が、外部との調整により解決できた団体もあるが、多くは設立後も、活動基盤の団体としての弱さや、NPO活動をする上での環境・しくみとしての弱さから来る課題は解決されていない。また、目の前の事業をこなすことが精一杯で、日々の事業に、スタッフ・マネジネット、ボランティア・マネジメントを織り込み済みで行えている団体は少ないようである。これらを具体的な処方箋で解決していかななくてはいけない。

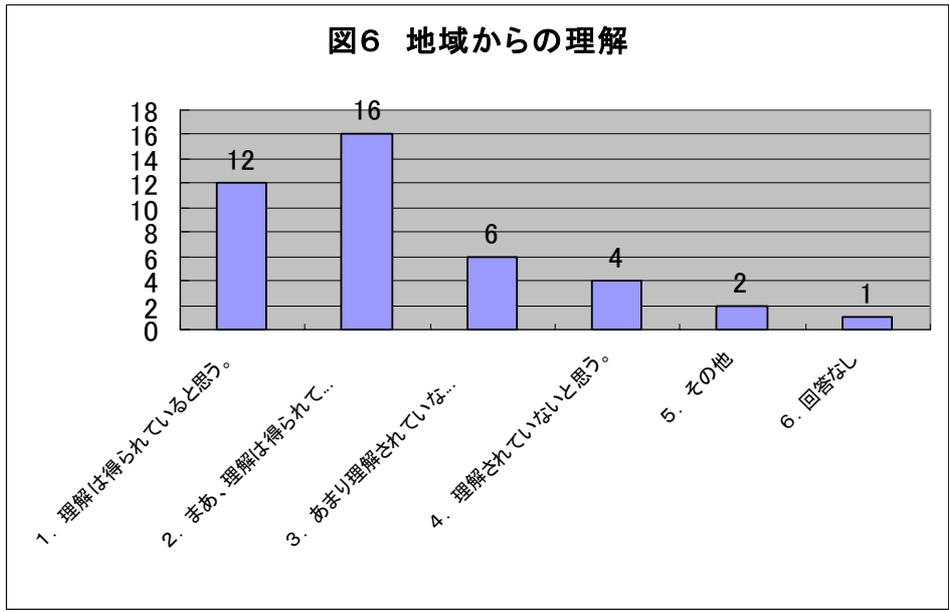
2-3 地域、企業、行政との関係

1) 地域との関係

団体がとらえている対象地域を問うと、「市全域」が最も多く、23団体、「区」が4団体、「小・中学校区」が4団体、その他は、9団体で「県全体」や「東アジア」をあげるなど、活動内容を反映している。そのうち、地域に理解を得られているかどうかは、「得られている」「まあ、得られている」を合わせて28団体だった。

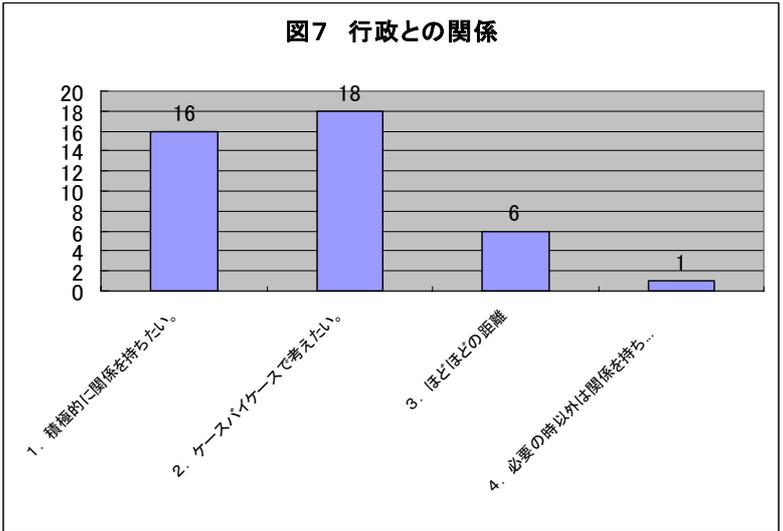
「1. 理解は得られていると思う」としたのは、小・中学校区をあげた団体は4団体中3団体、で、「市全域」の23団体中7団体よりも割合が高い。対象が狭いところは、しっかり意識して関係づくりをしていることがわかる。

対象としているところへの、効果的な広報はできているのか、地域単位での広報の在り方の検証が必要である。



次に「3. あまり理解されていないと思う 4. 理解されていないと思う」に○をつけた団体に、その理由を問うた（記述3）。

「あまり理解されていない」「理解されていない」は、事業を理解し、利用してもらうまでに至っていないことを問題ととらえる介護事業の団体がある一方、「知られてない」「宣伝不足」という表現をする団体も多い。「知ってもらう、認知されている」、というレベルを求めているのか、「実際に利用してもらう」段階を求めているのか、対象地域と事業内容によって、理解されるというイメージの深さが違う。多くは、事業で関係した相手方の認知にとどまっていて、幅広く認知を得ることには課題を残している。



2) 行政との関係

行政との関係を問うと、「積極的に関係を持ちたい」「ケースバイケースで考えたい」をあわせると、34団体がなんらかの協働を考えている。末尾の記述4の内容もあわせてみる

と、各団体は地域課題の解決のために様々な視点で協働が1つの契機になるととらえている。同時に、協働のあり方に慎重な団体も少なくない。

○事業の遂行のために、関係機関との適切な関係づくりをしたい

- ・被害者の訴えに応じて、行政からの情報や協力をおねがいしたい。(福岡犯罪被害者支援センター)
- ・駐輪場の設置には市の協力が必要なので(土地の問題他)。(タウンモバイルネットワーク北九州)
- ・健康づくりの場所や説明。美化活動でのゴミ袋、ゴミ捨て用大カゴ、看板等支援。
- ・子どもの健全育成事業での小・中学校との連携(あんしんまちづくりの会)
- ・(仮)ヤングシニアサポーターを養成してメンタルフレンドの保護者版を企画、研修は行政で行い行政の隙間をNPOで埋めていく。相談窓口は多様であってよく、初期的な解決をめざしている。(北九州まなび場)

○行政との関係づくりにおける留意点

- ・社会全体の課題や市民活動に必要なことについてみんなと一緒に考える情報交流の機会づくり。スタッフ派遣や助成、モノ等の支援関係が一方的なものは考えられない。(あいの会)
- ・一方的な依存ではなく、公益という理念の作りこみからはじまり、それを共有し、一緒にお互いの得意分野を活かしながら同等の立場で地域社会と市民になること具体的に進めていくような関係。(スポーツウェイヴ)

○実際にすでにいい協働関係である事例

現在、行政との良い関係で協働をしています。行政と同等の関係を築くために(留意している点)

- 1、事業に対して市民の理解と協力がえられている。
- 2、NPOに行政にはできないノウハウがある。
- 3、情報の共有ができる。
- 4、NPOに不足なお金が入手できる。(ホームレス支援機構)

○NPOと行政は未だ対等でない

- ・行政の要求その他に対応するだけの力量不足である(青空サービス北九州)。
- ・NPOと行政が対等の関係までいってない団体には、育てるという施策(条例、資金援助を含む)が必要(スキルアップサービス)

○協働したいがやり方がわからない

- ・現実的には行政がどの程度本気になってNPOの活動を支援してくれるかわからない、提案できることはしていくつもりだが、行政と関係を持つことが可能かどうか疑問である。(C I C英語幼稚園)

○行政のモデル事業で地域住民の理解を

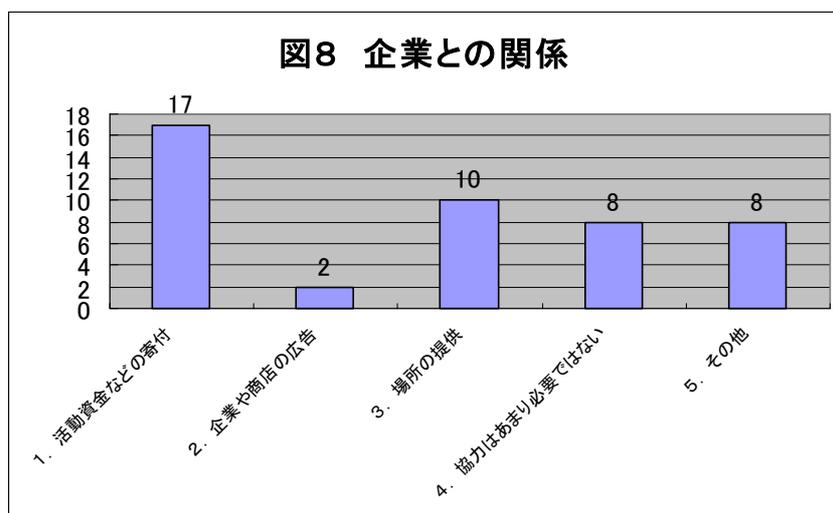
- ・やはり行政から自治会への中間の位置づけにより、より活動が活性化すれば当社の事業所を地域住民が利用し、住み慣れた地域ですごしていけるようにしたい。その中で

も、行政のモデル事業等で関係を持つことにより、地域住民にも理解を得やすくなる。
(やまびこ)

協働を通じて、その事業1回の関係ではなくて、行政とのよりよい関係を築き、行政や市民の理解を深めたいと感じている。どのような形態の協働を通じて、団体として、どういった力をつけていくか、NPO法人全体として、ビジョンを持ち、しっかりと分析をと評価をしていくことが重要である。

3) 企業との関係

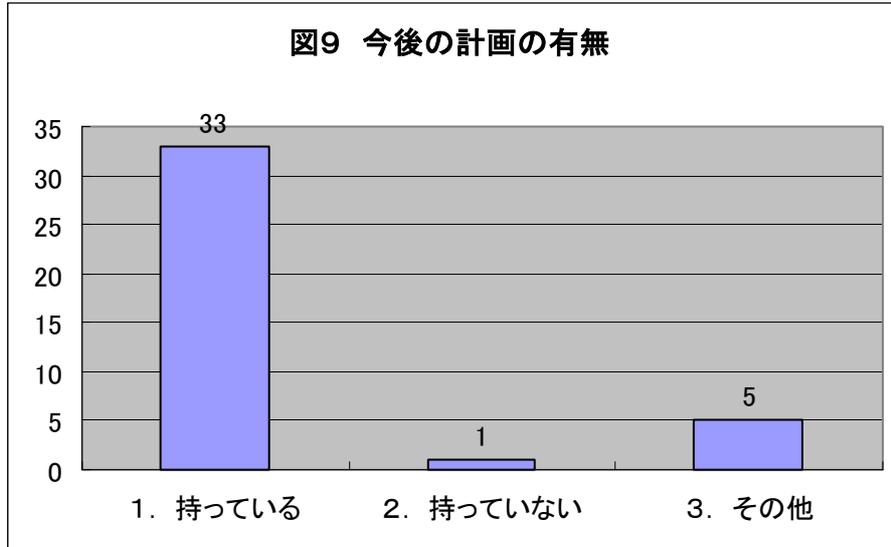
企業との関係では、活動資金や、場所の支援などをイメージしている。これまで、なんらかの支援を「受けた」とするのは16団体、受けたことが「ない」のは、15団体だった(具体的な支援内容は 記述5)。資金の寄付や場所の提供など、具体的な支援を求める団体がある一方、「協力はあまり必要ではない」(8)、その他(8)も少なくはない。また今まで受けた支援では、寄付金、協賛金、場所の提供、賛助会員備品の提供などで、調査受託が1件であった。



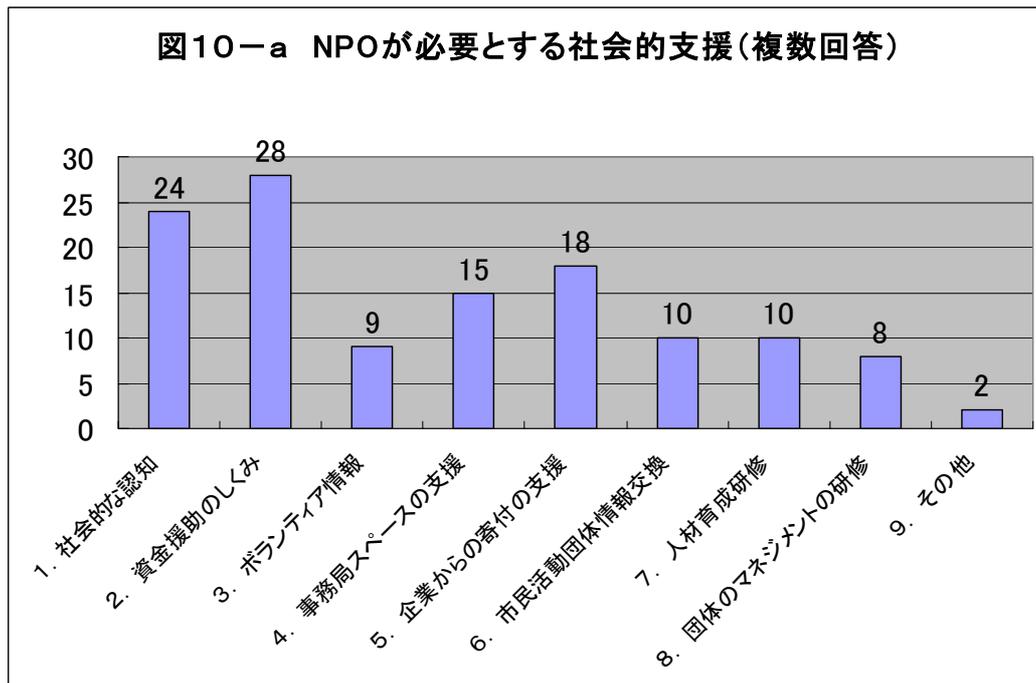
2-4 NPO団体が必要としている支援

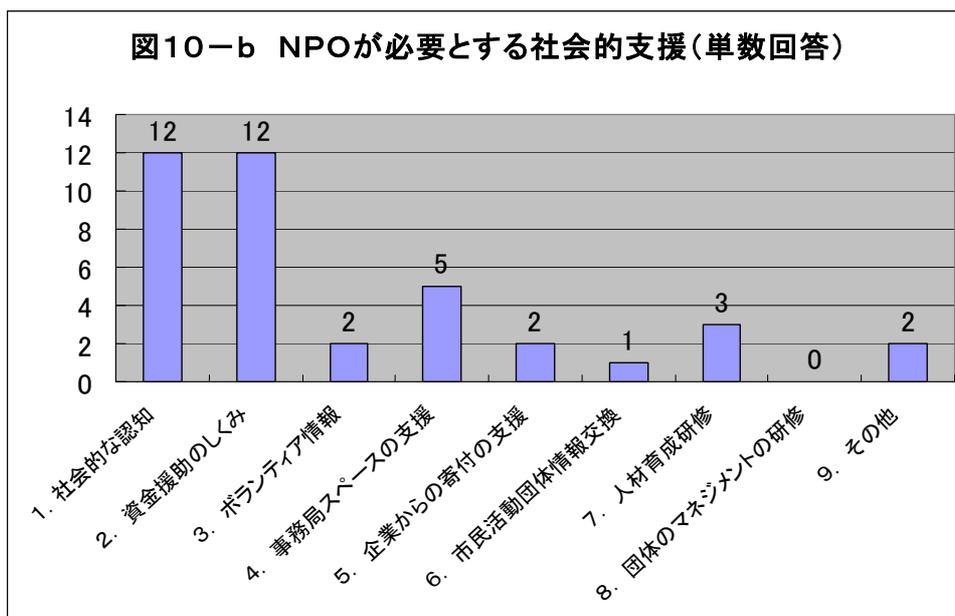
1) 必要としている支援内容

各団体に将来の計画を問うと、33団体が計画があると回答している。内容は、現在の事業をさらに個別・具体的にしたもの、専門性を高める事業、事業規模の拡大などの内容である(記述6)。



また、現在の活動を活発化し、将来計画を実現するためにも、どのような社会的支援があればよいと思うか、必要だと思われるものについて、複数回答、単数回答で問うた。





各団体があげた具体的な内容は、「記述7」である。

現在の活動を活発にするための支援として、NPOの社会的な認知、資金援助のしくみができることの2つに回答が集まっている。

NPOの社会的な認知については、単独のNPOで取り組むには、限界がある。やはり、NPO関係者が共通の目的を持って取組むことが効果的であると思われる。

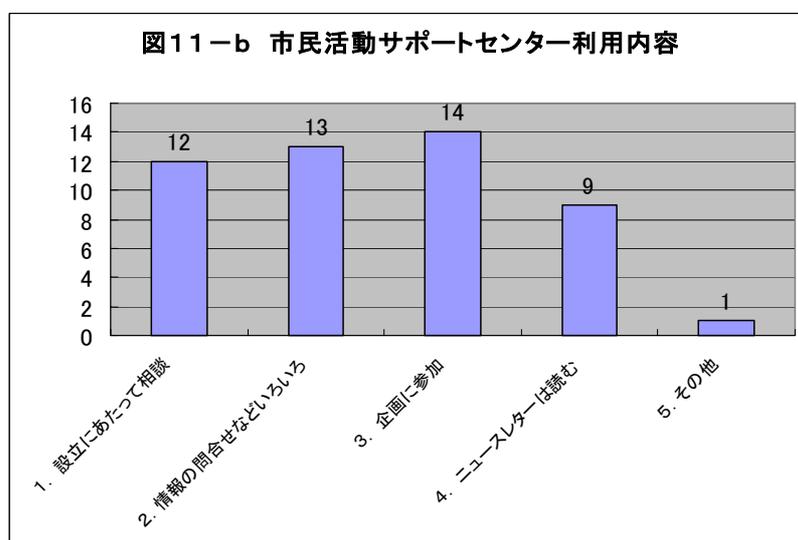
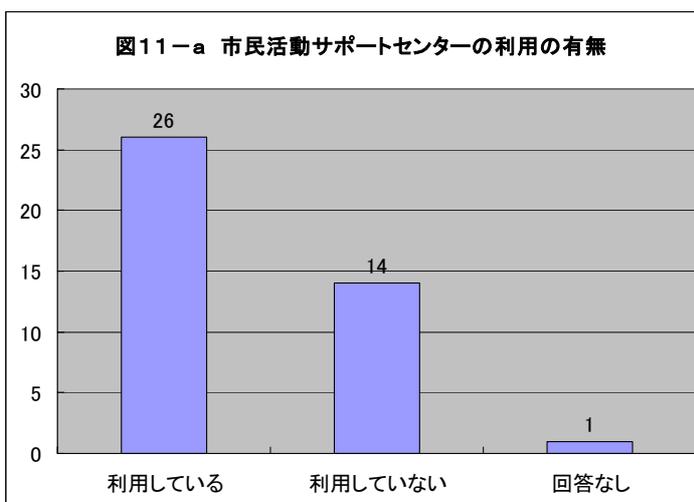
人材育成については、スポーツウェイヴが、

「NPOで働くには2つの知識や技能が必要であると考え。1つは自分の持つ専門分野、もうひとつは、NPOについてである。」と指摘しているように、共感をマネジメントし、住民自らが地域課題の解決に取り組む「NPO」という形態の専門的な研修や人材養成のカリキュラムがあれば、各法人とも、忙しい事業の傍ら、展望を持って事業計画に組み入れることが可能であると思われる。

一方、場所の支援としての事務局スペースの確保に関して希望する記述が多い。1つの団体に対する恒久的な支援としては、疑問が残るが、一定のインキュベーションを図ったり、年限を設けるなり、NPOの情報の集積を図る共有コミュニティスペース的な性格を持たせるなりして、団体のある時期の活動場所の確保は、あくまで、自立の方向をめざすことを前提として必要な支援であると思われる。

2) 市民活動サポートセンターについて

市民活動サポートセンターは、回答を寄せた3分の2の法人が利用していた。設立の相談、情報の問い合わせ、企画への参加など、身近な存在となっている。利用していない団体は、「活動上特に必要を感じなかった」(8)としているが、一方で同じ団体が、「広報に悩みをもって」いたり、サポートセンターをまだまだ活用できていない事例もあった。



利用しなかった理由は、

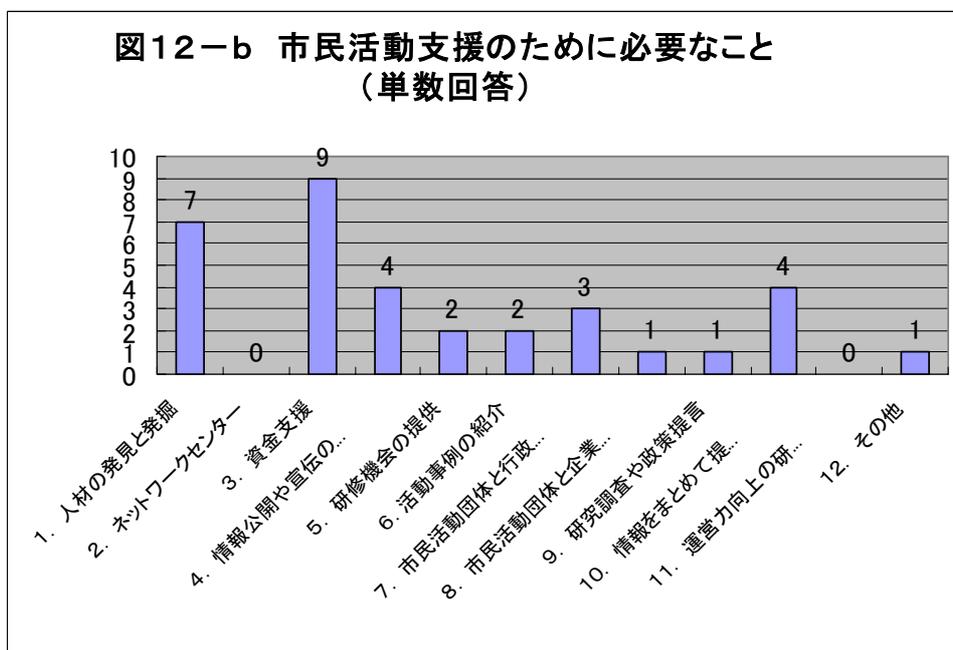
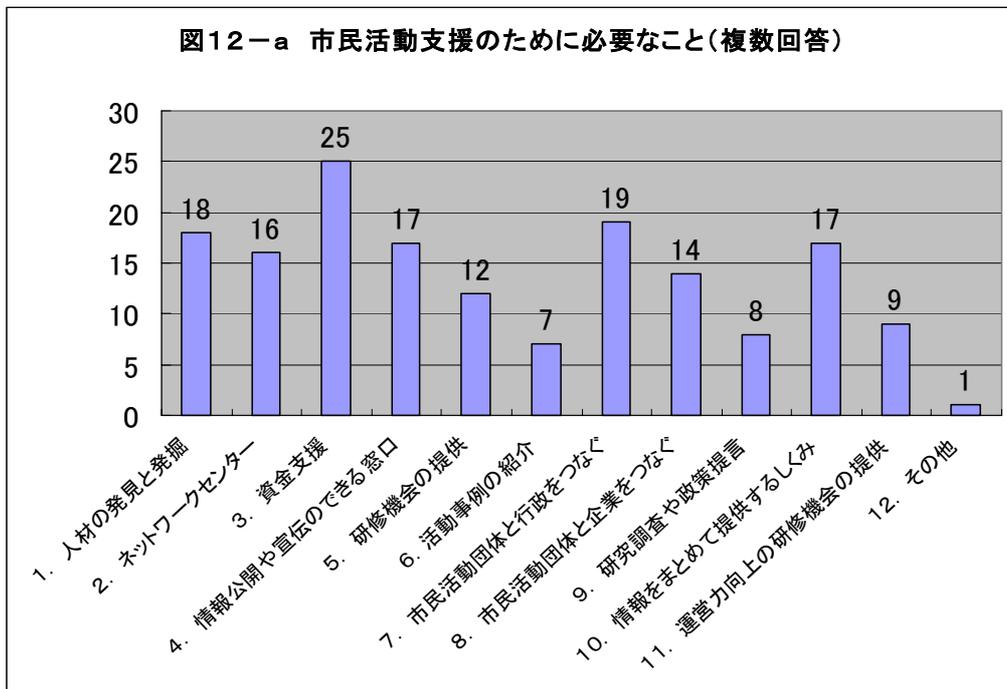
- | | | |
|-------------------|-------|---|
| 1. 知らなかった | | 1 |
| 2. 活動上、特に必要としなかった | | 8 |
| 3. その他 | | 2 |

である。利用しなかった点について、

- ・ 今後はぜひ活用させていただきたい。今の段階では、当法人が十分な活動を行っていないため、サポートセンターを利用していないだけである。
- ・ 機会がなかった。
- ・ 場所が遠い、車を持っている人が前提の不便な場所。専門相談員がいるとはいえない。などの意見があがっている。

3) 具体的な支援内容

求めたい、具体的な支援について、たずねると、下記のような結果になった。



具体的な記述内容（記述8）とあわせてみると、市民活動の支援については、複数回答では「市民活動団体への資金支援などの活動」（25）、「市民活動団体と行政をつなぐ役割」（19）を期待しており、「人材の発見と発掘（人材バンク）」（18）、「市民活動団体の情報公開や宣伝のできる窓口」（17）、「地域の様々な人や助成金などの情報をまとめて提供するしくみ」（17）などが多い。単数回答では、「市民活動団体への資金支援などの活動」（9）、「人

材の発見と発掘」(7)である。

資金支援が必要という団体の財政規模は40万～3000万と幅広く、1年目の団体に限っているわけでもない。事業が確立されてない団体、ある事業の展開に資金が必要な場合など、様々な理由がありそうで、一口に資金援助と言っても、より詳しい調査が必要である。

「人材の発見と発掘」や人材育成については、様々な記述が寄せられている。

「NPOマネージャーの養成講習会。認定資格として、基礎講習、専門講習、試験を行い、そういった人材のいるNPOは行政や企業の社会的信用も厚くなるようなもの。更新性。」(特定非営利活動法人スポーツウェイヴ)

「長い期間となると生活の保障がないと意欲だけでは長続きしません。活動の継続性を満たすための経済力、マンパワーの質の向上と量の確保の為、事業性を持たざるを得ないので。」(特定非営利活動法人青空サービス北九州)

「活動を行うにあたり、人材の育成は重要である。ボランティアとNPOの違いなど基本的な事を認識して活動にあたりたい。事実、研修会に参加していく中で会員の意識が少しずつ変化していつている、永く活動を続けるには人材の育成が必要である。」

(特定非営利活動法人北九州まなび場)

「我NPOにふさわしく、一緒に活動してくれる人材がほしい。経理、広報にたけ人がいれば、もっと良い活動ができると思う。」(特定非営利活動法人Wish)

「語学講師、通訳・翻訳スタッフなどの外国人スタッフ、日本の伝統文化などを外国人に紹介できる日本人スタッフを紹介して欲しい。」(特定非営利活動法人次世代支援GLOBAL NET)

その団体の運営を共に担えるNPOスタッフや、マネージャーの育成は、NPOの基盤として、共通性を持つ部分である。こうした人材養成の横断的なしきみを検討することは、NPOセクターの強化という点で大変大きなポイントであろう。

2-5 NPO団体のメッセージ

最後に、市民活動が発展するために、団体や、地域、また社会全体は何をすべきだと思うか、自由に記述していただいた(記述9)。

市民活動の発展のために何をすべきか、各団体が指摘したことは、まず、「NPOとして力をつける」ということである。「専門性UPのための不断の努力(スキルアップサービス)」「専門分野(緑のまちづくり)のレベルアップ(グリーンワーク)」のように、力をつけてはじめて、世の中に働きかけることができる。

その上で「変化する世の中に対してNPOが提案する」ことが重要である。「高齢者が幸せにすごせる「文化」をつくりたい。(ハートウェル21)」「地域社会での助け合いを現代社会にあった形で具体化していく(青空サービス)」「国の指針に沿った活動を行うことで地域に対して、新しいライフスタイルを提案する(SSC)」「行政では出来ないことをNPOが実施し、世の中の変革をすすめていくことが大事(CIC英語幼稚園)」などの決意を語っている。それは、「NPO法人として設立した目的に向かって活動することが地域に貢献することにつながる(Venus One)」というように、「地域貢献の担い手の一つとしてのNPOの存在感を示

していきたいとの意欲を感じさせる。

そのためには、「NPOへの正しい理解」が欠かせない。「市や社会福祉協議会などが、NPOの活動を理解し協力してもらえると、もっと地域の人や高齢者が住みやすくなると思う。

(Wish)」「我々の活動内容、特に支援協力をできる事柄をもっと知ってもらい地道な活動をすべきだと思う。(テクノサポート)」「NPO活動はボランティア活動(無償活動)と考えている人、企業、行政が非常に多い。認識を変える施策を行うべきと考える。(グリーンワーク)」という記述にみられるように、NPOへの認識を高める多様な働きかけが必要になってくる。

その発信をしていくために、「NPOのネットワークの重要性」を指摘する団体もある。「すでに活動している団体は横につながる(こころの声を伝えよう)」「他のNPO、市民団体とのネットワークの強化(グリーンワーク)」「団体のネットワークができ、助け合ったり、切磋琢磨したりできることが望み(男女共同参画実行ネット)」「活動を行っていきなかに様々なネットワークを構築し、そのネットワークをまた地域に還元できるように努めたい(Venus One)」など、NPOという存在への信頼を求めて、ネットワークして力をつけ、説明していくことが求められている。

その行く先に「市民社会の構築」が描かれるのであろう。「何かをはじめたい人が始められるような活動の仕方のPRも必要(あいの会)」「よりよい社会を誰かに創ってもらうのではなく、いまから、ここから、自分にできることから始めようとする意識が重要。そういう人を発掘し、NPOで生かせるようなシステムを各NPOで、また地域で作らなければならないと思う(スポーツウェイヴ)」「単純に、良いことをする、という意識で学校や地域で行動を起こす。② 地域に積極的に働きかける仕組みをNPO内部に作る(ホームレス支援機構)」「ひとごとではなく、「わたしから」始まるという意識を高めること(こころの声を伝えよう)」という声がある。地方分権がすすむ中で、何を行政が担い、何を市民がするのか、という問題意識の中で、住民一人ひとりが地域づくりに参画していくことを、NPOとして、受け皿となり、支え手でありたい、というビジョンを、諸団体からの発言から感じることができる。

3. 北九州での中間支援の在り方

3-1 北九州のNPO法人の課題と求められている支援

今回の調査では、回答を寄せてくれた法人の多くが、なんらかの課題を抱えていた。常勤スタッフを雇用しているのは41団体中15法人で、それらの団体の財政規模は100万円以下が10団体と、4分の1を占める。これに対して、ボランティアだけで運営している団体は、41団体中18団体(43.9%)である。人材育成のシステムまで、展望した運営をしている団体は少なく、希望する支援としては、社会的な認知が得られること、資金援助、人材の発見と発掘などである。

中間支援の重要な機能、「情報提供機能」については、公設公営の北九州市市民活動サポートセンターが、助成金情報や、イベント情報など、かなり充実した内容のものを提供している。上記のNPOの認知、資金援助、人材の発見と発掘は、しくみとしてつくっていくことが必要であるが、現段階では互いの課題や、運営方法の工夫が共有できる機会がまだまだ少

ない。活動事例の報告や、テーマごとの学習会の機会は、市民活動サポートセンターや北九州NPO研究交流会などが、企画としてとりあげているが、NPO運営のポイントであるマネジメントの強化という視点から、基幹となる事業の展開方法、事業開発、広報力のアップ、財政の工夫を、各団体がケースとして提供し、ケーススタディをしながら、互いの運営に学び、自らの団体に活かしていくしくみをつくる必要がある。いわば、「NPO運営のリソースセンター、シンクタンク」創出の必要性である。

また、NPOの資金支援に関しては、既存のまちづくり助成金（各区のまちづくりステップアップ事業助成金、地域福祉振興基金）があるが、NPOの育成という観点から、基準が整理されていない。調査結果の中にも、NPOのためのファンドをつくりたい、との意見があったが、NPOの育成、強化という点での、地元の資金支援のしくみを考えることが必要であろう。

ここで、今回の調査をふまえて、サポート機関のintermediary機能と infra-structure organization 的機能について考えたい。下記の表は、2つの機能を整理したものである。（李妍焱 2002 p165）

表2 中間支援組織の機能

	定 義	キー・ワード	主 な 内 容	主な目的
intermediary 機能	ボランティア・セクター内の様々な団体・組織間、ボランティア・セクターと他の社会セクターとの連携を形成・促進する機能	「つながる」	団体間コーディネーター、交流の場づくり、他セクター組織との仲介・連携、調査研究。	ネットワークキング (パートナーシップ、コラボレーションの形成)。
infra-structure organization 的機能	個々のボランティア組織が組織として、向上・成長するように支援する機能	「土台づくり」	人材育成、マネジメント・トレーニング、相談事業、情報提供。	組織としての基盤づくり、基盤強化。

intermediary機能＝「組織間のネットワークづくりのサポート」

infra-structure organization 的機能＝「組織自身の基盤強化のサポート」

北九州市では、「土台づくり」と「つながる」ことが、同時進行で試みられている段階である。

市内の中間支援的団体の多くが、安定した状況で（専従職員がいる体制で）活動できていないので、それら2つの機能を戦略的にすすめることができていない。活動内容をより、意識的なものにし、目標としては、各団体の運営のノウハウを蓄積していくようなシンクタンクづくりを展望していくべき段階であると思われる。

内閣府の中間支援組織に対する調査（内閣府 2002）によると、中間支援組織は「活動が地域に根づいていくことを目指して支援している」のである。「支援組織がその目的として重点をおいているのは、地域のNPOの育成、地域でのネットワークづくり、NPO活動の啓発となっており、地域の中でNPOが育ち、根づいていくことを目指して支援を行っている。」

しかし、あくまで、「求める支援と提供される支援とが合致することが大切。」である。支援組織の活動に対するNPO法人からの評価をみると、支援組織による支援の必要性を53.7%の法人が感じているものの、その必要性に応じて求めている資源が提供されているかという点では、提供されているとする回答の割合が12.9%に対し、まだ提供されていないとする回答の割合が40.4%と大きく上回っている。本当に求められる支援をしていかななくてはならない。そのためには、つねに、NPO団体とのチャンネルを持ち、双方向のコミュニケーションが不可欠であろう。

3-2 考慮すべき地域特性と今後の中間支援の方向性

北九州では、現在、民間で中間支援的な動きがでてきているものの、まだ、未分化な状況である。公設の市民活動サポートセンターの基礎的な支援とあわせて、中間支援組織の個性が整理され、機能のすみわけができれば、個々のNPO法人に対し、もっとバックアップ機能を果たせる環境が作れるはずである。

北九州の特徴として調査から読み取れたのは、「NPOの認知」という問題にも関連して、NPOが対象とする地域の問題である。対象地域と、支援の内容はかみあっているのだろうか。北九州市では、「ルネッサンス構想」により、七区の特徴的なまちづくり施策がすすんでいるが（北九州市ホームページ「北九州市ルネッサンス構想」より）、NPO法人にとっての「地域」として、「市全体」、または、「県」や「限定しない」などをあわせて、32団体が、「区(4)」、「小・中学校区(4)」以外をあげている。たまたま行政区が北九州市なので、全市を対象にしようという発想なのだろうが、そもそも、100万都市である北九州市全体を対象にすることは適正規模なのだろうか。区ごとの人口は、他の自治体に比べ、それ自体が市となってもよい人口である。区ごとの施策がすすんでいるならば、まず区ごとの事業の中で、NPOとしての個性、独自性を発揮し、そこで得た認知を市全体にひろげていくことも1つの方法であろう。校区を対象にしている法人が、一定程度理解を得ることに成功していることを参考に、対象をもっと絞ったり、ターゲットとなる層に戦略的な広報を集中するなどの工夫が必要なのかもしれない。

また、北九州市の歴史的な特徴として、企業城下町であったことが影響して、若干、市民が受身である点が指摘される。ボランティア活動も、関連する部局別に、タテ割りになっている状況も残っており、行政への依存度が高い団体もまだまだある。本当の意味での組織化ではなく、「行政の認知を受けた」団体として活動している実態も多い。したがって、自律的な運営を考えるのではなく、活動が下請け的になってしまう。NPOが力をつけていけば、現在、さかんにすすめようとしている「行政とNPOの協働事業」において、局を超えて横断的に取組むことで、より高い効果をあげることができるだろう。そうした実践事例を多くつくっていくことが必要である。

様々な支援機能を、単独で実現しようとしている中間支援組織は、未だ市内に見ることはできない。NPO側も事業をこなすのではなく、実は設立後のNPO運営の基盤を固めることが「残るNPO」にとって、必須であることを充分感じている。

多様なNPOの課題の一つひとつ丁寧に向き合い、解決の工夫を蓄積していくこと、また、NPOが新しい事業に取り組んだり、協働の経験を積んでいながら、市民参画の地域づくりに必要な具体的な力をつけ、それを他に伝えていくことでNPO全体の力がついていく。また、NPOの認知がすすみ、支援となるしくみが開発されるために、地域づくりにおいて、NPOがもっと、目にみえるアクターになっていくことが重要である。それらの工夫として以下の点を提案したい。

1. 市内の中間支援的な動きをしている団体が、時限的に目的を共有した特定イベントでつながり、(実際に北九州では、「北九州市民サミット」の準備がすすんでいる) もっと、市民にみえやすい、理解しやすい発信をする。
2. まちづくりの助成の際に、地域団体との協働を条件に合同事業の実施を誘発させる。そのことにより、地域団体の承認を得ていく。
3. NPOの悩みの実践的な解決のヒントを資源として集めたりソースセンター、シンクタンク的存在、そこに行けば、様々な運営段階の資源が集まっている場をつくる。
4. NPOスタッフの体系的な人材育成システムをつくる。
5. 市内の中間支援団体は、多様な支援を展開しながら、それぞれが専門化していき、市民にとって、重層的な支援ができるよう育っていく。
6. 各NPOが専門性を磨き、指定管理者導入などの機会も活用しながら、行政との役割分担を常に意識し、得意分野で市民ができることを担っていく。その実践例を蓄積していく。
7. 市内のNPO支援の資源のほりおこし、ネットワークシステムをつくる

北九州において期待される中間支援の機能は、整然とした順番で支援が充実していくわけではないとしても、最終的には、北九州のまちづくりに寄与しようというNPOの前向きな熱意が、きちんと形になっていくように、具体的な体系的な支援システムを構築していかなければならないと考える。

中間支援に関わる団体は、そうした集積がすすむように、意識して事業を練り、記録し、発信していくこと、その取り組みを担おうとする関心のある人、団体のネットワークをすすめなければならない。その先に、北九州に根づく支援の基盤がみえてくるはずである。

■記述 1 活動する上での課題

6	特定非営利活動法人北九州あいの会	正会員の固定…新しい会員または一般に運営に参加してもらうような呼びかけ方ができていない。
7	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	収益事業（介護保険の訪問介護、宅老所）の経営状況が厳しく、資金持ち出しも限界にきている。
37	特定非営利活動法人ホームヘルプ事業いきいき北九州	NPOゆえ、銀行融資無理。
39	特定非営利活動法人北九州国際自然大学校	NPOも市民活動も行政も企業も求めていると思う。人、物、情報、お金の収集、発信のための低額なしくみ
49	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	①介護保険事業の為、売掛金が多く、資金繰りは苦勞している。以前銀行に運転資金を融資をいただいたが金利が高かった。②施設（デイサービス、グループホーム）での介護サービスを行っているため人件費が多くかかってしまう。また、多くの従業員をかかえる事により、会社としての組織力を高めなければならない為、昇給も必要になって来ます。
70	特定非営利活動法人ちいさいおうち共同保育園	－
80	特定非営利活動法人スポーツウエイヴ	活動の分野がひろがってきており、人材については有給のスタッフを確保したいと思っている。ただ、一番最初に採用する人材にあたっては、特に活動理念に賛同し、事務局長的な役割と責任を担ってくれる人を望んでいる。そのためには、そういった人材の発掘、教育、マニュアルなどの作成が必要であり、そのための時間がないというのも課題である。
81	特定非営利活動法人ハートウェル21	広報活動をしないとなかなか認知されない。
82	特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構	ホームレス支援は物理的困窮状態にある人に家や食物、就職など提供をするとともに、彼らが既に失ってしまった人と人との関係を回復することに対する支援が、非常に重要です。再び路上に戻さないために自立支援住宅や自立支援センターから出られる方々をサポートする事業をたちあげました。しかし、いままで自立する人のサポートを担っていたメンバーが自立支援センターの相談員となったため、新たなボランティアの養成が必要となりました。昨年度、県の委託でボランティア講座を持ったにもかかわらず、応募がありません。ホームレス支

		援は守秘義務を伴う活動でもありますから難しい問題です。
96	特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会	－
133	特定非営利活動法人秋桜	活動を広めていきたいが、賛同者が少なく、次なる事業へと進んでいくことができない。
138	特定非営利活動法人こころの声を伝えよう実行委員会	イベントごとの独立採算だと負担が苦しい。
153	特定非営利活動法人まちづくりサポート北九州	有職メンバーのため
196	特定非営利活動法人市民塾21	－
207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	発足して10年が経過しているが役員等の活動家の高齢化が目立つ。人材確保が思うようにいかない。
224	特定非営利活動法人青空サービス北九州	収入額が少ない為、稼動が不定期なため、支払い給与が小遣い程度である。
245	特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター	賛助会員、寄付者を多く募り、法人の賛助会員が多く集まれば良いと思うがなかなか思うようにいかない。認定NPO法人申請を行い、認可されれば会員、寄付金を集めやすくなるが認定方法は緩和されたが申請方法や審査がまだまだ難しい。
250	特定非営利活動法人北九州まなび場	不登校の家族支援を主体とした活動である為に、事業としてどのように収益に結びつけていけばいいのか困っている。助成金や会費収入に頼るのではなく、事業を主体としたい。また、それに伴い活動会員のNPOという形への理解も深めたい。
253	特定非営利活動法人Wish	活動会員が少なく、幅広く活動できない。
262	特定非営利活動法人人権オンブズ福岡	会費として年会費5,000円を徴収しておりますが、主に交通費程度しかまかなえず会員の増加がのぞまれます。活動の実績を重ね、理解を増進させたく考えております。
267	特定非営利活動法人スキルアップサービス	小学校、市民センター、教育委員会などでのパソコン指導、サポートに対する評価があがるのに伴い当法人への指導や講座の依頼が増えてきているが、会員数が13～4名から増えず手がまわらない状況である。
294	特定非営利活動法人SSC	民間で中学生のクラブ活動を行うことに対して、一部行政からの圧力。

319	特定非営利活動法人タウンモバイルネットワーク北九州	銀行などから融資が受けられない。
340	特定非営利活動法人北九州テクノサポート	運営上の資金となる経常的な財政収入がなく、スポット事業での収入だけであり、計画性が思うようにならない。会員の会費と寄付に頼っている。
383	特定非営利活動法人ドリドリ会	活動を活発にしたいが、運営資金の不足を感じる。
385	特定非営利活動法人あんしんまちづくりの会	—
388	特定非営利活動法人通院介護センター「さわやか」	ボランティア活動なのでぜいたくは言われませんが、資金があればもっと創造的な活動ができる。
403	特定非営利活動法人オールグリーン	活動範囲が広いため
411	特定非営利活動法人地球温暖化対策支援クラブ	民生部門の省エネ温暖対策は、費用対効果が小さくコスト的に導入が難しいのが現状で、先ず、行政や教育部門の庁舎や施設で実施し、その方法を実証して民間に導入すべきであるが、庁舎や公共施設での対策事業を提案しても、それを取り上げ実施する官庁や自治体に窓口となる部署や担当者が不在である（指導の窓口はある）。
413	特定非営利活動法人次世代支援GLOBAL NET	現在、対策を模索中です。
466	特定非営利活動法人福岡邦楽芸術文化振興会	—
503	特定非営利活動法人創を考える会・北九州	—
507	特定非営利活動法人GGP（ジェンダー・地球市民企画）	—
533	特定非営利活動法人賃貸住宅居住支	—

	援センター	
548	NPO法人グリーンワーク	会費や助成金だけでは満足できる活動ができない。助成金申請が複雑。市のNPOに対する助成、認識が甘い。税金が高すぎる。
602	特定非営利活動法人グリーンサポート	2004年12月設立のたま冬季の園芸関係の仕事量が少ない為収入が少ない。法人立ち上げのために出費が多かった。
607	特定非営利活動法人CIC英語幼児園	活動資金の問題もあるが、場所の移転や事業の拡張を考えたとき、多大の費用（事業資金）がかかるのと、思ったような場所が見つからない。
613	特定非営利活動法人共同参画実行ネット	・補助金、助成金等の情報を得にくい。・行政、企業からの委託の方法についての情報や実際の手段、方法について知識が足りない。
617	特定非営利活動法人西日本消費者保護協会	近況は食品の偽装表示の問題で食に対する消費者の関心は高揚していると思います。が具体的にウォッチャ活動に参加について関心が今いちのようです。食品の添加物の分析活動までしないと調査活動が中途半端になる。そこまでチェック活動は必要。資金とスタッフが必要です。
632	特定非営利活動法人グローバルサポートクラブ	—
635	特定非営利活動法人北九州陸上クラブRiC	活動の本拠地の確保に問題があったが、企業のメセナ事業とタイアップし、体育館、運動場の使用が認められ、活動が順調に行われている。
638	特定非営利活動法人Venus One	—

■記述2 その課題は、設立時と比べて変化があるか、及びその原因。

6	特定非営利活動法人北九州あいの会	設立時とは異なる。介護保険事業のためのスタッフ確保と育成に集中して、運営参加の呼びかけができなかったことが原因のひとつ。
7	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	1. 宅老所開設9ヶ月で収入目標60%どまり 2. 訪問介護のサービス時間が当初目標の2割減（死亡、入院などによる減と新規が増えない）
37	特定非営利活動法人ホームヘルプ事業いきいき北九州	—
39	特定非営利活動法人北九州国際自然	真剣に取り組む専従スタッフがいらないから

	大 학교	
49	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	①徐々によくなってきているが、設立年度（事業開始年度）の決算では、多額の法人税を払わなければならない（当法人は資本金0から設立しておりますので）もっと、NPOということで緩和できないかと思います。②については変わらない。
70	特定非営利活動法人ちいさいおうち共同保育園	—
80	特定非営利活動法人スポーツウェイヴ	設立時は活動量も少なかったのですが、事務局的な作業量も少なかったが、活動量が増えるにつれ、事務的な作業量が増えてきたことが大きな原因。
81	特定非営利活動法人ハートウェル21	広報活動をしなるとなかなか認知されない。
82	特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構	基礎的活動においては、設立時から今まで問題ではありません。むしろ人手は十分にあります。サポートの部分では自立されるホームレスの増加と②で述べた原因によります。
96	特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会	—
133	特定非営利活動法人秋桜	スタッフは徐々に定着はしてきているので、設立時より状況は良くなってきている様。スタッフに求める質のレベルは高すぎるのか、と感じている。
138	特定非営利活動法人こころの声を伝えよう実行委員会	継続収入につながる収益事業を起こしたいと希望しているがなかなかできない。
153	特定非営利活動法人まちづくりサポート北九州	有職メンバーのため
196	特定非営利活動法人市民塾21	—
207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	これまで人材確保に積極的でなかった。
224	特定非営利活動法人青空サービス北九州	人員（人材）不足のため、規模の拡大が不可能です。
245	特定非営利活動法人福岡犯罪被害者	広報、啓発活動に力をいれ、被害者支援の必要性は広がってきているが資金集めとなると不景気の影響もありなかなか難しい。

	支援センター	
250	特定非営利活動法人北九州まなび場	ボランティア的意識が強かったが、最近は研修会等への参加もあり、NPOは事業を行う、という認識がでてきた。
253	特定非営利活動法人Wish	広報や会計、経理などを一人で行っているので、なかなか広まらない。
262	特定非営利活動法人人権オンブズ福岡	権利侵害事件は大小に関らず依然として多く発生しており、国民意識の低調を非常に感じます。
267	特定非営利活動法人スキルアップサービス	①法人の運営費を会員の会費（月2,000円）に依存しており会員の経済的負担が大きい。②新入会員が講師・サポーターをやるまでの指導システムが充分でない。③会員の高齢化による体力的問題と両親の介護等。④経済的・体力的負荷と得られる達成感・充実感とのバランス。
294	特定非営利活動法人SSC	NPOとして活動をはじめたことにより、大幅に改善されてきました。
319	特定非営利活動法人タウンモバイルネットワーク北九州	変わらない。まだまだNPOが社会的に信用がないから？
340	特定非営利活動法人北九州テクノサポート	3年目である、財政基盤をどうたてるか…。課題である。
383	特定非営利活動法人ドリドリ会	活動範囲がひろがり、より資金が必要となってきた。
385	特定非営利活動法人あんしんまちづくりの会	—
388	特定非営利活動法人通院介護センター「さわやか」	—
403	特定非営利活動法人オールグリーン	少しずつ認知されているので多少はよいと思う。
411	特定非営利活動法人地球温暖化対策支援クラブ	具体的に、区役所庁舎および大学キャンパスの診断を行い提案書を提出したが、事業全体を取りまとめる部署や担当者が不在または無関心である。
413	特定非営利活動法人次世代支援GLOBAL NET	—

466	特定非営利活動法人福岡邦楽芸術文化振興会	—
503	特定非営利活動法人創を考える会・北九州	—
507	特定非営利活動法人GGP（ジェンダー・地球市民企画）	—
533	特定非営利活動法人賃貸住宅居住支援センター	—
548	NPO法人グリーンワーク	1年間（決算など）活動して実感した。
602	特定非営利活動法人グリーンサポート	—
607	特定非営利活動法人CIC英語幼稚園	当法人のサービスをより多くの人に提供しようとする場合、費用はなるべく低く抑えないといけない。当園は認可外保育施設になる為、公的な補助がないので、利用者から頂く費用ですべてを賄わないといけない。適正な利益がなければ貯蓄はできない。貯蓄がなければ銀行は融資してくれない。保証人の問題も大きい。市の施設の利用も一案であるが官は民に対し、そう親切ではない。
613	特定非営利活動法人共同参画実行ネット	活動歴1年未満につき非該当
617	特定非営利活動法人西日本消費者保護協会	1年目なので非該当。
632	特定非営利活動法人グローバルサポートクラブ	—
635	特定非営利活動法人北九州陸上クラブRiC	
638	特定非営利活動法	—

	人Venus One	
--	------------	--

■記述 3 地域に認知されていない理由

6	特定非営利活動法人北九州あいの会	在宅サービス「たすけあい」が方々の会員と会員をつなぐ活動なので事務局が地域との関係をつくっていくことができなかつた。H13年度からは毎年商店街のおまつりに参加したり、町内を活動紹介にまわったりしている。今年度からは福祉協力員の方たちの例会に参加し、連携できることを探っていきたいと考えている。
7	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	ふれあい活動がここ数年ほとんどのびていない。介護保険制度実施で需要の減少と経費の負担増によるものと思われる。
224	特定非営利活動法人青空サービス北九州	お助けマン程度の規模であり、PR不足。
340	特定非営利活動法人北九州テクノサポート	市、県、局、公的機関、大学、企業のうち、直接業務を実施した以外はあまり知られていないと思う。
383	特定非営利活動法人ドリドリ会	宣伝不足
411	特定非営利活動法人地球温暖化対策支援クラブ	庁舎や公共施設（大学、学校も含む）の温暖化対策事業を推進する体制がなく、実質的な窓口不在である。
533	特定非営利活動法人賃貸住宅居住支援センター	PR不足。まだ事業も少ない。
548	NPO法人グリーンワーク	地域（市民）へのPR、伝達ができていない。地域のNPOへの関心がない。
607	特定非営利活動法人C I C英語幼稚園	理解されていないというよりも、まだ知られていないと言ったほうが良い、PR不足です。

■記述 4 行政との関係について

6	特定非営利活動法人北九州あいの会	社会全体の課題や市民活動に必要なことについてみんなと一緒に考える情報交流の機会づくり。スタッフ派遣や助成、モノ等の支援関係が一方的なものは考えられない。
7	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	情報やモノ、ヒト、オカネなど必要なものばかり。ないないづくしで日々の活動や仕事に追われて心身ともに余裕がない。

	九州	
49	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	やはり行政から自治会への中間の位置づけにより、より活動が活性化すれば当社の事業所を地域住民が利用し、住み慣れた地域ですごしていけるようにしたい。その中でも、行政のモデル事業等で関係を持つことにより、地域住民にも理解を得やすくなる。
80	特定非営利活動法人スポーツウェイヴ	カネ以外の資源のつながり。また一方的な依存ではなく、公益という理念の作りこみからはじまり、それを共有し、一緒にお互いの得意分野を活かしながら同等の立場で地域社会と市民になること具体的に進めていくような関係。
81	特定非営利活動法人ハートウェル21	介護保険の面で高齢者のカルチャー及び健康増進
82	特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構	現在、行政との良い関係で協働をしています。行政と同等の関係を築くために 1、事業に対して市民の理解と協力がえられている。 2、NPOに行政にはできないノウハウがある。 3、情報の共有ができる。 4、NPOに不足なお金が入手できる。
133	特定非営利活動法人秋桜	情報交換（地域資源に関すること、特に福祉）
224	特定非営利活動法人青空サービス北九州	行政の要求その他に対応するだけの力量不足である。
245	特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター	被害者の訴えに応じて、行政からの情報や協力をおねがしたい。また助成金も考えてほしい。
250	特定非営利活動法人北九州まなび場	教育・家庭という関りの中での活動である。学校や行政、地域も含めての活動であると思っているので行政との関係は大切な一部分である。(仮)ヤングシニアサポーターを養成してメンタルフレンドの保護者版を企画、研修は行政で行い行政の隙間をNPOで埋めていく。相談窓口は多様であってよく、初期的な解決をめざしている。
262	特定非営利活動法人人権オンブズ福岡	行政が問題が起きた時点で積極的に行動を起こしてほしい。問題が大きくなってから仕方なく監査指導するのではなく、常時権利侵害には目を光らせて欲しい。
267	特定非営利活動法人スキルアップサービス	①市民のパソコン習得希望者を市が募集してNPO等に委託する形。個々の団体が募集する場合、市政だよりを利用できないので、受講者集めに苦勞している。②NPO団体のメンバーが集まれる拠点となる長屋のような場所をNPO活動振興のために設けてほしい。③NPO

		団体の情報発信をまとめて行う定期刊行（月1回程度）や定期的交流の場を設けてほしい。※要するにNPOと行政が対等の関係までいってない団体には育てるという施策（条例、資金援助を含む）が必要である。
319	特定非営利活動法人タウンモバイルネットワーク北九州	駐輪場の設置には市の協力が必要なので（土地の問題他）
340	特定非営利活動法人北九州テクノサポート	委託事業、あるいはこちらから提案した事業の延長線を考えたい。
383	特定非営利活動法人ドリドリ会	社協やボランティア連絡協議会などの団体を通じて情報を得ることができると思われ。
385	特定非営利活動法人あんしんまちづくりの会	・健康づくりの場所や説明。美化活動でのゴミ袋、ゴミ捨て用大カゴ、看板等支援 ・子どもの健全育成事業での小・中学校との連携
403	特定非営利活動法人オールグリーン	情報をリアルタイムで入手できる。
411	特定非営利活動法人地球温暖化対策支援クラブ	行政施設の温暖化対策事業は、行政のひとり一人が温暖化防止の意識を持って、我々の活動に参画してくれなければ、我々の活動は成り立たないと思う。
413	特定非営利活動法人次世代支援GLOBAL NET	先日、日韓交流連絡会主催で日韓フォーラムを開催しました。連絡会は民間団体ですがオブザーバーで市の職員も参加しています。今回のフォーラムは市も含めた連絡会が主催でした。市、市民にとって必要なことを行政と民間団体がお互いの長点を生かして共同で取り組むことはとても大切なことだと感じました。
503	特定非営利活動法人創を考える会・北九州	広報面、金銭面、その他地域社会との接点を築くうえでの全体的なサポート
533	特定非営利活動法人賃貸住宅居住支援センター	目的が同じベクトルにあること
548	NPO法人グリーンワーク	NPOの誠意を持った対応、NPOへの業務の移動、移管（行政のスリム化）
602	特定非営利活動法人グリーンサポート	北九州美化推進員'04年4月～ 北九州市公園愛護会活動 2005年4月～ 福岡県提案公募型事業に申請中

607	特定非営利活動法人C I C 英語幼稚園	現実的には行政がどの程度本気になってNPOの活動を支援してくれるかわからない、提案できることはしていくつもりだが、行政と関係を持つことが可能かどうか疑問である。
613	特定非営利活動法人共同参画実行ネット	・行政ではできにくい事業やNPOがしたほうがより効果的な事業の委託を受けたい。・共催をできる事業は共催をしたい。
617	特定非営利活動法人西日本消費者保護協会	食品衛生の監督官庁との連携は不可欠と思っています。
635	特定非営利活動法人北九州陸上クラブRiC	市の委託事業を受託している。
70	特定非営利活動法人ちいさいおうち共同保育園	補助金
96	特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会	設立当初より行政と協働は続いており、その協働関係はうまくいっていると理解している。協働の分野は情報の相互交換、行政が市民向けに企画した事業の受託、それらの実施のための財政一部支援、行政に対する提言や市の諸委員会への参加

■記述5 これまでまでに受けた企業からの支援

6	特定非営利活動法人北九州あいの会	備品の提供（ミーティングテーブル、椅子、ロッカー）
7	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	賛助会費
80	特定非営利活動法人スポーツウェイヴ	総合型地域スポーツクラブに関する情報提供。NPO法人を取得するまで知らなかったの。
81	特定非営利活動法人ハートウェル21	—
82	特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構	① 就労場所、 ② 法律相談（司法書士）
153	特定非営利活動法人まちづくりサポート北九州	調査受託

207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	文科省と北九州市より3年間のモデル事業の折は全面的な支援でした。
207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	文部省と北九州市より3年間のモデル事業の折は全面的支援でした。
245	特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター	寄付金をいただいた。
262	特定非営利活動法人人権オンブズ福岡	賛助会員として数団体企業の支援を受けています。
319	特定非営利活動法人タウンモービルネットワーク北九州	場所の提供
383	特定非営利活動法人ドリドリ会	損保ジャパンより現金で30万円支援していただきました。
385	特定非営利活動法人あんしんまちづくりの会	バスなどの無料提供
411	特定非営利活動法人地球温暖化対策支援クラブ	公共施設の温暖化対策事業は、企業の営利活動であり、その発掘事業は、NPO活動として認められないようである。
503	特定非営利活動法人創を考える会・北九州	寄付金、協賛金、社員への広報、他団体への広報
602	特定非営利活動法人グリーンサポート	北九州公園愛護会活動
617	特定非営利活動法人西日本消費者保護協会	会員入会金として支援を受けた。行政には食品衛生に関する指導、アドバイスを受けた。資金援助はない。
635	特定非営利活動法人北九州陸上クラブRiC	賛助会員制度を設けている。

■記述6 将来に向けての計画

6	特定非営利活動法人北九州あいの会	「たすけあい」については、活動がもっとひろがって、会員ひとりひとりが夫々に住む地域で地域づくりに参加できるようになること。介護保険では、規模拡大は考えていないが利用する人に必要とされるサービス提供を続ける。自立支援活動を第一に発信できるよう力をつけたい。
49	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	毎年グループホームにおいて、ソーメン流しを行っています。2年の実績があり、今後は地域の方が今以上に参加していただけるような「なつまつり」のような形になれば、と考えています。毎年バージョンアップしています。
70	特定非営利活動法人ちいさいおうち共同保育園	学童保育
80	特定非営利活動法人スポーツウェイヴ	理念実現のためには体育系の知識を持っている人材がNPOという生き方でスポーツ振興をどんどんやってもらいたい。その開拓者としての使命があると思っている。NPOで生活の基盤をつくること、そして体育系の人材を採用し、育成していくこと、そのための準備を少しずつ進めていきたい。
81	特定非営利活動法人ハートウェル21	高齢者の相互扶助に役に立つ
82	特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構	6の②で述べた自立された元ホームレスが孤独死や再び路上へ戻らないためのサポート事業です。 ①自立生活サポート 就労継続サポート、定期連絡、定期訪問、依存症への対応、孤独死防止、ターミナルケア、ホームレス予備軍の相談窓口設置 ②居宅設置サポート 低家賃物件の情報収集と提供、連帯保証人の確保 不動産手続き
96	特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会	設立から10年経過した現在、次なる10年の将来像をつくっている、高齢者、障害者の住宅バリアフリー化工事に関する相談員と施工業者の倫理基準の設定と啓発 住宅バリアフリー展示場の開設など。
133	特定非営利活動法人秋桜	福祉分野における（在宅介護）小規模機能事業所（宅老所）を設立し、地域の高齢者に更によりよいサービスを提供したい。
138	特定非営利活動法人こころの声を伝えよう実行委員会	収益事業とネットワーク拡大
153	特定非営利活動法人まちづくりサポート北九州	市民ボンドによる風力発電

245	特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター	被害者への直接支援の取り組み
250	特定非営利活動法人北九州まなび場	・スクールカウンセラーや行政担当者以外でも、相談窓口になれるシステムづくり。 ・市民センターを気軽に利用できるようにする（年長者から若者まで交流できる場所づくり）。
253	特定非営利活動法人Wish	今後は地域のリーダーやデイ・サービスのレクリエーションリーダー向けに講座を開催して行く方向を考えている。
262	特定非営利活動法人人権オンブズ福岡	行政主導による障害者及び老人施設の幹部職員の教育の実施を協賛したい。
267	特定非営利活動法人スキルアップサービス	①会員を倍増する一現役引退後の高齢者の生きがいと社会奉仕の機会を提供できる。②パソコン指導の対象を高齢者、女性、子どもたちからさらに障害者まで広げる。
294	特定非営利活動法人SSC	法人として活動しているわけですから、現在「とりくんでいるすべての活動に対して将来発展させる事を前提に活動する義務があるのではないのでしょうか？」
319	特定非営利活動法人タウンモバイルネットワーク北九州	バイクの駐輪場の設置、運営管理
340	特定非営利活動法人北九州テクノサポート	産学連携研究会、SA21地域事務局
383	特定非営利活動法人ドリドリ会	地域の市民センターを中心に地域にとめこむように活動していきたい。まちづくり推進のお手伝いを通じて活動を広めたい。
385	特定非営利活動法人あんしんまちづくりの会	・子どもの健全育成事業 ・防犯事業等
413	特定非営利活動法人次世代支援GLOBALNET	お手数ですが年報の2005年度活動予定をご覧ください。
533	特定非営利活動法人賃貸住宅居住支援センター	高齢者支援・サポート（問11-9（住居の情報がほしい））
548	NPO法人グリーンワーク	・緑をキーワードとした福祉分野、環境分野へのアプローチ。 ・行政、民間企業と協働した事業展開。 ・園芸療法、園芸福祉（園芸リ

		ハビリテーション、ケアガーデン) ・学校ビオトープ
602	特定非営利活動法人グリーンサポート	公共の委託事業への参加、民間の助成金事業への参加
607	特定非営利活動法人C I C英語幼稚園	現在若松で活動しているが北九州の他の地域にも広めていきたい。
613	特定非営利活動法人共同参画実行ネット	女性に関する施設の指定管理者になれるよう、実力ある団体に成長したい。(未だ公にしていない)
617	特定非営利活動法人西日本消費者保護協会	食品を摂取することにより、人の健康に悪影響や生命に関することもあります。安全な食品を購入する消費者保護の観点からウォッチャー機能をさらに強化していきたい。現況の監督官庁の指導の甘さと食品チェック機能の不充分さが目立つ。
635	特定非営利活動法人北九州陸上クラブRiC	国際交流の定期的な実施。
638	特定非営利活動法人Venus One	現在の活動を維持発展させ、継続させていきたい。

■記述7 求めたい支援内容

6	特定非営利活動法人北九州あいの会	どんなサービスや活動が必要と思うか、ひとりひとりが考えていくこと。
7	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	—
37	特定非営利活動法人ホームヘルプ事業いきいき北九州	—
39	特定非営利活動法人北九州国際自然大学校	—
49	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	—
70	特定非営利活動法人ちいさいおうち	—

	共同保育園	
80	特定非営利活動法人スポーツウェイヴ	NPOで働くには2つの知識や技能が必要であるとする。1つは自分の持つ専門分野、もうひとつは、NPOについてである。この2つの理解がなければ、市民サービスを行うことができないとする。前者は各NPOで身に着けることができるが、後者については専門的な研修や人材養成のカリキュラムが必要であるとする。
81	特定非営利活動法人ハートウェル21	高齢者の介護予防に役立たせたい
82	特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構	まず、どんな方法でもかまいません。教えてください。ボランティアをされたい方の情報。どんなボランティアを必要としているかの情報。
96	特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会	—
133	特定非営利活動法人秋桜	「福祉分野」に興味をもたれている方。
138	特定非営利活動法人こころの声を伝えよう実行委員会	—
153	特定非営利活動法人まちづくりサポート北九州	—
196	特定非営利活動法人市民塾21	—
207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	—
207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	—
224	特定非営利活動法人青空サービス北九州	会員様は生活扶助世帯の対象者が多い。また高齢者であり、自由に外出移動が可能な体制を構築する必要があります。車両、および人材の確保のためにも資金の援助体制の確立が急務であります。
245	特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター	公的機関のスペースを安く使用できれば活動資金も有効に使用できる。施設賃借料が年間80万円で支出の約4割なのでその分を直接的支援活動に使用することができれば、と思う。
250	特定非営利活動法人北九州まなび場	—
253	特定非営利活動法人	—

	人Wish	
262	特定非営利活動法人人権オンブズ福岡	資金が潤沢にあまったら、有給の活動家を雇用できたら会の活動が活発化すると思われる。
267	特定非営利活動法人スキルアップサービス	NPOは非営利活動であり、発足直後は財政的にひ弱いので安く使える事務局スペース、会員が気軽に情報交換できる場所を市のほうで用意して欲しい。・電話、FAX、コピー、湯沸し、駐車場も安く使えるように配慮してほしい。・NPO活動が活発になれば行政のよきパートナーとなるはず。
294	特定非営利活動法人SSC	(問11 9その他 私たちはNPO活動は社会的支援を求めるものではなく、社会に対してアクションを起こしていくものと考えます。
319	特定非営利活動法人タウンモバイルネットワーク北九州	ー
340	特定非営利活動法人北九州テクノサポート	事務局スペースの賃借料金などの補助、支援等(無償は最も好ましい)
383	特定非営利活動法人ドリドリ会	活動を認め支援してほしい。
385	特定非営利活動法人あんしんまちづくりの会	事業を発展させる為には将来拠点となる事務所とスタッフ(ボランティア)が必要となる。
388	特定非営利活動法人通院介護センター「さわやか」	ー
403	特定非営利活動法人オールグリーン	ー
411	特定非営利活動法人地球温暖化対策支援クラブ	民生部門の地球温暖化対策(CO ₂ 削減対策)は、家庭や業務ビルのみでなく、行政関連のビル(庁舎)や施設、大学のキャンパス等も対象となりますが、行政官庁は、自らが使用している施設について先ず実行し、民間に模範を示すべきです。その為のNPO活動が我々の目標です。
413	特定非営利活動法人次世代支援GLOBAL NET	特に考えておる内容はありますが現在は理事会と事務局で運営しているようなもので、今後、会員はじめ多くの方の参画を募りたいと思っています。
466	特定非営利活動法	ー

	人福岡邦楽芸術文化振興会	
503	特定非営利活動法人創を考える会・北九州	会の活動内容を多くの市民に知ってもらい、子どもから大人まで、積極的に参加できるようなアートの仕組みを市民全体で創り上げていくこと。
507	特定非営利活動法人GGP（ジェンダー・地球市民企画）	行政内部でもNPOに対する理解が少ないと思う。
533	特定非営利活動法人賃貸住宅居住支援センター	－
548	NPO法人グリーンワーク	NPOに対する市の資金援助を増やして欲しい（助成金、NPOとの契約など）
602	特定非営利活動法人グリーンサポート	NPO法人として資金等の借入れが出来る機関がほしい
607	特定非営利活動法人CIC英語幼稚園	PR不足なので、PRになにか役立つことはないか考慮中。
613	特定非営利活動法人共同参画実行ネット	事務局をしっかりとしたものになければNPO法人の活動の進展は考えられない。先ず物理的に事務局スペースが必要である。事務所の借入れについては、家賃が高く、NPOにとっては、出費上問題がある。共有でもよいがそのようなスペースがほしい。
617	特定非営利活動法人西日本消費者保護協会	消費者食品を購入するポイントとして、第一に値段をみる第2に賞味期限や鮮度をみて決めている実態が多い。そこで、消費期限や加工食品の添加物を注意してみてほしい。添加物の見分けについて知識が必要です。食品添加物の良否の研修会が必要です。今後、行政と一緒に計画を検討していきたい。
632	特定非営利活動法人グローバルサポートクラブ	－
635	特定非営利活動法人北九州陸上クラブRiC	－
638	特定非営利活動法人Venus One	－

■記述8 具体的な支援内容

6	特定非営利活動法人北九州あいの会	情報をまとめて提供するしくみがあればそこに人が集まる。提言や調査も重要と思うがそのための期間がつくられるよりも、NPO活動に関る人が集まり、自然とその人たちの思いから提案や調査の必要が高まって繋がっていけばいいと思う。
7	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	—
37	特定非営利活動法人ホームヘルプ事業いきいき北九州	—
39	特定非営利活動法人北九州国際自然大学校	市民ファンドが出来たらいいなあ。
49	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	—
70	特定非営利活動法人ちいさいおうち共同保育園	—
80	特定非営利活動法人スポーツウェイヴ	NPOマネージャーの養成講習会。認定資格として、基礎講習、専門講習、試験を行い、そういった人材のいるNPOは行政や企業の社会的信用も厚くなるようなもの。更新性。
81	特定非営利活動法人ハートウェル21	市の広報誌にでも、NPOの活動を掲載願いたい
82	特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構	企業との連携は大変難しいです。できれば、社会貢献を望んでいる企業を教えてください、連携の助けをしてくださると助かります。
96	特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会	—
133	特定非営利活動法人秋桜	NPO事業を行ううえでの「かけこみ寺」的な存在であってほしい。
138	特定非営利活動法人こころの声を伝えよう実行委員会	行政→市民の逆の流れが必要だと思うのでそのパイプ役
153	特定非営利活動法人	—

	人まちづくりサポート北九州	
196	特定非営利活動法人市民塾21	—
207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	—
207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	—
224	特定非営利活動法人青空サービス北九州	短い期間でのボランティア活動は意欲さえあれば誰でもできますが、長い期間となると生活の保障がないと意欲だけでは長続きしません。活動の継続性を満たすための経済力、マンパワーの質の向上と量の確保の為、事業性を持たざるを得ないのです。今後とも地域の方々へより多くのサービスを提供し、発展の為の活動をしつつ、一人一人が使命に燃えて歓びの生命輝く穏やかで安心のまちづくりに参画していきたいと願っております。
245	特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター	—
250	特定非営利活動法人北九州まなび場	活動を行うにあたり、人材の育成は重要である。ボランティアとNPOの違いなど基本的な事を認識して活動にあたりたい。事実、研修会に参加していく中で会員の意識が少しずつ変化していている、永く活動を続けるには人材の育成が必要である。
253	特定非営利活動法人Wish	我NPOにふさわしく、一緒に活動してくれる人材がほしい。経理、広報にたけ人がいれば、もっと良い活動ができると思う。
262	特定非営利活動法人人権オンブズ福岡	—
267	特定非営利活動法人スキルアップサービス	個々の団体でチラシを作っても広く配布できない。どこか窓口でまとめて市政だよりのように体裁を整え定期的に配布してもらいたい。そして、2の『情報交換ができるネットワークセンター』、交流会等の場があれば情報誌ではわからないことも直接聞き出すことができる。
294	特定非営利活動法人SSc	—
319	特定非営利活動法人タウンモバイルネットワーク北九	—

	州	
340	特定非営利活動法人北九州テクノサポート	継続することに意義があると思うが全くの無償では人は動かないし、すたれる。これには財政基盤をしっかりとしないといけないと痛感している。
383	特定非営利活動法人ドリドリ会	身近な具体的な情報がほしい。
385	特定非営利活動法人あんしんまちづくりの会	・子どもの健全育成事業 ・街の美化事業 ・防犯・安全活動事業
388	特定非営利活動法人通院介護センター「さわやか」	－
403	特定非営利活動法人オールグリーン	－
411	特定非営利活動法人地球温暖化対策支援クラブ	行政のひとり一人が、市民活動の一員になってほしい。
413	特定非営利活動法人次世代支援GLOBAL NET	語学講師、通訳・翻訳スタッフなどの外国人スタッフ、日本の伝統文化などを外国人に紹介できる日本人スタッフを紹介して欲しい。
466	特定非営利活動法人福岡邦楽芸術文化振興会	－
503	特定非営利活動法人創を考える会・北九州	
507	特定非営利活動法人GGP（ジェンダー・地球市民企画）	－
533	特定非営利活動法人賃貸住宅居住支援センター	－
548	NPO法人グリーンワーク	北九州市のNPOへの助成を増やして頂きたい
602	特定非営利活動法人グリーンサポー	－

	ト	
607	特定非営利活動法人C I C 英語幼稚園	・ネット上におけるN P O団体の紹介。 ・活動の種類による分類 ・センターの方でN P O団体の活動状況の把握をしてもらい、必要に応じて情報を提供する。
613	特定非営利活動法人共同参画実行ネット	N P O法人の活動は市内のみをターゲットにするものとは思わない。私たちの活動は男女共同参画による活力ある地域、まちづくりにある。他の都市や外国の活動を参考にしたいし、その中からとりいれるべき事例が数多くあると思う。
617	特定非営利活動法人西日本消費者保護協会	—
632	特定非営利活動法人グローバルサポートクラブ	—
635	特定非営利活動法人北九州陸上クラブRiC	行政の発想の転換を促すための政策の提言をやっていききたい。
638	特定非営利活動法人Venus One	—

■記述9 メッセージ

6	特定非営利活動法人北九州あいの会	私たち自身は今の活動内容をもっとはっきりとPRしていくこと。何かをはじめたい人が始められるような活動の仕方のPRも必要。
7	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	—
37	特定非営利活動法人ホームヘルプ事業いきいき北九州	私どもはN P O介護事業にて人員や利用者は多い。ただし地域の中では苦しい人も多く、介護事業の中でも**（支払い無理）の方もあり、その人たちはボランティアで活動している。ほかにまち中にある家や身寄りのない方のお世話を役所（保護課）と話し合っている。最近はどこからか流れて小倉（北九州）にくる方が多く年々増加しています。
39	特定非営利活動法人北九州国際自然大学校	—
49	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	当法人では、認知症の高齢者に対してのサービスを行っています。しかし、現在の利用者の方は、ほとんどが地域外の方ばかりです。今後は地域住民の方が利用者と交流が持てたり、（ボランティアで）私たち

		の活動を支援して下さる中で当法人のディサービスを利用してその後自宅でのターミナルを迎えたり、また、グループホームに入所してターミナルを迎えたりといった、関係機関との連携をとり、最後まで住み慣れた地域で生活できるように、地域交流を深めながらお互いに支えあい、協力していけたら、と考えております。10周年(当法人 H21年度予定)では、スタッフと地域と協同で開催できるような企画を考えていけたら、と思っております。
70	特定非営利活動法人ちいさいおうち共同保育園	—
80	特定非営利活動法人スポーツウェイヴ	「このままでいいのか」とまず、社会をみつめてみる市民の姿勢が必要。そして、「このままでいい」もしくは「いやダメだ」という決断をすること。そしてよりよい社会を誰かに創ってもらうのではなく、いまから、ここから、自分にできることからはじめようとする意識が重要。そういう人を発掘し、NPOで生かせるようなシステムを各NPOで、また地域で作らなければならないと思う。
81	特定非営利活動法人ハートウェル21	我々は高齢者が元気に目標をもって生活していただく援助をしたい。健康寿命と平均寿命の差が5年から7年といわれています。また、介護の問題が財政面も含めて議論されております。これから団塊の世代が高齢を迎えるにあたって、元気な高齢者を要介護者にしない、施策をとる必要を感じる。高齢者が幸せにすごせる「文化」をつくりたい。
82	特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構	①単純に、良いことをする。という意識で学校や地域で行動を起こす。 ②地域に積極的に働きかける仕組みをNPO内部に作る。
96	特定非営利活動法人北九州市すこやか住宅推進協議会	現在では、機関紙「すこやか」高齢者、障害者住宅のバリアフリー施工事例集の発刊配布、などを市民センター、社会福祉協議会あるいは老人クラブ連合会等を通して広報啓発に努めている。
133	特定非営利活動法人秋桜	—
138	特定非営利活動法人こころの声を伝えよう実行委員会	各人ができることからすこしずつでも、協力すること、ひとごとではなく、「わたしから」始まるという意識を高めること、意識が低いところで方法を語っても仕方がない。すでに活動している団体は横につながる。
153	特定非営利活動法人まちづくりサポート北九州	—
196	特定非営利活動法	—

	人市民塾21	
207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	—
207	特定非営利活動法人戸畑コムスポ	—
224	特定非営利活動法人青空サービス北九州	<p>今日、人それぞれがそれぞれの価値観を持ち、自分自身の個性を発揮して自由に生き、人間らしく生きる為の自己決定ができる時代になりました。しかし、高齢社会の進行と少子化の同時進行により、一人の生活を余儀なくされたり、老々介護の世帯が増加して介護人に不自由している人が沢山おられます。困った時に、大いに活用できるボランティアによるサービスと公的サービスとが良きパートナーシップを持って、進められれば地域社会での助け合いを現代社会にあった形で具体化していくことができます。多くの選択肢の中から、様々な支援を受ける事により、家族の介護負担も軽減され、また受ける側にとっても介護する家族への気兼ねが軽減されることとなり、一人一人の心の不安が取り除かれます。そして、人生最終章へ向かって少しでも生きがいを持って、生きる為の手助けができるのではないかと考えます。</p> <p>こういった諸事業の遂行上、問題になるのは世間一般のNPOに対する認識不足が多少あります。ボランティアは無料で当たり前の方が居られ、我々も途方にくれますが、未だ道なかばにて先がみえないのが実情です。このような現況を打破する為にも、社会保障制度が導入された目的と合致する応益負担と相互扶助の精神を広く地域住民に浸透させることが必要です。A我々の事業がメジャーになる日が一日でも早いことを切に願っております。</p>
245	特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター	—
250	特定非営利活動法人北九州まなび場	—
253	特定非営利活動法人Wish	市や社会福祉協議会などが、NPOの活動を理解し協力してもらえると、もっと地域の人や高齢者が住みやすくなると思う。
262	特定非営利活動法人人権オンブズ福岡	—
267	特定非営利活動法人スキルアップサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性UPのための不断的努力 ・行政や他の団体ではやっていないサービス、市民のニーズに合致したサービスの開発、提供 ・会員の獲得と養成 ・NPO団体同士のネットワーク ・行政がNPOを

		育てるという意識を持つような施策（条例） ・市の財政のうち、毎年何%かをNPO育成のために使うという条例
294	特定非営利活動法人SSC	私たちの活動は行政に絶望するところから始まりました。子どもたちが自分の好きなスポーツを好きな環境で行いたい、という希望を持った子どもたちにできるだけ多様なスポーツ機会の提供を行っていきたいと考えています。行政に対しても様々な提案をしてきましたが、ことごとく拒否されてきました。ところが国は私たちの活動を支援しようとしています。国と市の考え方が全く異なっているところに問題があります。これは一種の地域エゴの結果だと考えます。従って私たちは「市レベル」の行政とは関らず、国の指針に沿った活動を行うことで地域に対して、新しいライフスタイルを提案することが目的を達成する一番近道ではないかと考えています。
319	特定非営利活動法人タウンモバイルネットワーク北九州	ー
340	特定非営利活動法人北九州テクノサポート	我々の活動内容、特に支援協力をできる事柄をもっと知ってもらい地道な活動をすべきだと思う。そのためには実績をひとつひとつ積み上げていくことが重要だと考えている。NPOの活用によるメリットを強調すべきだと思う。
383	特定非営利活動法人ドリドリ会	団塊の世代がリタイヤするのでその方々と一緒に活動していきたい。
385	特定非営利活動法人あんしんまちづくりの会	事業に必要な資金援助（どれでも、何でもでない）
388	特定非営利活動法人通院介護センター「さわやか」	ー
403	特定非営利活動法人オールグリーン	環境問題に対する意識が高まればと思っている。
411	特定非営利活動法人地球温暖化対策支援クラブ	地球温暖化対策事業の発掘を目的に、区役所と大学キャンパスの省エネ温暖化対策診断を行い事業化提案を行ったが、環境対策の指導的な立場にある行政や大学の施設が最も省エネ温暖化対策の遅れた部門である事が判明した。問題は、各施設の管理部門が、縦割り行政の為に事業化する為の統括部署がなく、統括責任者が不在である為に、提案を受け付け検討する窓口がない。事業の予算化にも議会の承認が必要であることや、職員の定期的な人事異動によって活動の継続を絶たれ

		た。大学の場合も、管理事務局の体制が対応していない。市民活動と行政や企業の橋渡しの活動として、他の市民団体や市民グループとの交流や協働を行い、公共部門の展開が可能か検討中です。
413	特定非営利活動法人次世代支援GLOBAL NET	－
466	特定非営利活動法人福岡邦楽芸術文化振興会	アンケート結果を当該アンケートをお願いした団体に公表していただけたら、と思います。簡単なまとめ（メモ）で構わない、と思います。
503	特定非営利活動法人創を考える会・北九州	－
507	特定非営利活動法人GGP（ジェンダー・地球市民企画）	－
533	特定非営利活動法人賃貸住宅居住支援センター	－
548	NPO法人グリーンワーク	・専門分野（緑のまちづくり）のレベルアップ ・他のNPO、市民団体とのネットワークの強化 ・市、企業へのPR ・行政の援助、スリム化 ・NPO活動はボランティア活動（無償活動）と考えている人、企業、行政が非常に多い。認識を変える施策を行うべきと考える。
602	特定非営利活動法人グリーンサポート	－
607	特定非営利活動法人CIC英語幼児園	個人的にもNPO法人としても他に依存する形でなく自立した存在として、活動できるようでないといけない。行政では出来ないことをNPOが実施し、世の中の変革をすすめていくことが大事。
613	特定非営利活動法人共同参画実行ネット	・まず、市民が人権を尊重するという観点を持つようになること そのための意識や行動を着実に積み上げていくことだと思う。 ・第二次世界大戦が終了し、国連を中心に「平等・開発・平和」を目標に国際的な活動が展開され、徐々に成果もでてきているが、まだまだ残す課題も多いのが現状である。 ・20世紀は戦争の世紀であり、その後、科学技術が進展した世紀でもあった。「人権」ということ、「男女平等」が表に出て論議されるようになり、「環境問題」にも視点があてられる

		ようになった。・21世紀にはこれらの解決に向けた取り組みが重要な課題だと思う。老若男女、そして、自然や人間内外の動物との共生を考えなければ、平和や人類の未来はないと言われているがその通りだろう。・自分の身近なところから、またできるところから、この目的にせまる活動を行っていきたい。様々な分野で当面の目標は違うように見えても、究極のところは、同じではないだろうか。そのような人々、団体のネットワークができ、助け合ったり、切磋琢磨したりできることが望みである。そこからよりよい北九州の一面が生まれるのではないだろうか。
617	特定非営利活動法人西日本消費者保護協会	—
632	特定非営利活動法人グローバルサポートクラブ	街頭募金運動をもっと理解してほしい。
635	特定非営利活動法人北九州陸上クラブRiC	—
638	特定非営利活動法人Venus One	NPO法人として設立した目的に向かって活動することが地域に貢献することにつながるものとする。その活動を行っていくなかで様々なネットワークを構築し、そのネットワークをまた地域に還元できるように努めたい。

参考文献

著書

- 李妍焱 2002 『ボランティア活動の成立と展開』 ミネルヴァ書房
山崎克明 2003 「北九州におけるNPOと市民社会の形成」『「地域づくり」に関する比較研究Ⅱ』北九州市立大学北九州産業社会研究所
山岡義典編著 1997 『NPO基礎講座 市民社会の創造のために』

報告書

- 内閣府国民生活局編 2002 『NPO支援組織レポート2002 中間支援組織の現状と課題に関する調査報告書』

ホームページ

北九州市総務市民局地域振興課市民活動サポートセンターホームページ

<http://www2.kid.ne.jp/v-net/>

平成17年度第1回市民活動推進懇話会議事録より

資 料

北九州NPO研究交流会定例会平成17年1月14日資料「これまでの市民活動サポートセンターの歩み」（北九州市市民活動サポートセンター作成）

2005年度「地域づくり研究会」会員

氏 名	所 属 及 び 役 職
山 崎 克 明	北九州市立大学産業社会研究所 所長
石 塚 優	北九州市立大学産業社会研究所 教授
稲 月 正	北九州市立大学外国語学部 教授
須 藤 廣	北九州市立大学文学部 教授
山 下 厚 生	北九州市立大学 非常勤講師
田 代 久美枝	「おとなりさんネット<えん>」 代表
岩 丸 明 江	北九州NPO研究交流会運営委員
加 来 和 典	下関市立大学 助教授
高 野 和 良	山口県立大学 教授
渡 辺 良 司	北九州市社会福祉協議会 福祉部長
山 田 留 里	北九州ミズ21第8期委員会 委員
半 田 百合枝	北九州市職員 社会教育主事
村 山 浩一郎	西南女学院大学 講師
樋 口 真 己	西南女学院大学 助手 (教学部学習支援職員)
松 永 富士雄	守恒市民センター 館長
手 塚 秀 雄	北九州市職員
大 西 昌 寛	北九州市職員

2005年度「地域づくり研究会」記録

年 月	報 告 者	テ ー マ
2005年4月	村 山 浩一郎	近隣政府論
5月	半 田 百合枝	小倉北区のまちづくり ～1校区1テーマ こんなまちにしていきたい～
6月	須 藤 廣	小倉南区北方におけるまちづくりについて
7月	山 崎 克 明	市民・NPO・行政の協働のシステム －北九州市におけるホームレス自立支援事業の場合－
9月	石 塚 優	少子化時代における学生の生き方について －北九州市立大学学生の意識調査
10月	高 野 和 良	過疎高齢社会の維持可能性と地域福祉
11月	吉 武 聡	コミュニティビジネスが地域にもたらす インパクトについて
2006年2月	渡 辺 良 司	介護保険と高齢者の権利擁護をめぐって
3月	村 山 浩一郎 山 崎 克 明	まちづくり協議会と市民センターの現状と課題： 聞き取り調査から

2005年度 社会福祉プロジェクト
「地域づくり」に関する調査研究報告書
平成18年3月

発行所 地域づくり研究実行委員会
北九州市立大学北九州産業社会研究所
〒802-8577 北九州市小倉南区北方4丁目2-1号
TEL (093) 964-4302 FAX 093-964-4300
<http://www.kitakyu-u.ac.jp/kicrs/index.htm>

印刷所 よしみ工業株式会社
〒804-0094 北九州市戸畑区天神1丁目13番5号
